

# 標準火災調査書類作成マニュアル

---

総務省消防庁予防課

令和 4 年 8 月

消防庁ホームページ公開

# 目次

<b>第1章</b>	<b>火災調査書の概念</b>	
第1節	火災調査書類の意義	1-1
第2節	火災調査書類の構成及びその様式	1-1
第3節	火災調査書類作成上の留意事項	1-4
第4節	火災調査書類の電子化に係る留意点について	1-5
<b>第2章</b>	<b>火災調査書</b>	
第1節	火災調査書の作成目的	2-1
第2節	火災調査書の記載事項	2-1
<b>第3章</b>	<b>火災原因判定書</b>	
第1節	火災原因判定書の作成目的	3-1
第2節	火災原因判定書作成上の留意点	3-1
第3節	火災原因判定書の記載事項	3-5
<b>第4章</b>	<b>出火出動時における見分調査書</b>	
第1節	出火出動時における見分調査書の作成目的	4-1
第2節	出火出動時における見分調査書の作成者	4-1
第3節	出火出動時における見分調査書の記載事項	4-1
<b>第5章</b>	<b>実況（鑑識）見分調査書</b>	
第1節	実況（鑑識）見分調査書の作成目的	5-1
第2節	実況（鑑識）見分調査書の作成者	5-1
第3節	実況（鑑識）見分調査書の作成上の留意点	5-1
第4節	実況（鑑識）見分調査書の記載事項	5-3
第5節	図面及び写真	5-12
<b>第6章</b>	<b>質問調査書</b>	
第1節	質問調査書の作成目的	6-1
第2節	質問調査書の作成者	6-1
第3節	質問調査書作成上の留意事項	6-2
第4節	質問調査書の作成対象者と聴取（記載）事項	6-6
<b>第7章</b>	<b>損害調査書</b>	
第1節	損害調査書の作成目的	7-1
第2節	損害調査書の記載事項	7-1

## 第8章 死傷者の調査書

- 第1節 死傷者の調査書の作成目的…………… 8-1
- 第2節 死傷者の調査書の記載事項…………… 8-1

## 第9章 資料提出命令書・報告徴収書

- 第1節 資料提出命令書・報告徴収書の作成目的…………… 9-1
- 第2節 資料提出命令書・報告徴収書の留意事項…………… 9-2
- 第3節 資料提出命令書・報告徴収書の記載事項…………… 9-2

## 作成例

- 1 建物火災 (1)全焼火災…………… 1
- 2 建物火災 (2)ぼや火災…………… 15
- 3 車両火災 (火災原因判定書・実況見分 (鑑識) 調査書) …… 24
- 4 林野火災 (火災調査書・実況見分 (鑑識) 調査書) …… 29

## 様式集

- 様式1 火災調査書
- 様式2 火災原因判定書
- 様式3 出火出動時における見分調査書
- 様式4 実況 (鑑識) 見分調査書
- 様式5 質問調査書
- 様式6 損害調査書
- 様式7 死傷者の調査書
- 様式8 資料提出命令書
- 様式9 報告徴収書

## はじめに

近年、国民生活の多様化や技術の進展等に伴い、火災の原因も多様化・複雑化し、火災調査の困難性が増している状況にあります。また、火災件数の減少に伴い、火災調査の実務を通じた当該業務に精通した職員の育成機会が減少している状況となっています。

令和2年度に全国の消防本部を対象に実施した調査によると、全体の半数以上の消防本部が、独自の火災調査業務に関するマニュアルを作成していない状況です。

本マニュアルは、各消防本部が定めている火災調査書類や、各消防本部の書類の作成方法に合わせて自由に編集し、使用することができます。各消防本部においては、本マニュアルを参考とし、火災調査業務に関するマニュアルの作成・改訂作業や、火災調査業務の一層の効率化に活用していただくようお願いします。

## 本マニュアルの記載例について

本マニュアルに掲載している記載例は、総務省消防庁が令和3年度に設置した「火災調査の業務効率化の実現に向けたプロジェクトチーム」を構成する消防本部から提供された記載例を基に、プロジェクトチーム事務局で一部修正を加えたものです。

## 第1章 火災調査書類の概念

### 第1節 火災調査書類の意義

火災調査書類は、消防法第7章の規定に基づいて消防機関が行う「火災の調査」の結果に基づき、消防機関が判定した火災の原因などを写真や図面などを使用して、詳細に記録した文書です。

火災1件ごとに作成される火災調査書類は、市民への防火指導などの火災予防のための資料として活用されるほか、火災時の消防活動を検証するための資料としても活用されており、消防の業務において広く活用することができる資料です。火災調査書類は消防機関が行う火災予防対策や消防活動向上を目的に作成するものでもあるため、必要な情報を記録することは極めて重要です。

一方で、火災調査書類は公的機関である消防機関が作成する文書であるため、司法の場など本来の火災調査書類の作成目的以外の場面で使用されることも想定されます。

### 第2節 火災調査書類の構成及びその様式

消防機関が行う「火災の調査」は、調査活動の結果を「火災調査書類」として記録し、その後の火災予防対策や消防活動の向上のための資料として活用することで、初めてその目的が達成されます。

火災調査書類は、実際に火災調査を行った消防機関において活用する以外にも、類似火災の予防や統計上の観点から、全国的な消防行政のための資料として活用される機会があります。そのため、書類の作成に当たっては、適切に火災の調査結果を記録することはもちろんのこと、後に資料として活用する際に、火災調査結果の概要や要点がわかりやすいものとすることが望ましいとされます。

#### ■ 1 火災調査書類の省略

小規模な火災で、消防行政上の資料として重要性が低いものや、出火原因が明らかで多くの書類を作成する必要がないものについては、作成する書類を省略し、業務の効率化を図ることが可能です。

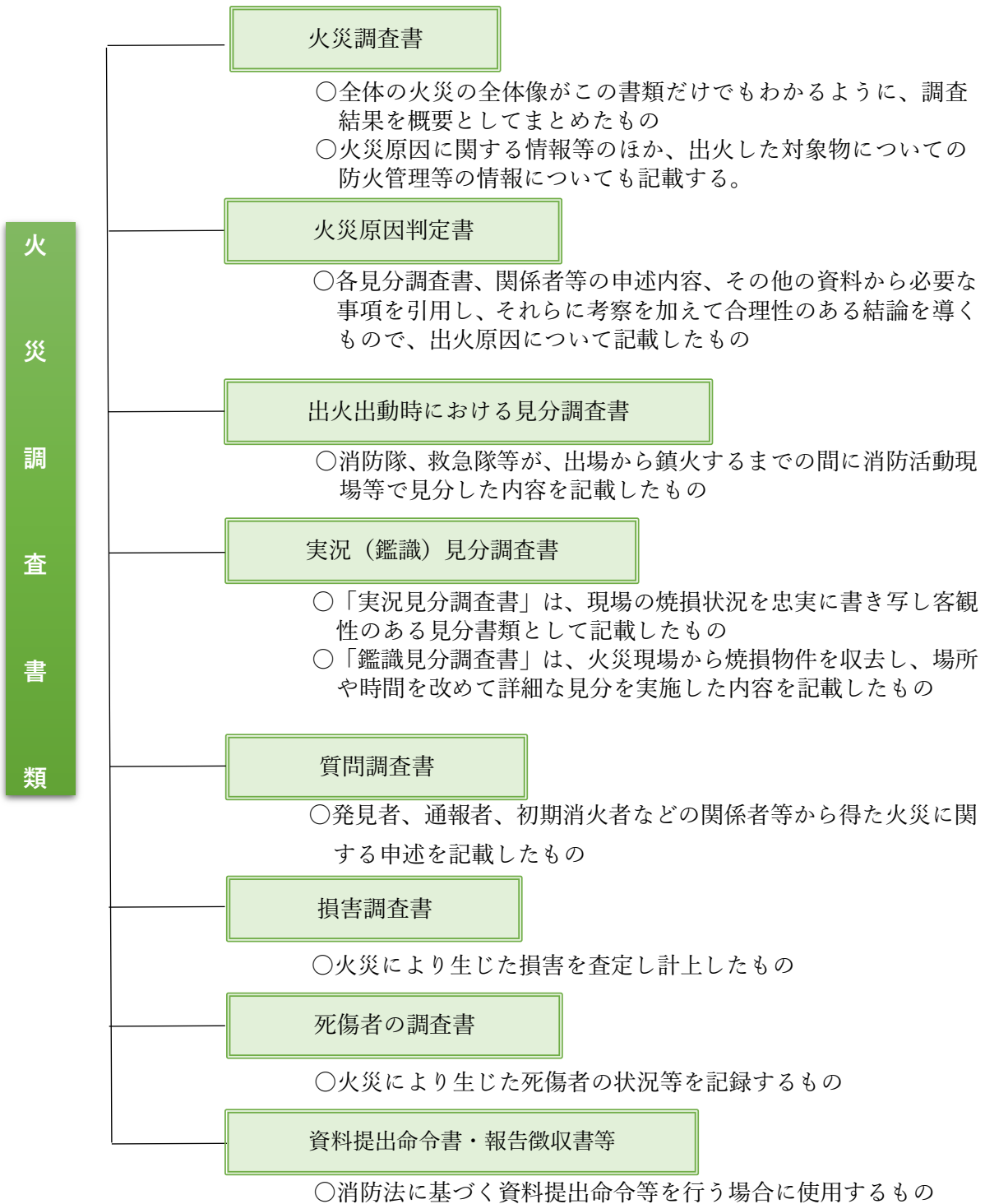
なお、社会的影響が大きな火災や、消防長等が特に必要と認める火災などについては、必要に応じて書類の省略要件から除外することが考えられます。

書類省略の判断要素の例は以下のようなものが挙げられます。

- ① 書類を省略するための判断要素の例
  - ・ 火災種別（その他の火災等）
  - ・ 損害額が少ない火災（損害額が〇〇円未満）

- ・ 焼損規模が小さな火災（ぼや等）
  - ・ 出火原因が明らかな火災
- ② 書類を省略せずに作成するための判断要素の例
- ・ 特異な火災（危険物火災等）
  - ・ 隣棟に延焼した火災
  - ・ 死傷者が発生した火災
  - ・ 他法令との関係がある火災（PL法等）

■ 2 火災調査書類の構成及び様式の一覧



### 第3節 火災調査書類作成上の留意事項

火災調査書類は、前述のように、消防機関が行う様々な業務の中で活用される資料であり、書類を構成する「火災原因判定書」や「実況（鑑識）見分調査書」などの各様式については、それぞれの作成目的に応じた表現や論理展開とする必要があります。

ここでは、各様式に共通した一般的な留意点を挙げ、各様式の留意点については、それぞれの様式ごとに解説を行うこととします。

#### ■ 1 簡潔・明瞭な文章であること

主語と述語が曖昧な文章や、難解な言葉遣いや堅い表現を使用した文章、書類の作成者が実際の調査現場を知っているために本来説明が必要な部分を省略しているような文章によって作成された書類は、後から読んだ者にとって非常に分かりにくいものとなってしまいます。

他に言い換えることができない学術用語などの専門用語や、固有名詞は問題ありませんが、書類を作成するに当たっては、原則として、常用漢字を用いて公文書の作成ルールに従い、誰が読んでも分かりやすい文章となるように配慮する必要があります。

#### ■ 2 誤字・脱字等がない文章であること

誤字や脱字があったり、当て字が使用されていたりする文章は、後から書類を読んだ者に対して正しく書類作成の意図が伝わらないおそれがあり、また、書類の信用性が損なわれるおそれもあります。

使用する言葉の表現はもちろんのこと、文字一つ一つの使用についても、留意して書類を作成することが必要です。

#### ■ 3 必要な書類を添付すること

火災調査書類について、火災の種別や規模等に応じて様式を使い分ける運用をしている場合は、必要な書類が正しく作成されていることを確認する必要があります。また、各書類において、必要な記載項目が正しく記載されているかについても注意する必要があります。

#### ■ 4 各様式に対する理解の上で作成すること

火災調査書類は、各様式を使用して複数の調査書類によって構成されています。これは、各調査書類には、それぞれに作成目的があり、求められる文章の表現も異なり、また、書類の作成者が必ずしも一致しない場合があるためです。作成者は、各様式に求められる作成目的を明確に理解したうえで書類の作成を行う必要があります。



### 実況見分（鑑識）見分調査書の例

（悪い例） 床面には、天井付近にロープを渡し、ハンガーを掛けて干していた衣服の焼残物が落下している。

（良い例） 床面には衣服の焼残物が認められる。立会人は、天井にロープを渡し、そこにハンガーに掛けて干していたものであると説明する。

## 第4節 火災調査書類の電子化に係る留意点について

火災調査書類は火災1件ごとに作成され、消防業務全般や統計情報に活用される資料であるという性質から、一般的な書類と比較すると長期間の保存期間が設定される傾向にあります。保存すべき火災調査書類は膨大な分量となることから、保存スペースの確保や、過去の書類の検索が困難となること等が課題となります。

火災調査書類を電子化することにより、過去の書類の検索性が向上し、目的に合わせた火災事例を検索することが容易になることから、消防行政上、火災事例をより有効に活用することが可能になります。また、書類作成の迅速化や、図書の保存スペースの削減等に大きな効果があるほか、電子決裁をすることが可能となります。

### ■ 1 押印の見直し

「消防関係法令に基づく書面規制、押印対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」（令和2年12月25日付消防総第812号）では、押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、押印を不要とすることが方針として示されました。

また、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日府政経シ第631号）においても、国の押印見直しに係る考え方は『実質的証拠力や文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料などの証拠全般により判断されるものであって、形式的証拠力の観点からも押印による推定（文書の真正性 民事訴訟法第228条）は限定的である』という見解であることが示されています。また、文書作成の真意の確認のための押印についても、実印によらない押印は本人確認としての効果は小さく、あまり意味をなさないとされています。

以上のことを鑑み、火災調査書類の押印欄についても見直しを図り、原則として廃止することが妥当であるといえます。

### ■ 2 写真・図面の添付方法

火災調査書類に添付する写真や図面については、改ざん防止の観点から、デジタルカメラで撮影した場合であっても、写真を印刷した上で添付又は保存するという手続きが多くとられていましたが、このことは業務効率化や火災調査書類の電子化の妨げとなっていました。

火災調査書類は、第1節で示しているとおり、消防機関における今後の火災予防施策の立案や、消防活動上の資料としての活用するために火災の調査結果について記録することが目的であるため、厳格な改ざん防止を行う必要はありません。火災調査書類の電子化推進の観点から、写真や図面は電子データで扱うことが適当です。

写真や図面を電子データで扱う場合は、火災調査書類の電子データに直接挿入する方法のほか、写真や図面を個別のファイルで保存する方法が考えられます。火災調査書類の見やすさやデータ管理の容易さから、火災調査書類の電子データに直接挿入する方法を基本とし、写真や図面を大きなサイズで表示する必要がある場合は個別のファイルで保存することとします。個別のファイルで保存する場合、火災調査書類と同一のフォルダに保存するなど、火災調査書類と一体で活用及び保存がなされるよう留意する必要があります。

### ■ 3 電子データによる保存方法

保存期間が定められている火災調査書類については、当該電子データが保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにする必要があります。

また、当該電子データについて、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じることが必要です。

## 第2章 火災調査書

### 第1節 火災調査書の作成目的

火災調査書は、一目で火災の全体像を把握することができる資料として作成します。火災の実況（鑑識）見分調査書、火災原因判定書、質問調査書等の内容を一つにまとめ、さらに防火管理状況などの調査内容も加えるため、火災調査に係る情報を包括的に記載する必要があります。

### 第2節 火災調査書の記載事項

火災調査書の標準的な記載事項は、次ページ以降で様式に示したとおりです。

各項目の記載要領は、基本的には火災報告取扱要領（平成6年4月22日付け消防災第100号別紙）に則って作成することとなりますが、書類の作りやすさやわかりやすさ等の観点から、独自の記載要領とすることも可能です。

以下、「火災・原因概要欄」、「発見状況欄」、「通報状況欄」、「初期消火状況欄」の記載事項について解説します。

様式1 (その1)

## 火 災 調 査 書

年 月 日

所属

階級・氏名

		火災番号		—			
出火日時	年 月 日		時 分頃				
覚知	月 日	時 分	覚知方法	<input type="checkbox"/> 119 (報知電話) <input type="checkbox"/> 加入電話			
放水開始	月 日	時 分		<input type="checkbox"/> 警察電話 <input type="checkbox"/> 駆け付け			
鎮圧	月 日	時 分		<input type="checkbox"/> 事後聞知 <input type="checkbox"/> その他			
鎮火	月 日	時 分	火災種別	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 林野 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他			
火元	出火場所						
	建物名						
	事業所名				事業所階・出火階	階	
	用途		業態		火元区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占有	
	氏名 <small>ふりがな</small>			年齢	歳	職業	
	住所						
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火 (木) <input type="checkbox"/> 準耐火 (非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上 階 地下 階	
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや			令別表用途	( )項	
	建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>		
	焼損床面積	m <sup>2</sup>		焼損表面積	m <sup>2</sup>		
損害	焼損棟数	全焼	棟	火災による	死者	人	
		半焼	棟	死傷者	傷者	人	
		部分焼	棟	り災世帯	世帯		
		ぼや	棟	り災人員	人		
		計	棟	損害額	円		
原因	出火箇所	発火源		経過		着火物	
気象	天候		気温	°C	湿度	相対	%
	風向		積雪	cm		実効	%
	風速	m/s	気象注意報等				

様式1 (その2)

火災・原因概要	(1)り災概要  (2)出火原因概要
発見状況	
通報状況	
初期消火状況	
原因判定理由	
備考	

様式1 (その3)

防火管理者	氏名		職業														
	防火管理状況		□添付資料による ( )														
	□消防計画 □避難訓練 □消火訓練 □統括防火管理																
	□防火対象物定期点検報告制度 □防災物品																
	特記事項		□添付資料による ( )														
*他の資料の添付による省略を可能とし、添付資料は本様式の直後に添付する。																	
立入検査	立入検査実施日時		年 月 日														
	指摘事項等		□添付資料による ( )														
	*他の資料の添付による省略を可能とし、添付資料は本様式の直後に添付する。																
危険物施設等	特記事項		□添付資料による ( )														
	*他の資料の添付による省略を可能とし、添付資料は本様式の直後に添付する。																
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策 □添付資料による ( )																	
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント設備	無線通信補助設備	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
住宅用消火器		住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用火災警報器	住宅用自動火災報知設備							防炎品				
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
設備等名称		使用状況・(不)作動状況等															
		*他の資料の添付による省略を可能とし、添付資料は本様式の直後に添付する。															
備考																	

## ■ 1 火災・原因概要の記載

火災・原因概要欄には、次の2項目を記載するのが一般的です。

- 火災概要
- 出火原因概要

この中で、出火原因概要はポイントを押さえて、簡潔かつ明瞭に記載する必要があります。

そのためには、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「何のために」、「どうした」、「どうなった」などを意識して記載すると良いでしょう。



### 注意

**時間を記載するには、明確な根拠が必要です。**

例えば、行為者等の行為を覚知時間(出火時分)から推定して記載する場合は、事実根拠としては乏しいものとなります。時間を記載する場合には、行為者等の明確な根拠を得られるよう調査し、根拠の乏しい場合について記載する場合は、十分な検討が必要です。

### 記載例1 建物火災（風呂釜の冠水）

本火災は、防火造2階建ての住宅1階風呂場から出火し、風呂釜及び浴槽が焼損したぼや火災である。

火元者である消防太郎（21歳）は17時頃、浴槽の水が汚れていたため、新しい水と入れ換えてからガス風呂釜に火をつけた。前から浴室の排水は悪かったが、時間が経つと排水されていたので特に気に留めていなかった。

出火原因は、17時10分頃、浴室内の排水管に毛髪等が詰まって排水が悪くなっていたため、風呂釜のバーナーが冠水して異常燃焼を起こし、内部の配線類に着火して出火したものと判定する。

### 記載例2 建物火災（消したはずの布団の再燃）

本火災は、耐火造5階建て共同住宅の305号室から出火し、布団及び浴槽が焼損したぼや火災である。

火元者である消防太郎（21歳）は出火前日の22時頃、近くの飲食店から酩酊して帰宅し、ベッドに入って寝たばかりのうちに寝込んでしまった。24時ごろ、熱気で目が覚めると掛け布団から煙が出ていたので、その布団を風呂に運んで水をかけ、消したつもりでまたベッドで寝てしまった。

出火原因は2時頃、風呂場内に置いたこの消したはずの布団が再燃し、浴槽に燃え移って出火したものと判定する。

**記載例3 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

本火災は、路上に設置されたごみ集積場のごみ若干が焼損した火災である。

出火原因は20時13分頃、通行人が火の消えていないたばこの吸殻を路上のごみ集積場に投げ捨てたため、ごみに着火し出火したものと判定する。

**記載例4 建物火災（ストーブと衣類の接触）**

本火災は、木造2／0階建て住宅の1階居間から出火し、全焼〇棟、部分焼〇棟、ぼや〇棟が焼損した建物火災である。

出火原因は、石油ストーブ上で乾燥中の衣類が落下し、出火したものと推定する。

**記載例5 建物火災（天ぷら油）**

本火災は、耐火造5／0階建て共同住宅「〇〇〇〇」の2階201号室を占有する〇〇〇〇方の台所より出火し、グリル付き2口ガステーブル1台及び内壁2㎡を焼損した建物火災である。

なお、本火災により、居住者である〇〇〇〇が、消火器により初期消火を実施する際、火災に煽られたため右前腕を火傷（軽症）している。

出火原因は、夕食の準備をするために〇〇〇〇がグリル付き2口ガステーブル（LPG）（過熱防止装置なし）に天ぷら鍋を五徳に置き点火し、電話が鳴ったことからその場を離れたため、時間の経過とともに鍋内の植物油（サラダ油）が過熱され、出火したものと判定する。

**記載例6 車両火災（エンジンオイルの漏洩）**

本火災は、〇〇〇〇の所有する普通乗用自動車（〇〇社製、初年度登録：平成〇〇年〇〇月、型式〇〇〇〇）1台が焼損した車両火災である。

出火原因は、エンジンオイル配管の構造上の不具合により、漏洩したエンジンオイルがエキゾーストマニホールド上に滴下し、出火したものと判定する。

なお、本車両は、平成〇〇年にエンジンオイル配管に関するリコールがなされ、改修はされていない。

**記載例7 建物火災（出火原因不明）**

本火災は、鉄骨造2階建ての事務所併用共同住宅「〇〇ハイツ」1階の事務所「(有)〇〇事務所」より出火し、同事務所1室100㎡を焼損した建物火災である。夜間の無人となった事務所内からの出火ではあるが施錠はされていること。さらに、出火箇所付近の状況から、たばこ及び電気ストーブからの出火が考えられるが、物的証拠の発見に至らず、火源を特定することができないため本火災の出火原因は不明とする。



**記載例 8 建物火災（風呂釜の空だき）**

本火災は、木造2階建て住宅の1階風呂場から出火し、101㎡のうち40㎡を焼損し、隣接する建物2棟の外壁雨樋等を焼損した建物火災である。

出火原因は、主婦〇〇〇〇(26歳)が浴槽の水栓が不完全だったのに気付かずに風呂釜に点火したため、水がなくなって空だき状態となり、循環パイプに着火したものと判定する。本風呂釜には、空焚き防止装置（バイメタルスイッチ）が設置されていたが、平成〇年〇月頃修理業者が誤結線したため作動しなかった。

なお、初期消火時、火元の主婦△△△△(56歳)が両手に熱傷を負った。（傷者1名）

**記載例 9 建物火災（天ぷら油）**

本火災は、防火造2階建店舗併用共同住宅の2階201号室の台所から出火し、換気扇、つり戸棚等を焼損した建物火災である。

出火原因は、出火した住戸の居住者主婦〇〇〇〇(34歳)が、夕食の支度で鍋に天ぷら油を入れてガステーブルにかけ点火したが、買物を思い出して火を消さずにそのまま外出したため、時間の経過とともに油が過熱し出火したものと判定する。

**記載例 10 車両火災（エンジンオイルの漏洩）**

本火災は、環状8号線外回りを走行中の小型乗用車（〇〇〇〇）のエンジン部から出火し、車両1台が焼損した車両火災である。

出火原因は、シリンダヘッドカバー部のガスケットが、経年劣化により変形して隙間ができたため、隙間からエンジンオイルが吹き出し、エキゾーストマニホールド上に飛散したため、発火し出火したものと判定する。

**記載例 11 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

本火災は、路上のごみ集積場のごみ若干が焼損したその他の火災である。出火原因は、通行人が火の消えていないたばこの吸殻を投げ捨てたため、ごみに着火して出火したものと判定する。

**記載例 12 建物火災（ストーブと衣類の接触）**

本火災は、木造2階建て専用住宅の1階居間から出火し、建築面積60㎡、延べ面積120㎡の建物のうち120㎡を焼損した他、合計3棟270㎡を焼損したものである。

出火原因は、火元居住者の会社員〇〇〇（〇歳）が洗濯物を乾かそうと石油ストーブの上に洗濯物をハンガーに吊したまま外出し、洗濯ばさみ等で固定していなかった洗濯物が石油ストーブ上に落下した。その衣類が蓄熱により過熱されて発火し、出火したものと推定した。

**記載例 13 建物火災（スプレー缶の過熱）**

本火災は、木造2階建て専用住宅の1階リビング6㎡を焼損したものである。

出火原因は、火元居住者の主婦〇〇〇（〇歳）がガスファンヒーターの前に害虫駆除用のスプレー缶を置いたため、ファンヒーターの温風で熱せられたスプレー缶が破裂するとともに、噴射剤であるLPGがファンヒーターのバーナー炎で引火し、出火したものと判定した。

**記載例 14 建物火災（天ぷら油）**

本火災は、耐火地上7階、地下1階建て共同住宅の5階503号室の台所から出火し、換気扇及び蛍光灯等を焼損した火災である。出火原因は、火元居住者の主婦〇〇〇（〇歳）が夕食の揚げ物用に用意した鍋に食用油を入れガスコンロに掛け点火、食用油が温まるまで時間があると思い、隣室の居間でテレビを見ているうちに、時間の経過と共に食用油が過熱し出火したものと判定した。

なお、主婦〇〇は、初期消火の際、顔面に二度火傷を負った。

**記載例 15 車両火災（ガソリンの漏洩）**

本火災は、東名高速道路を走行中の小型乗用車1台を焼損したものである。

出火原因は、経年劣化でひび割れた燃料配管から漏れたガソリンペーパーに、ディストリビュータ内のロータとセグメント間で発生した火花が引火し、出火したものと推定した。

**記載例 16 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

本件火災は、JR東海道線の土手の雑草1アールを焼損したものである。

出火原因は、何者かが投げ捨てたたばこの火種が枯れていた雑草に接触して着火し、出火したものと推定した。

**記載例 17 その他の火災（放火）**

本件火災は、路上のごみ集積場のごみ若干を焼損した火災である。

出火原因は、火源の特定には至らないが、何者かがライター若しくはマッチといった移動可能な有炎火源によって、ごみ集積場の雑誌類に放火したものと推定した。

**記載例 18 その他の火災（放火）**

出火原因は、何者かが施錠されていない南側の物置に侵入し、ライター等の有炎火源を用いて出入口付近にあったダンボール箱に放火したものである。

**記載例 19 建物火災（たばこの消し忘れ）**

出火原因は、〇時頃、関係者等が喫煙した後に灰皿でたばこの吸殻を消したと思い、灰皿の吸殻と一緒に台所北側のごみ箱に捨てたため、ごみ箱内の紙くずに着火、出火したものである。

**記載例 20 建物火災（天ぷら油）**

出火原因は、この住宅に居住する主婦（会社員、等職業）〇〇〇〇（〇〇歳）が〇時〇〇分頃から1階台所で夕食のおかず为天ぷらを揚げている途中、来客があったので側を離れ、玄関で話し込んでいたため、天ぷら油が過熱され、出火したものである。

**■ 2 発見状況の記載**

発見状況欄には、一般的に次の項目を記載します。

- 発見者の職業、氏名、年齢、性別
- 発見の動機・位置
- 発見時の火災状況
- 発見時の行動、自動火災報知設備、住宅用火災警報機の作動状況等

**記載例 1 建物火災**

消防太郎(40歳)が自宅1階で読書をしていると、「バリーン」という音が聞こえたので、窓から近隣の家を見ると、1階南側窓から炎が噴出してきたのを発見した。  
住宅用火災警報器の鳴動音は聞こえなかった。

**記載例 2 建物火災**

隣棟住宅の居住者〇〇〇〇(35歳)が庭で植木の手入れ中に「パチパチ」という音を聞いて、出火建物1階〇側の窓ガラス越しに炎を見て火災に気付いた。すぐに出火建物へ行ったが、戸が開かないのでガラス戸を叩き何回も怒鳴って火災を知らせた。

**記載例 3 建物火災**

出火建物の3階に居住する主婦〇〇〇〇(45歳)が屋外で誰かが怒鳴っている声を聞き、不審に思って玄関の戸を開けると、階段室に煙が漂っているので、夫の〇〇(47歳)に知らせ、2人で1階階段の途中まで行くと、1階作業場の奥の方に炎が見えた。

1階へ消火器を取りに行こうとしたが、急激に煙が上昇してきたので危険を感じ、2人で3階へ行って子供(16歳)と一緒に3階のバルコニーに出て助けを求めた。

**記載例 4 建物火災**

出火建物の3階に居住する主婦〇〇〇〇(45歳)は、屋外で誰かが怒鳴っている声を聞き、不審に思って玄関の戸を開けると、階段室に煙が漂っているので、夫〇〇〇〇(48歳)に知らせ、2人で1階階段の途中まで行くと、1階作業場の奥の方から炎が出ているのを発見した。1階へ消火器を取りに行こうとしたが、急激に煙が上昇してきたので危険を感じ、2人で3階へ行き、子供と一緒に3階のバルコニーに出て助けを求めた。

**記載例 5 建物火災**

出火建物の南に位置する共同住宅の居住者である会社員〇〇（〇歳）は、自室でテレビを見ていると窓越しに外が異常に明るいことに気づき、窓を開けると道路向かいの建物1階窓から炎が噴き出しているのを発見した。〇〇は、すぐに外へ出て大声で近所に火災を知らせた。

**記載例 6 建物火災**

出火建物に一人でいた居住者の主婦〇〇〇（〇歳）は、風呂釜のガスバーナーを点火後、居間でテレビを見ていると煙が充満してきたため、廊下へ出ると風呂場から黒煙が噴き出しているのを発見した。

**記載例 7 建物火災**

居間でテレビを見ていた居住者の主婦〇〇〇（〇歳）は、焦げ臭いにおいがしたため台所へ行くと、煮物をしていた鍋から炎が上がっているのを発見した。

**記載例 8 車両火災**

出火した車を運転していた会社員〇〇〇（〇歳）は、焦げ臭いにおいがしたと同時にボンネットから黒煙が出ているのを発見、車を止め、車外に出て、ボンネットを開けようとしていると炎が噴き出してきたため、ボンネットを開けずにそのまま避難した。

**記載例 9 その他の火災**

JR 東海道線脇の歩道を通行中の公務員〇〇〇（〇歳）は、土手下の方から煙が出ていたため、土手下を覗くと枯れ草が燃えているのを発見した。

**記載例 10 その他の火災**

車で火災現場にさしかかった会社員〇〇〇（〇歳）は、道路脇のごみ集積場で炎と煙が上がっているのを発見、火災であると認識してすぐに車を降り、現場南側の会社員〇〇（〇歳）方へ行き火災を知らせた。

**記載例 11 建物火災**

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号 会社員〇〇〇〇（〇〇歳）は自宅2階で就寝中、息苦しさで目が覚め、自室の扉を開けると濃煙が廊下に充満しているのを発見し、大声で火事を知らせた。

**記載例 12 建物火災**

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号 主 〇〇〇〇（〇〇歳）は〇時〇〇分頃、居間でテレビを見ていると、煙が漂ってきたので台所に行ってみると、天ぷら鍋から炎が50cmぐらい上がっているのを発見した。

### ■ 3 通報状況の記載

通報状況欄には、一般的に次の項目を記載します。

- 通報者の職業、氏名、年齢、性別等
- 火災を知った動機
- 通報状況、通報後の行動等

#### 記載例1 建物火災

消防太郎は、妻である花子(35歳)に119番通報するように指示し、花子が自分の携帯電話で119番通報した。

#### 記載例2 建物火災

出火建物の北西住宅の居住者〇〇〇〇(60歳)は、〇時〇分頃、2階のベランダで釣りの準備をしていると、妻△△△△(56歳)が「外の方が騒がしい。」と言うので外を見ると、出火建物の2階西側北寄りの窓から煙が出ていた。すぐ、妻に119番へ通報するように指示し、妻が自宅の電話で119番通報した。

#### 記載例3 建物火災

出火建物西側に位置する専用住宅の居住者〇〇〇(〇歳)が、夕食をとっている中、外が騒がしかったため外を見ると、出火建物1階から炎が出ていたため、自宅の固定電話から119番通報した。

#### 記載例4 その他の火災

JR 東海道線脇の歩道を通行中の公務員〇〇〇(〇歳)は、火災発見後、すぐに持っていた携帯電話を使って119番通報した。

#### 記載例5 建物火災

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号 主婦〇〇〇〇(〇〇歳) 自宅2階で就寝中、息子の声を聞き、主人と台所の扉を開けると流し台前のごみ箱から1mぐらい炎が上がっていたので、居間の電話で119通報した。

#### 記載例6 建物火災

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号 主婦〇〇〇〇(〇〇歳) 居間にいるとき、隣の〇〇宅から騒ぎ声があったので不審に思い、南側の窓を開け見ると、〇〇宅の窓ガラス越しに赤く見えたので火事だと思い、居間の電話で119通報した。

#### ■ 4 初期消火状況の記載

初期消火状況欄には、一般的に次の項目を記載します。

- 消火者の職業、氏名、年齢、性別等
- 消火時の火災情報
- 消火行動及び消火設備の使用・作動状況(効果)

##### 記載例1 建物火災

消防太郎は、火元建物1階台所の窓から自宅にあった住宅用消火器を放射したが火勢が強く効果はなかった。

##### 記載例2 建物火災

出火建物から北へ約10m離れたビルのシャッター工事の作業員〇〇〇〇(34歳)と〇〇〇〇(33歳)は、自動火災報知設備のベルの音が聞こえたことから出火建物に行き、1階に設置されている粉末消火器2本と泡消火器1本を使用して消火に従事したが、既に天井まで延焼拡大しており、火勢が強く消火できなかった。

##### 記載例3 建物火災

初期消火は実施されていない。

##### 記載例4 建物火災

〇〇は、すぐに台所に置いてあった粉末消火器を使用し、風呂場の入口から消火を行ったが、消火しきれなかったため外へ避難した。

##### 記載例5 建物火災

〇〇はコンロの器具栓を押して火を止めるとともに風呂場へ行き、そこにあったバスタオルを浴槽の水に浸して、鍋に被せて消火に成功した。

##### 記載例6 車両火災

その場を通りかかったトラック運転手〇〇〇(〇歳)ほか2名がそれぞれ自車に備えてあった粉末消火器計2本を使い初期消火を実施したが、火勢が強く消しきれなかった。

##### 記載例7 その他の火災

知らせを聞いて駆け付けた〇〇は、外へ出るとごみ集積場のごみが燃えていたため、庭先の水道ホースを延ばして水を掛け、消火に成功した。

**記載例8 建物火災**

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号 会社員〇〇〇〇（〇〇歳）は自宅2階で就寝中、息子の声を聞き、台所の扉を開けると流し台前のごみ箱から1mぐらい炎が上がっていたので、浴槽の水をバケツに汲み3杯掛け消火しました。

**記載例9 建物火災**

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号 居住者〇〇〇〇（〇〇歳）〇時〇〇分頃、居間でテレビを見ていると煙が漂ってきたため、台所に行ってみると、天ぷら鍋から炎が50cmぐらい上がっているのを発見し、そばにあったタオルを水道水で濡らし、覆い被せ消火した。

**■ 5 原因判定理由の記載**

火災の規模等に応じて、「火災原因判定書」の作成を省略する場合には、火災調査書が火災原因判定書の内容も兼ねるため、「原因判定理由欄」に原因判定理由を記載します。ただし、「原因判定理由欄」に判定理由を書き切れないなどの理由によって、別途、火災原因判定書を作成する場合は、「原因判定理由欄」への記載については省略し、「原因判定理由欄」に斜線を引きます。

原因判定理由欄には、次に掲げる点に留意し、出火原因の立証理由について分かりやすく記載するとともに、他の火源等についての反証理由も記載します。

- 出火原因の認定理由
- 事実の記載のみで認定理由が成立しない場合は、事実から導き出せる認定理由
- 焼損状況と申述内容が一致している場合など、第三者が認定した原因に何ら疑念を生じないような場合以外は、他の火源に対する否定理由

**記載例1 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

出火箇所のごみ集積所付近の路上には、たばこの吸殻が多数見分されること。

焼損しているごみの中には、電池やマッチの燃えさし等ほかに火源となるものが見分されないこと。

焼損しているのは、主にちらしや紙くず等の可燃のごみのみであり、たばこによる着火の可能性があること。

発見者の飲食店従業員消防次郎（30歳）は、「路上で呼び込みをしている時に、ごみ集積所から煙が上がっているのを見つけました。2時間以上呼び込みをしていましたが、不審な人は見ていません。」と申述していること。

ごみ集積所が設置されているのは、△△線〇〇駅前の◎◎通り沿いの歩道部分で、周囲は繁華街であり、常に人通りが多く、放火や火遊びの可能性は低いこと。

**記載例2 建物火災（放火）**

出火箇所付近の3階エレベーターホール内には、火源となるものは一切なく、出火時間は午前2時頃の深夜であること。

同時時間帯に、同建物1階の階段室に放置されていた自転車の座席シートを焼損する火災が発生していること。

**記載例3 建物火災（天ぷら油の過熱発火）**

- 1 建物の焼損は、1階台所の壁体南面に限られ、直下に設置されている液化石油ガステーブルの天板の左ごとく周辺が黒く変色していること。
- 2 液化石油ガステーブル左ごとく上には両手鍋が置かれており、内部にはタール状の油が認められること。
- 3 発見者は、「ポテトフライを揚げようと、両手鍋に油を3cmほど入れ、左ごとくに置き強火で火に掛けた。居間のテレビを見ていると煙たくなり、台所に行くと両手鍋がら炎が上がっていた。」との申述をしていること。
- 4 都市ガステーブルは2012年製で過熱防止装置付きであるが、鍋が天ぷら専用ではなく油が少量のため、温度センサーが正常に作動しなかったと考えられること。

**記載例4 車両火災（漏洩した可燃性ガスへの引火）**

- 1 車体外装の焼けは投入口付近に限られること。
- 2 荷箱内のごみは焼損しており、ごみにはつぶれたスプレー缶が多数認められること。
- 3 発見者の男性（車両同乗者）は、「ごみを荷箱に投入していると、荷箱内からボンッと音がして白い煙が出てきた。」との申述をしていること。

**記載例5 その他の火災（放火）**

- 1 焼損はゴミステーションのごみ及び飛散防止用ネットに限られること。
- 2 内部に火源となる物は認められないこと。
- 3 出火時刻は深夜で、人通りの少ない時間帯であること。

**記載例6 建物火災（トラッキング）**

- 1 焼損は202号室の居間の北東側の床及び壁体に限られること。
- 2 同箇所の壁付コンセントの受け刃には、溶断した差し刃が認められること。
- 3 ほかに火源となる物は認められないこと。
- 4 発見者の女性（居住者）は「壁付コンセントには扇風機の電源コードを差していた。」との申述をしていること。



**記載例7 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

- 1 出火箇所のごみ集積所付近の路上には、たばこの吸殻が多数見分されること。
- 2 焼損しているごみの中には、電池やマッチの燃えさし等ほかに火源となるものが見分されないこと。
- 3 焼損しているのは、主にちらしや紙くず等の可燃ごみのみであり、たばこによる着火の可能性があること。
- 4 ごみ集積所が設置されているのは、〇〇線〇〇駅前の〇〇通り沿いの歩道部分で、周囲は繁華街であり、常に人通りが多く、放火や火遊びの可能性は低いこと。
- 5 発見者の飲食店従業員〇〇〇〇（30歳・男性）は、「路上で呼び込みをしている時に、ごみ集積所から煙が上がっているのを見つけました。2時間以上呼び込みをしていましたが、不審な人は見ていません。」と申述していること。

**記載例8 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

- 1 焼損箇所は、〇〇川左岸河川敷で、常時、誰でも出入りできること。
- 2 焼損しているのは枯草のみで、遊歩道の南側〇〇mの位置で、東西に〇〇m、南北に〇〇mの範囲が焼損しており、周囲にはたばこの吸殻が多く散乱しているのが見分されること。
- 3 〇〇川左岸河川敷は国道〇〇号と交差する部分で、常に人通りが多く、放火や火遊びの可能性は低いこと。
- 4 遊歩道を散歩していた無職〇〇〇〇（67歳・男性）は、「〇時〇分頃、枯草が燃えたところで数人の若者がたばこを吸っていました。」と申述していること。
- 5 たばこを吸っていた若者を目撃したとする〇〇〇〇の申述と、たばこの火種が枯草上に落下して出火するまでの時間経過に矛盾はないこと。
- 6 出火当時の気象状況は、湿度が低く乾燥し強風が吹いており、たばこの火種が落下し、枯草に着火する可能性は十分考えられる。

**記載例9 その他の火災（たばこの投げ捨て）**

- 1 付近の歩道上には、通行人のたばこの投げ捨てと推定されるたばこの吸殻が多数見分されること。
- 2 焼損したごみは可燃ごみが主で、紙くず・ダンボール紙が見分され、たばこによる着火の可能性があること。
- 3 ごみが放置されていたのは歩道部分で、出火時は午後4時頃で比較的、歩行者の数が多い時間帯であり、「放火」や「火遊び」の可能性が低いこと。

**記載例 10 建物火災（放火）**

- 1 出火箇所付近の3階エレベーターホール内には、火源となるものは一切なく、掲示板のみが焼損していること。
- 2 出火時間は午前2時頃の深夜であること。
- 3 同建物1階の階段室に放置されていた自転車の座席シートも焼損していること。

**記載例 11 その他の火災（放火）**

- 1 焼損したのは公園内のごみ箱のみで、他の延焼はないこと。
- 2 ごみ箱の周囲は道路に面しており、誰でも自由に出入りできる場所であること。
- 3 ごみ箱内及び周囲に火源となりうる物件は見分されないこと。
- 4 周囲は道路に面し、交通量と人通りは多いが、夜間は人通りが途絶える環境である。

**記載例 12 建物火災（天ぷら油）**

- 1 台所のガステーブル上に、油の入った中華鍋が焼損し、周囲には粉末の消火薬剤が飛散していること。
- 2 ガステーブル上に、換気扇の樹脂製羽根及び枠が熔融落下しているのが見分されること。
- 3 ガステーブル後方の内壁が、中華鍋を起点に黒く変色していること。
- 4 会社員〇〇〇〇（56歳）が、台所のガステーブル上の中華鍋から炎が立ち上がっているのを目撃していること。また、主婦〇〇〇〇（53歳）は、コロケを揚げるため中華鍋にサラダ油を入れ、ガステーブルに掛け点火し、油を温めている間に隣室でテレビを見ていたと申述していること。

**記載例 13 建物火災（たばこ）**

- 1 布団及びその下の畳面に燃え込み箇所があること。
- 2 出勤前に着替えながら布団の上でたばこを吸ったと申述していること。
- 3 たばこを吸ったと申述している時間から、約1時間後に出火しており、無炎燃焼を継続し有炎燃焼に至る微小火源の特徴に合っていること。
- 4 出火時、出火室は留守であり、全ての開口部が施錠されていたことから、外部者の放火による出火は考えられないこと。
- 5 蛍光灯の配線に電気痕が見分されるが、部屋全体の焼損状況から判断して、絶縁被覆が火災熱によって焼失したために発生した痕跡と考えられること。

**記載例 14 建物火災（生石灰の自然発火）**

- 1 納屋の出入口と反対側の南西側物品の炭化状況が他の箇所と比較して強く、室内から出火したと考えられること。
- 2 南西側に白色の固まった物質が見分され、〇〇によれば土壌改良剤と使用していた生石灰であると申述していること。
- 3 生石灰は水と混合すると発熱反応を起こすこと。
- 4 出火当時の天候は雨で、納屋天井には直径 10 c m の穴が開いており、雨水の浸入があったと考えられること。
- 5 納屋の開口部は東側のドア 1 か所のみであり、施錠状態であるため、外部者による放火の可能性は考えられない。

**記載例 15 建物火災（天ぷら油）**

食用油の入った天ぷら鍋を都市ガステーブルのコンロに掛け点火し、その場を離れた後に台所に戻ると、天ぷら鍋から炎が上がっているのを発見したと申述していること。

また、ガスコンロ上の食用油の入っている天ぷら鍋の位置から、上部に向かって壁が扇状に焼損していること。

**記載例 16 車両火災（マフラーの過熱出火）**

- 1 〇〇は、エンジンをかけたまま背もたれを浅く倒し、運転席で仮眠していたと口述しており、アクセルに足がかかる位置関係にあったこと。
- 2 車両はマフラー等の排気管系統を中心として焼損しており、触媒付近のアンダーコートが焼け、マフラーが脱落しマフラーを吊っているゴム製のOリングが焼け切れていること。
- 3 エンジン内のシリンダーとピストンが焼き付いていること。
- 4 近隣に居住する会社員〇〇〇（〇歳）は、出火推定時間の 20 分前くらいからエンジンの空吹きのような音を聞いたと申述していること。

**記載例 17 その他の火災（火遊び）**

- 1 出火箇所に火源がないこと。
- 2 焼損した範囲には、焼けた漫画本の紙類が散乱していること。
- 3 この空地で火災直前に子供が遊んでいたと火災発見者が口述していること。
- 4 出火した時間は、学校の授業が終了している時間帯であること。
- 5 放火については完全に否定できないが、火災現場北側の歩道は、人の往来が多く、かつ、出火時間を考えると放火は考えにくいこと。
- 6 焼損箇所と北側の歩道は、8 m 離れていることから、たばこの投げ捨てによる出火の可能性は少ないこと。

**記載例 18 その他の火災（放火の疑い）**

- 1 焼損した物品は家庭から出された生ごみ類が中心であり、たばこの吸い殻等も混入しておらず、それ自体が火源とはなりえないこと。
- 2 出火箇所がごみ集積所であることから第三者が容易に近づけること。
- 3 集積されたごみは、表面的に焼損していること。
- 4 火遊びについては、出火時間が11時30分で学校の授業時間帯であることから子供の行為による出火は考えにくいこと。

**記載例 19 その他の火災（たき火）**

- 1 たき火の火の粉が飛んで、たき火の周囲が燃えたと〇〇が口述していること。
- 2 焼損範囲内に炭化した木片等、たき火の形跡が見分されること。

**■ 6 防火管理者の記載**

防火管理者欄には、出火建物の防火管理状況に関する内容について、該当する項目がある場合についてはチェックを記入します。

また、既存の防火対象物台帳や予防担当者が作成している資料など、他の資料の添付によって記入を省略する場合は、本様式の直後に当該資料を添付します。

**記載例 防火管理者特記事項欄**

防火管理者の選任日時：令和〇年〇月〇日

消防計画の初届出・最新届出：平成〇年〇月〇日・令和〇年〇月〇日

総括防火管理者：（株）〇〇商社、取締役店舗運営室の消防太郎（令和〇年〇月〇日選任）

全体の消防計画の初届出・最新届出：平成〇年〇月〇日・令和〇年〇月〇日

訓練：令和〇年〇月〇日に総合訓練が実施されている。

**■ 7 立入検査の記載**

立入検査欄には、直近最終の立入検査時の結果又は火災直後に行われた立入検査の結果を記載します。

また、予防担当者等によって行われた立入検査の関係資料など、ほかの資料によって記入を省略する場合は、本様式の直後に当該資料を添付します。

**■ 8 危険物施設等の記載**

危険物施設等欄には、一般的に次のような危険物等についての状況を記載します。

- 許可・届け出の内容

- 法令違反の有無
- 位置・構造・設備の状況
- 維持・管理の状況
- その他

また、既存の防火対象物台帳や予防担当者が作成している資料など、ほかの資料によって記入を省略する場合は、本様式の直後に当該資料を添付します。

## ■ 9 消防用設備等設置状況・住宅防火対策の記載

消防用設備等の設置状況・住宅防火対策欄には、一般的に次のような消防用設備等や住宅防火対策についての状況を記載します。

- 設置基準に適合しているか
- 作動状況と効果の有無
- 関係者等の操作・対応の適否

なお、消防用設備等の設置状況・住宅防火対策欄の表上段は、消防法第17条に基づく消防用設備等の設置状況についてチェックし、表下段は一般住宅の住宅防火対策について設置等の対策がなされている場合にチェックします。

また、既存の防火対象物台帳や予防担当者が作成している資料など、他の資料の添付によって記入を省略する場合は、本様式の直後に当該資料を添付します。

## ■ 10 備考の記載

備考欄には、火災について特記すべき事項があれば記載します。記載例としては次のようなものがあります。

- 過去の火災発生状況
- 防火管理者・立入検査・危険物施設等に関すること以外の指導実施内容
- 出火建物の建築年月、増・改築、修繕、用途変更、模様替え等の経過（注・類焼建物であっても、重要な建物等があれば記入を検討する。）
- 出火時の人的状況等（居住者の在・不在の別、事業所の営業中・閉店後の別など）
- 本火災により、取ることとなった火災予防対策等

### 記載例

出火責任者に対し、消火器の使用方法を指導するとともに、共同住宅で実施している訓練に積極的に参加するよう指導した。

## 第3章 火災原因判定書

### 第1節 火災原因判定書の作成目的

火災原因判定書の作成目的は、実況（鑑識）見分調査書、出火出場時における見分調査書、質問調査書（以下、この章において「各調査書」という。）の記載内容などを基にして、出火原因の判定に至るまでの論理構成や考察・判断を記録することであり、火災調査書類の中心的な書類となります。

火災調査書類を消防行政の重要な資料とするためには、定められた調査項目について丁寧な調査を行い、出火原因のみならず避難障害や防火区画外への延焼、消防用設備等の不動作等の原因などについても明らかにしておく必要があります。

特に出火原因については、消防行政への反映に直結する機会が多く、論理的な考察を加えながらの徹底した究明が求められます。

### 第2節 火災原因判定書作成上の留意点

火災原因判定書は、判定者による自由な表現で記述することができますが、「判定に至る論理構成」や「事実の引用方法」などは、判定書として求められる基本的な論理構成をしっかりと押さえて記載する必要があります。

以下、判定書に求められる留意事項等について説明を行います。

#### ■ 1 判定に至る論理構成と各調査書に記載された事実の扱い

##### (1) 判定に至る論理構成

判定に至るための基本的な論理構成は、実況（鑑識）見分調査書に記載された客観的な焼損状況の「事実」を主体とし、出火出場時の見分調査書や質問調査書の申述内容等を、それら「事実」の補完資料として扱い、それぞれについて検討を加えながら結論を導き出す流れとなります。

##### (2) 各調査書に記載された事実等の扱い

###### ① 実況（鑑識）見分調査書

「出火建物の判定」等を行う場合は、実況（鑑識）見分調査書に記載された「事実」を、判定のための根拠の主体として扱います。引用する事実については、判定者の主観に委ねられることとなりますが、それぞれの判定書における位置付けを理解し、慎重に選定する必要があります。

## ② 出火出場時における見分調査書

出火出場時における見分調査書の記載した事実は、主に「出火建物の判定」や「出火箇所の判定」に際して引用され、実況（鑑識）見分調査書に記載された事実の傍証として扱いますが、消防職員が実際に見分した事実であるため、関係者等の申述を記録した質問調査書よりも客観性が高い資料と考えられます。

## ③ 質問調査書

質問調査書に記載された初発見者などの申述は、実況（鑑識）見分調査書に記載された事実の補完的資料として扱われます。

発見者や初期消火者などは、消防隊よりも早い時点からの火災の延焼状況を見ていることが多いため、彼らの申述は消防機関にとって空白時間となる「出火から消防隊到着まで」の火災状況を把握するために重要なものとなります。

しかし、一般的に火災現場においては、誰しもが冷静な判断が難しい異常な状況の下にあり、事実をゆがめてしまうような見間違いや勘違い、憶測などが発生する可能性があるほか、法律上の問題等の個別の事情によって、知っていることでも申述しなかったり、事実と反するような申述をしたりする人がいることにも注意する必要があります。

そのため、質問調査書等に記載した関係者等の申述については、実況（鑑識）見分調査書に記載した物的証拠の補完的な役割となると考える必要があります。

### 判定結果と矛盾する申述の扱いについて

関係者等の申述の中には、「出火建物の判定」等の結果と矛盾する申述が見られる場合があります。実務上、このような申述は、調査現場において信憑性の検討や判断が行われ、実際に判定書を作成する段階では、判定内容に矛盾が生じない申述だけを列挙して、判定の根拠としてしまうことがあります。

しかし、これは調査現場の検討段階で否定されたとしても、判定書の中に記載し、結論を導く過程で反証を掲げながら否定しておく必要があります。このような申述に言及しない一方的な論述は、都合の悪い申述を意図的に回避したような印象を与え、判定書を読んだ第三者に不必要な疑いを与えてしまうことにもつながります。判定結果と矛盾する申述だからこそ、その申述に対する記述が必要といえるでしょう。



**注意**

## ■ 2 各調査書記載の事実等の引用方法と引用箇所の記載

各調査書に記載された事実等の「引用」は、出火原因などを判定する論理展開の基本であり、判定書を作成するうえでの重要な技術的要素となります。

### (1) 各調査書からの引用方法

各調査書からの引用には、次の三つの方法が考えられます。

#### ア 必要な文章を原文のまま抜粋して引用する方法

実況（鑑識）見分調査書等に記載されている内容を、そのまま転記して引用する方法です。

##### 記載例1 質問調査書（申述内容をそのまま引用した例）

発見者消防花子（43歳）は質問調査書に記載のとおり、「自宅2階寝室で寝ていたら、外からの大きな音で目が覚めまして何事かと思い、2階の窓から外を見ましたら岡山さんの家が燃えていました。すぐ1階に下り父に知らせました。最初に燃えていたのは、2階の南側の部屋でした。」と申述している。

##### 記載例2 実況（鑑識）見分調査書（引用した内容から何が判断できるかを記載した例）

実況見分調査書の焼損状況に記載のとおり「居室北面の西側の間仕切り壁は、床面から高さ約0.1mの位置まで壁紙が原色を留めて残存しており、高さ約0.2mまで壁紙が焼失して木製の板材が炭化し、それより上方の木製の板材が焼失している。また、北側の台所に面する木製の板材の内側は高さ約0.3mから高さ約0.4mまで炭化し、それより上方は焼失している。さらに、東寄りの柱の南側と北側を比較すると、南側は下方から焦げ及び炭化している。」とあり、居室から台所へ延焼したものと考えられる。

#### イ 必要な文章を抜粋して引用する方法

実況（鑑識）見分調査書等に記載されている内容のうち必要な部分を、そのまま転記して引用する方法です。また、引用部分ごとに、その引用した内容から何が判断できるのかを記載し、引用部分が1～2行の短文である場合は、複数の引用部分をまとめた内容から何が判断できるのかを記載することも効果的です。

##### 記載例1 質問調査書（申述内容から必要な文章を引用した例）

発見者消防花子（43歳）の質問調査書に記載のとおり、「・・・大きな音で目が覚めまして・・・2階の窓から外を見ましたら岡山さんの家が燃えていました。…最初に燃えていたのは、2階の南側の部屋でした。」と申述している。

##### 記載例2 実況（鑑識）見分調査書（複数の短文を引用した例）

ア 実況見分調査書1 2現場の模様（1）外観イ北面に記載のとおり、「201号室の開口部及びその周囲のみに焼損が認められる。」とある。

イ 同調査書2現場の模様（1）外観ウ東面に記載のとおり、「201号室の東面の外壁は窓枠の中央を基点に上方へ広がる扇状に外壁が炭化している。」とある。

ウ 同調査書2現場の模様（1）外観エ南面に記載のとおり、「201号室の南面の外壁はサッシの上部から上方へ広がる扇状に炭化しているが、他の部分に焼損は認められない。」とある。



エ 同調査書2現場の様(1)外観オ西面に記載のとおり、201号室の西面に焼損は認められない。とある。

オ 以上ア～エから、いずれも建物2階の201号室内部から延焼してきた状況がうかがえる。

#### ウ 必要な文章を要約して引用する方法

実況(鑑識)見分調査書等に記載されている内容を、簡潔にまとめて引用する方法です。

#### 記載例 質問調査書(引用した内容から何が判断できるかを記載した例)

発見者消防花子(43歳)の質問調査書によると「2階の窓から見て最初に燃えていたのは、岡山宅2階の南側の部屋でした。」と申述している。



#### 注意

#### 各調査書からの引用方法について

どの引用方法により記述するかは判定者に委ねられますが、「ウ 必要な文章を要約して引用する方法」を採用する場合は、要約した内容が、実際に申述した内容や実況(鑑識)見分調査書に記載した内容等と微妙な違いが生じることがあるため、十分な注意が必要です。

## (2) 引用箇所の記載

判定の根拠として引用した部分は、次の項目を明確に記載します。

- 引用した書類名
- 引用した事実の記載箇所
- 引用した事実の内容

現場調査等で実際に見分したとしても、実況(鑑識)見分調査書には記載しなかった事実や、関係者等が申述した重要な内容でも質問調査書には記載しなかった内容などについては、これらが例え真実であったとしても、出火原因などの判定の根拠として掲げることできません。判定の根拠とする事実等は、全て実況(鑑識)見分調査書や質問調査書等に記載されている必要があります。

また、各調査書に記載している事実だけでは出火原因などの立証が不十分である場合は、補足的な実験を行ったり、各種文献を引用した論理展開をしたりするなどして、実験データの添付や文献の「引用箇所の明示」が必要となります。

以上は、火災原因判定書に要求される基本的な原則であるため、消防機関が作成する判定書には、これらの原則に基づき作成される必要があります。

### 第3節 火災原因判定書の記載事項

火災の原因調査は、出火原因の究明を主眼としており、判定書には出火原因を判定するために必要な事項を記載します。火災調査では、防火管理状況などの消防行政上の課題点などの調査も行いますが、それらについては、火災原因判定書ではなく原則として「火災調査書」に記載することになります。

火災原因判定書の標準的な記載事項は様式に示したとおりです。以下、記載項目順に解説を行います。

様式2

火災番号	—
火 災 原 因 判 定 書	
火災番号 _____ の火災について、次のとおり判定した。	
年 月 日	
所 属	
階級・氏名	
<p>1 出火建物の判定</p> <p>(1) 実況見分状況 「実況（鑑識）見分調査書」に記載した焼損状況のうち、出火建物を判定する上で必要な事項を引用し、出火建物を判定する。</p> <p>(2) 出火出場時の見分調査書 「出火出場時の見分調査書」に記載した状況のうち、出火建物を判定する上で必要な事項を引用し、出火出場時の見分上の出火建物を判定する。</p> <p>(3) 発見状況 「質問調査書」によって関係者等から録取した事項のうち、出火建物を判定する上で、必要な事項を引用し、発見状況から見た出火建物を判定する。</p> <p>(4) 結論 以上、各記載事項に考察を加え、出火建物を判定する。</p> <p>2 出火箇所の判定</p> <p>(1) 実況見分状況 「実況（鑑識）見分調査書」に記載した焼損状況のうち、出火箇所を判定する上で必要な事項を引用し、出火箇所を判定する。</p> <p>(2) 出火出場時の見分調査書 「出火出場時の見分調査書」に記載した状況のうち、出火箇所を判定する上で必要な事項を引用し、出火出場時の見分上の出火箇所を判定する。</p> <p>(3) 発見状況 「質問調査書」によって関係者等から録取した事項のうち、出火箇所を判定するうえで、必要な事項を引用し、発見状況から見た出火箇所を判定する。</p> <p>(4) 結論 以上、各記載事項に考察を加え、出火箇所を判定する。</p> <p>3 出火原因の判定 出火箇所において、出火の可能性のある火源を列挙し、それぞれについて実況（鑑識）見分調査書、質問調査書、実験結果等、その他の資料を引用し考察を加え、出火の可能性の有</p>	

無を検討する。

(1) 結論

以上、各記載事項について考察し、合理的に出火原因を判定して、火災の発生誘因及び発生経過を明らかにする。

4 その他

保険加入の状況、その他の資料

## ■ 1 出火建物の判定の記載

出火建物の判定は、出火原因を究明するための第一段階に位置しています。

焼損した建物が2棟以上あるような場合は、どの建物から出火したのかの判定について記載します。焼損した建物が1棟の場合や、複数棟が焼損していても1棟のみが全焼し他は外周部が焦げた程度である場合など、一見して出火建物が明らかなき場合は出火建物の判定についてあえて記載する必要はありません。このような場合は「出火箇所の判定」の冒頭において、出火建物について簡潔に記載しておくことが望ましいと考えられます。

出火建物の判定の手順については、次の項目順に説明を行います。

- (1) 実況見分状況
- (2) 出火出動時の見分状況
- (3) 発見状況
- (4) 結論

まず、(1)の実況見分状況では実況（鑑識）見分調査書を、(2)出火出動時の見分状況では出火出動時における見分調査書を、(3)発見状況は質問調査書等から、それぞれ判定に必要な事項を引用し、(1)から(3)までの各項目別に「出火建物」についての検討内容を記述していきます。

そして、(4)結論において、(1)から(3)までの記載事項に考察を加え、最終的に「出火建物の判定」を行います。

### 記載例1 出火建物が明確な場合

実況見分書2現場の様相 (1) 「建物焼損概況」に記載のとおり、〇〇荘は建物内外ともに激しく焼損しており、かろうじて建物の原形を保っている。〇〇荘北側に隣接している××方と△△方建物は、いずれも〇〇荘に面した南側の外壁に若干の焼焦が認められるだけである。したがって〇〇荘を出火建物と判定する。

### 記載例2 各調査書の内容を抜粋し、「結論」で判定理由を論述する方法

#### (1) 実況見分状況（実況見分調査書より）

ア 2現場の様相 (1) 建物焼損概況に記載のとおり、①建物は、屋根及び外壁材の亜鉛板がほとんど脱落し、柱や炭化物が堆積した内部が露出しており、建物の原形をかろうじて止めている事実

イ 同2 (1) に記載のとおり、②建物は建物北側の外壁亜鉛板及び屋根瓦がほとんど脱落し、柱等の骨組みが露出しているものの、建物南側は屋根瓦や外壁が変色し残存している事実

ウ 同2 (1) に記載のとおり、③建物は①建物に面した北側部分の屋根瓦や外壁亜鉛板がほとんど脱落し、柱等の構造材が露出している事実

エ 同2 (1) に記載のとおり、④建物は①建物に面した西側の北寄り部分の1階屋根瓦や

モルタル外壁が脱落しているものの、他の外周部はほとんど脱落せず残存している事実  
オ 同2(1)に記載のとおり、⑤・⑥・⑦建物は共に①建物に面する外壁及び雨樋どい等が焼焦しているのみである事実

(2) 火災見分状況（出火出場時における見分調査書より）

- ア ○○消防隊現場到着時、①建物は内部全てに火炎が認められ、特に西側の屋根及び窓から激しく火炎が噴出している事実
- イ ②・③建物共に建物北側の開口部から火炎が噴出し、建物南側へ延焼拡大中である事実
- ウ ④建物は東側の1階軒下だけに火煙が出ている事実
- エ ⑤・⑥・⑦建物には火煙が出ていない事実

(3) 発見状況（質問調査書より）

- ア 「…119番通報した後、外に出て見ると川辺荘の西側が激しく燃えていました。…他の家にはまだ燃えていませんでした。」と第一発見者の○○花子が申述している事実
- イ 「…息苦しさで目が覚めると部屋中に煙が充満していましたので、私は火事だと思いきずぐに外へ出ました。すると、隣の○○さんの部屋が勢いよく燃えていました。…」と○○荘居住の○○太郎が申述している事実

(4) 結論

前記(1)の記載事実を検討すると、⑤・⑥・⑦建物はいずれも①建物方向から放射熱により外壁等が焼焦したものであると考えられ、また、②・③建物はいずれも①建物側の北側部分が他に比較して強い焼けがあり、北側から南側へ延焼したことが考えられる。④建物についても①建物に面した北西側外壁等に著しい焼けがあり、①建物から延焼したことが考えられる。また、前記(2)の火災見分状況からも、消防隊現場到着時、①建物から②・③・④建物へ延焼中であることが認められる。さらに、前記(3)イに記載の○○太郎の口述からも早期に○○荘からの火炎を認めている。これらのことから、実況見分状況、火災見分状況及び発見状況いずれも①建物からの出火を裏付ける事実が認められる。したがって、本件火災の出火建物は○○荘（①建物）であると判定する。

### 記載例3 出火建物が明確な場合

一般住宅（○○宅）は内部が全焼しているのに対し、○○ハイツ及び別棟物置は、一般住宅（○○宅）に面する外壁の焼損に限られることから、出火建物を「一般住宅（○○宅）」とする。（実況見分調査書・写真○～○参照）

### 記載例4 各調査書の内容を抜粋し、「結論」で判定理由を論述する方法

- (1) 車両1、車両2、車両3の焼損は、倉庫①側の外装に限られ、倉庫①から延焼したものと判断されること。（実況見分調査書・写真○～○参照）

- (2) 倉庫①及び倉庫②は全焼している。倉庫②は内部東側の2階床面が崩落しているが、内部西側の2階床面は残存しており、東側から西側に向かって燃え広がった様相であること。  
(実況見分調査書・写真○～○参照)
- (3) 最先着隊の○○水槽隊長によると、消防隊現場到着時、倉庫①は建物全体から火炎が噴出しており、倉庫②の外壁東面は倉庫①外壁西面開口部からの火炎にあおられていたこと。
- (4) 被質問者1は、「火災を発見した時には、○○株式会社倉庫(倉庫①)は燃えていたが、隣の○○建設倉庫(倉庫②)は燃えていなかった。」と申述していること。(現場質問調査書○参照)
- (5) 上記ア～エのことから、出火物件を「倉庫①」とする。

#### 記載例5 各調査書の内容を抜粋し、「結論」で判定理由を論述する方法

- (1) 現場見分調査書(以下「同調査書」という。)
  - ア 同調査書3に記載のとおり、②建物1階は、床周辺が水に濡れており、窓ガラスが破損している。他に焼損は見分されないことから、②建物の1階に焼損はないこと。
  - イ 同調査書3(3)に記載のとおり、②建物2階東側居室と西側居室の間の鴨居を見分すると、西側と比較して東側の炭化が深いことから、②建物の2階東側居室と西側居室の間の鴨居は、東側の炭化が強く、西側居室は東側から延焼したものと判断されること。
  - ウ 同調査書3(4)に記載のとおり、西側居室内を見分すると、たんすの上方の炭化が深く、西側居室は上方から下方に向かっての焼損が見分されることから、西側居室内のたんすは上方の炭化が強く、西側居室は上方からの燃え下がりを示しており、他の部屋から延焼したものと判断されること。
  - エ 同調査書3(4)に記載のとおり、西側居室を外側から見分すると、居室の西寄りでは瓦が残っているのに対し、東寄りでは脱落していることから、西側居室は東寄りから延焼したと判断されること。
  - オ 同調査書3(4)に記載のとおり、②建物を見分すると、東側軒裏は、①建物に面する北寄りはモルタルが脱落し、原形を留めていない。周囲の他の面の外壁モルタルは、表面的な変色のみ見分されることから、②建物東側軒裏は、①建物に面する北寄りから周囲へ延焼したと判断されること、及びこのモルタル脱落部が2階東側居室であることから2階東側居室は①建物から延焼したものと判断されること。
  - カ 以上のことから、②建物西側居室は東側居室から延焼し、東側居室は①建物から延焼したものと考えられる。
- (2) 火災出場時の見分調査書2に記載のとおり、①建物は消防隊到着時、瓦が抜け、火炎が噴出中であるのに対し、②建物は軒裏から煙が出ている状況であることから、②建物は①建物から延焼したものと判断される。
- (3) 発見者○○の質問調査書に、・・・・(省略)
- (4) 結論  
現場見分状況、火災出場時における見分状況及び関係者等からの申述のいずれも①建物を出火建物とすることに矛盾はないことから、出火建物は①建物と判定する。

**記載例6 各調査書の内容を抜粋し、「結論」で判定理由を論述する方法**

## (1) 実況見分状況

ア A棟は、1階から3階までの全てに焼損が見分されるのに対しB棟の焼損は3階のみであり、C棟にいたってはA棟に接する東側外壁のみの焼損であること。(写真No.2～写真No.10)

イ B棟の3階の焼損は、西側居室で天井が焼け崩れ瓦が落下しているが、東側居室は瓦が残存していることから、西側居室からの延焼と考えられこと。(写真No.11～No.20)

ウ B棟外壁モルタルは、A棟に面する3階西側居室付近に脱落が見られ、外壁ではこの部分が最も焼けが強いと判断されること。(写真No.22)

エ 以上のことから、B棟東側居室は西側居室から延焼し、B棟西側居室及びC棟東側外壁はA棟から延焼したと考えられる。

## (2) 出火出場時の見分状況

○消防署消防司令補○○○○作成の出火出場時の見分調査書によると、消防隊到着時、A棟は屋根が焼け抜け火炎が噴出中であるのに対し、B棟は軒先から煙が出る程度で、C棟には発煙等も認められていないと記載されていることから、B棟及びC棟はA棟から延焼したものと考えられる。

## (3) 聞込み状況書

発見者である女性の聞込み状況書には「…A棟1階から炎が噴き出していました。その時には他の建物は燃えていませんでした。…」とあることから、A棟から出火したものと考えられる。

## (4) 結論

各見分状況及び関係者等の申述を総合的に検討した結果、出火建物はA棟と判定する。

**記載例7 出火建物が明確な場合**

A棟は1、2階が立体的に焼損しているのに対し、B棟及びC棟はA棟と接する外壁の焼損のみであることから、出火建物はA棟である。



## ■ 2 出火箇所の判定の記載

前項では、どの建物から出火したかを明らかにしました。本項では、出火建物のどの箇所から出火したかを明らかにしていきます。

前項の「出火建物の判定」と異なり、「出火箇所の判定」では、焼損建物の棟数に関係なく必ず記載する必要があります。また、前項で述べたように、複数棟が焼損しているものの出火建物が明らかなため「出火建物の判定」の記載を省略した場合は、冒頭に出火建物がどれかについて、下記の例を参考に簡潔に記載しておくことが望ましいと考えられます。

### 記載例

①建物が屋根まで焼損しているのに対し、②建物から④建物は①建物に面する外壁やガラスが焼損しているだけである。出火建物は明らかに①建物であり、出火建物の判定を省略する。

### (1) 出火箇所判定の必要性

出火原因は、①まず出火建物の中から延焼拡大の方向性を見極めて、出火したと判断される「限定された部分」を発掘し、②次に発掘した中から「出火箇所」を指定し、③最後にその範囲の中から発火源として可能性があるものに検討を加えて判定を行います。

もしも、出火箇所が限定できなければ、発掘する範囲に存在している他の火源について、それらが発火源となる可能性について検討をする必要があります。

出火箇所の判定は、出火原因の究明の前に、行うべき手順であるといえるでしょう。

### (2) 出火箇所判定の手順

出火箇所の判定は、前述の「2 出火建物の判定の記載」と同様の手順で判定を行います。

出火箇所の判定は、出火原因の究明のための重要な要素となるため、引用する事実は「出火建物の判定」の項よりも細かく選定する必要があります。

### (3) 出火箇所の範囲

出火箇所と言えば、「極めて限定されたある範囲」と解釈されがちですが、その範囲は、火災の規模や焼損状況などによって異なり、延焼した火災などでは「6 畳間」などの部屋単位や「6 畳間の机付近」といったように、ある程度の幅がある範囲となる場合が多くなります。

出火箇所の範囲が狭くなるほど、発火源が限定され出火原因の追求は容易になりますが、出火箇所の判定を誤れば、火災の原因となった発火源を検討の対象から外すことになり、出火原因の判定を誤ることにつながるため、出火箇所については、あえて狭めることはせず、余裕を持った範囲とすることもあります。

#### (4) 出火箇所判定の記載例

出火箇所の判定は、判定書を作成するうえで重要なポイントとなるため、記載例を示しながら以下のとおり解説を行います。

「出火箇所の判定」の判定の手順は、「出火建物の判定」で説明した判定の手順と同様であり、そのポイントは次のとおりです。

- ア 実況見分状況から順番に記載する。
- イ 実況見分状況などの項目別に、それぞれ判断される出火箇所を記載しておく。
- ウ 引用事実は、実況（鑑識）見分調査書等に記載されていること。
- エ 結論（判定）は、論理的考察を加えること。

記載例のように、(4)結論では、判定者が各調査書等の事実をどのように関連付けて解釈し、その結果どのような結論に達したかが分かるように記載する必要があります。

調査現場でも、特に出火箇所の付近は原形をとどめている物的証拠はほとんど見つからないことが多く、この確認できない部分について、判定者は解釈・考察を加えて書類を作成することになります。

判定文には、引用した事実と結論がどのように結びついたかの理由を記載し、判定の根拠となる事実の引用だけではなく、引用した内容がなぜ判定の根拠となるかについて、説明する必要があります。

#### 記載例1 建物火災

※ 引用方法は「必要な文章を要約して引用する方法」を用いる。

##### (1) 実況見分状況

ア 実況（鑑識）見分調査書3焼損状況(5)に記載のとおり、天井、内壁などは焼損建物西側の2階6畳間から延焼拡大した状況を見分している事実。

イ 同調査書3焼損状況(10)に記載のとおり、この6畳間に置かれたたんす、畳の上の雑誌、テーブルなどは、全て勉強机に面した側から延焼した状況を見分している事実。

ウ 同調査書3焼損状況(15)に記載のとおり、天井材は勉強机の上部で焼け切れて脱落、更に、この勉強机に接する壁材も間柱、木摺などが一部焼失しており、机付近を基点とした燃え広がりを見分している事実。

エ 壁材や天井材の焼損は、勉強机付近からの燃え広がりを示していると考えられる。

##### (2) 出火出場時における見分状況

ア 出火出動時の見分調査書2現場到着時の状況(1)に記載のとおり、焼損建物を①点(南側)から見ると、西側2階6畳間の窓から火炎が噴出しているが、他の部屋の窓からはまだ黒煙しか噴出していない状況を見分している事実。

イ 同調査書2現場到着時の状況に記載のとおり、焼損建物を②点（北側）から見ると、2階6畳間内が真っ赤になっているが、まだ窓ガラスは破損していないことを見分している事実。

ウ 以上の事実は、2階西側6畳間からの延焼拡大を示しており、その中でもガラスの残存を考慮すると、南側からの燃え広がりを呈している。しかし、出火時の開口部の状態によっては延焼の仕方が異なることもあり、出火箇所の範囲までは判断できない。

### (3) 関係者の申述

ア 出火建物に居住する主婦消防花子（35歳）の質問調査書2を要約すると、この主婦は「隣室で昼寝中に息苦しさで目が覚めると、6畳間の襖から煙が出ており、襖を開けたら勉強机の周囲が炎に包まれて、炎が天井まで達していた。」と申述していること。

イ 隣家の主婦田町良子（45歳）の質問調査書1を要約すると、「テレビを見ているとき、隣の主婦消防花子が火事を知らせてきたので、近くまで行ってみると2階6畳間が燃えていた。」と申述していること。

### (4) 結論

出火出動時の見分調査書の見分状況では、机付近かどうかまでは判断できない。しかし、ガラスの残存状況を考察すると、南側から北側への延焼拡大を示していると判断され、その机は南側に配置されている。このことから、出火出動時の見分状況は実況見分状況と矛盾するところはない。また、関係者等の申述では、二人とも6畳居間からの出火を示し、しかも火元の主婦にあっては、机付近から炎が立ち上がっていることを見ており、関係者等の申述も実況見分状況と合致している。このように、火災出動時の見分状況の事実及び関係者等の申述は、実況見分状況の事実を裏付けて何ら矛盾するところはなく、出火箇所は、建物2階西側6畳間の勉強机付近と判定する。

## 記載例2 建物火災

(1) 内部の焼けは1階の和室、洋室、廊下及び居間に限られ、さらに和室及び洋室の焼けは廊下との出入口上部付近に限られることから、和室と洋室は廊下天井際からの火流を受けた様相であること。（実況見分調査書・写真〇～〇参照）

(2) 廊下の焼けは天井の中央から南側に限られる。また、居間と廊下の出入口付近は壁面クロスが焼失しており、離れるほど残存していることから、居間と廊下の出入口から延焼したものと判断されること。（実況見分調査書・写真〇～〇参照）

(3) 居間は天井の南西角周辺の石膏ボードの表面が炭化しているほか、南面及び西面は南西角の壁体が焼失し、いずれも露出した壁内の組材は南西角を起点として床際から半扇状に炭化していること。

また、南西角に設置されているFF式石油ストーブが焼損し、周囲の床面が炭化していることから、当該ストーブ周辺から炎が立ち上がった様相であること。（実況見分調査書・写真〇～〇参照）

(4) 上記(1)～(3)のことから、出火箇所を「1階居間南西角に設置されているFF式石油ストーブ周辺」とする。

**記載例3 建物火災**

- (1) 現場見分調査書(2)3(2)に記載のとおり、焼損箇所は1階台所のガス台、ガス台上部の内壁及び換気扇のみであり、内壁の焼損状況はガス台から延焼したものであると判断されることから、出火箇所はガス台周辺であると判定されること。
- (2) 本建物の居住者〇〇〇〇の現場質問調査書に記載のとおり、「・・・台所に戻りガス台付近を見ると・・・ガス台の中華鍋から炎が1メートルくらい上がっているのが見えました。」と申述していることから、〇〇〇〇は、ガス台上の中華鍋から炎が上がっているのを発見している。
- (3) 結論  
現場見分状況及び関係者等からの申述のいずれもガス台付近を出火箇所とすることに矛盾がないことから、ガス台付近を出火箇所と判定する。

**記載例4 建物火災**

- (1) 現場見分調査書（以下「同調査書」という。）
  - ア 同調査書3(4)に記載のとおり、1階各部屋は、水に濡れてビニールシートに覆われており、焼損箇所は見分されないことから、出火建物1階に焼損箇所は見られず、出火箇所は2階であると考えられる。
  - イ 同調査書3(5)に記載のとおり、①建物屋根を見分すると、2階の瓦は、東側では残存するのに対し、西側では焼け落ちていることから、この建物2階は、西側から東側へ延焼していったものと考えられる。
  - ウ 同調査書3(6)に記載のとおり、2階廊下天井が、東側では天井材が煤けているのに対し、西側では焼け落ちていないことから、この廊下は西側から東側へ延焼したものと考えられる。
  - エ 同調査書3(7)及び(8)に記載のとおり、「2階東側の6畳和室は天井のみが焼損している。」とあり、さらに、「2階東側の6畳和室に隣接する中央の6畳洋間は、天井から下の壁体にまで焼損が見分される。」「小屋裏の梁は東端では表面的な炭化に対し、6畳洋間上方では亀甲模様に炭化しているのが見分される。」とあることから、東側6畳和室は隣接の6畳洋間から延焼したものと考えられること。
  - オ 同調査書3(8)及び(9)に記載のとおり、「2階中央の6畳洋間では西寄り廻り縁が焼け切れているのに対し、東寄りでは残存している。」、及び「洋間天井では天井材の格子が残存している。隣接する8畳洋間では同部材が焼け落ちている。」とあることから、この6畳洋間は西側の8畳洋間から延焼したものと考えられること。
  - カ 同調査書3(9)及び(10)に記載のとおり、「8畳洋間北側のアルミサッシは窓額縁にまで炭化が及んでいるのが見分され、同材質の西側サッシでは、部材のアルミが溶融した状態で残存しているのが見分される。」とあることから、同部屋の北寄りから出火したものと考えられること。
  - キ 同調査書3(11)に記載のとおり、同部屋北寄りに見られるベッドのスプリングが、窓下の北寄りでは伸縮可能であるのに対し、西寄りでは縮められた状態で伸縮不能であるこ

とが見分されることから、スプリングは同材質であるにもかかわらず、西寄りのスプリングが強く焼損していることから、出火箇所はベッド西寄りと考えられること。

- (2) 火災出場時における見分調査書（省略）
- (3) 現場質問調査書（省略）
- (4) 結論（省略）

#### 記載例5 建物火災

##### (1) 実況見分状況

ア 実況見分書2現場の様様に記載のとおり、1階に焼損は認められないことから、出火箇所は2階であると認められる。

イ 実況見分書2現場の様様及び3焼損状況に記載のとおり、※1 2階南側6畳間は部屋全面が炭化しているのに比較して、北東側踊り場と北側4畳半は共に天井及び壁面上部が焼けているだけであり、※2 このことから南側6畳間から北側へ延焼したと考えられる。

ウ 実況見分書2現場の様様及び3焼損状況に記載のとおり、南側6畳間の南西角の畳に燃え込み箇所が見分され、さらに南西側一帯の内壁材は焼失し、南西側の天井材が焼け落ちていたことから、南西側床面から出火して内壁材へと延焼したと考えられる。

##### (2) 火災見分状況

火災状況見分書に記載のとおり、現場到着時、2階南側窓からは激しく火炎が噴出しているものの、北側は軒下から黒煙が噴出しているだけであり、このことから2階南側から出火したことが判断される。

##### (3) 発見状況

火災第一発見者〇〇〇の口述書に記載のとおり、2階南側6畳間に行くと、煙が充満しており、排煙のために西側窓を開けると、部屋の南西側の床から急に炎が立ち上がったと口述していることから、出火箇所は2階南西側床面付近と考えられる。

##### (4) 結論

実況見分状況、火災見分状況、発見状況いずれも2階南側6畳間の南西側付近を出火箇所と裏付ける事実が認められるため、2階南側6畳間の南西側床付近を出火箇所と判定する。

#### 記載例6 建物火災

出火建物は〇〇〇所有の〇〇荘と認められるため、以下出火箇所を検討する。

##### (1) 実況見分状況

実況見分書2(2)アに記載のとおり、1階で焼損が見分されるのは101号室の東側6畳間だけであり、天井が一部焼失し、その下の床面に炭化物が散乱し、床面が所々焼焦している。

同2(2)イからオに記載のとおり、201号室は玄関口から続く各室に焼けが認められ、室内にある家財にも焼けが及んでいる（ウからテは省略）。

同3(1)に記載のとおり、201号室北側4畳半の北東側にある炭化した座布団東側15cmの位置にある延長コードが断線しており、断線箇所の先端に電氣的溶痕が認められる。

## (2) 火災見分状況

〇〇指揮隊の火災状況見分書1に記載のとおり、2階北東側の窓から火炎が噴出している。

(イからウは省略)

## (3) 結論

前記の各事実を総合検討すると、前記(2)ア、イに記載のとおり、消防隊現場到着時、2階北側に位置する201号室の東側北寄りの窓から火炎の噴出を見分しており、前記(1)のアからオまでの実況見分状況からも1階に比べ2階の焼けが強い。2階でも201号室北側の焼損状況が最も著しく、南側及び他の部屋もこの部屋から遠ざかるに従って焼け残りも多く、焼けが弱くなっている。これらの事実から、出火箇所は2階201号室であると考えられる。

次に2階201号を検討する。

前記(1)カ、キに記載のとおり、屋根は北東側一帯が燃え抜けているものの他は残存している。棟木及び母屋は南側から北側に進むにしたがって焼け細り、特に北側では焼け切れている母屋も認められる。このことから、屋根及び小屋組は北東側一帯を起点として南側へと延焼したと考えられる。

前記(1)ク、ケに記載のとおり、201号室北側4畳半北東角に残存する箆筒は、南西側に残存する家具類と比較して焼け崩れが著しいこのことから、北東側一帯が早期に燃焼したと考えられる。

床面にあっては前記(1)テ、トに記載のとおり、201号室4畳半の北東側畳面にほとんど原形を止めていない座布団及び衣類の炭化物が認められ、また、座布団東側15cmの位置に残存する延長コードが断線し、そこに電氣的溶痕が認められることから、この付近が早期に燃焼していたと判断できる。

なお、前記(1)シに記載の、201号室南東側に認められる1畳分の広さの床の燃え抜けは、1階の天井裏で焼け止まっていた。また、この部分だけ畳よりも自己燃焼性の高い板張りであったため、床の燃え抜けは延焼過程において発生したものであると考えられる。

以上の考察結果を総合すると、出火箇所は部屋北東側一帯である可能性が最も高いと考えられる。

また、前記(1)ツ、テ、トに記載のとおり、床面上に残存する延長コードに電氣的溶痕が認められ、東側壁面上部の北端に残存するエアコンの電源コードに電氣的溶痕が認められないことから、床面付近が早期に燃焼していたことが判断できる。

したがって、部屋北東側付近を出火箇所と考え、延焼経路を推測すると、201号室北側4畳半北東側付近から燃え上がった炎は、座布団及び衣類を媒介として燃え広がって柱及び箆筒(たんす)等の垂直可燃物に燃え移り、ついには天井及び小屋組へ延焼したと考えられるため、焼損状況と照らし合わせても矛盾はない。

よって、本件火災の出火箇所は、201号室北側4畳半北東側床面付近と判定する。

### 記載例7 車両火災

実況見分書2現場の様様に記載のとおり、焼損が認められるのは車室内だけであるため、以下検討する。

#### (1) 実況見分状況

実況見分書2現場の様様に記載のとおり、室内天井の内張りは、コンソールボックス上だけが溶融しており、運転席と助手席のシートは共にコンソールボックス寄りが焼失している。コンソールボックス内のカセットデッキが激しく変形及び変色し、ここから上部のエアコン吹き出し口まで硬質ウレタンが焼け崩れている。

また、フロアマット下の床面に焼けは認められない。

#### (2) 発見状況

〇〇〇の口述書に記載のとおり、〇〇〇が車に戻り、ドアを開けると急にシフトレバー上方から炎が上がったと口述している。

#### (3) 結論

実況見分状況からは、コンソールボックス内のカセットデッキ付近から出火して周囲に延焼したと判断され、発見状況からもほぼ同位置から最初に炎を認めている。

以上のことから、コンソールボックス内のカセットデッキ付近を本件火災の出火箇所と判定する。

### 記載例8 出火箇所を限定できない場合

実況見分書3焼損状況に記載のとおり、バイクはシート、タイヤ等の合成樹脂部分が全て焼失し、金属製の骨組みだけが変色し残存している事実及び火災第一発見者の〇〇の口述書4に記載のとおり、「…オートバイ全体が炎に包まれ…」と口述していること。

以上のように、合理的に出火箇所の範囲を限定できる事実が少ないため、出火箇所を判定することはできない。

※ 合理的に出火箇所を限定できない場合には、限定できない理由を記述する。

## ■ 3 出火原因の判定の記載

出火原因は、次に掲げる点についてそれぞれ検証を加えて、究明を行います。

- 発火源と着火物
- 発火源から可燃物への着火経過と延焼経過
- 出火に至る人的・物的な要因

### (1) 出火原因判定の記載方法

前述のように、出火原因は、実況見分調査書、質問調査書などの書類に記載された事実を引用し、合理的・科学的に判定を行います。実況見分調査書などの事実だけで不足する場合には、補足実験のデータや各種文献などを引用することもあります。

判定の記載については、難解な専門用語や、過度に論述的な表現は避けて、誰でも容易に理解できるような表現にする必要があります。

## (2) 消去法を主体とした出火原因の判定

消去法を主体とした出火原因判定の手順は次のとおりです。

ア 出火箇所の範囲に存在する火源を全て列挙する。

イ それぞれの火源について、発火源として可能性が低いものから順に記載し、検討を行う。

① 実況（鑑識）見分調査書

② 質問調査書等

③ 結論

ウ それぞれ火源の結論から、消去法により発火源を特定し、火災の発生した要因や発生の経過と合わせて出火原因を判定する。

## (3) 科学的な根拠に基づく出火原因の認定

製品等から出火した場合には、次に掲げるような科学的裏付け等による客観的な証明によって出火原因を認定する場合があります。

○ 分析、測定機器によるデータの提示（顕微鏡写真、測定値等）

○ 再現実験による再現性の確保

○ 各種文献を引用した客観性のある解説（学術文献、各種研究機関の実験データ等）

○ 類似火災事例の有無の確認

## (4) 出火原因判定に必要な記載内容

出火原因の判定は、出火箇所の範囲に存在する火源にそれぞれ検討を加え、発火源を特定又は否定した理由を証明することになり、記載方法については次のように大別されます。

○ 発火源の立証

○ 発火源以外の火源への反証

### ア 発火源の立証の記載

出火原因を判定する場合は、調査現場において発火源としての「物証」を見つけ出し、その状況を記載した実況見分調査書等の具体的な証拠を基に、関係者等の申述などを参考にしながら立証を行います。

しかし、「物証」である発火源が火災によって焼失していたり、放火犯が持ち去ったりなどして既に現場にない場合や、関係者等の死亡によって申述が得られないこともあります。

このように、火災事案ごとに立証の困難性に差がありますが、どのような状況でもそれぞれの事実を検証し、論理的に判定を行うことが重要です。

「発火源の立証のポイント」は以下のとおりです。



- ① 発火源は、着火物を燃焼させる熱エネルギーを持っているか。
- ② その熱エネルギーを持っていても、発火源と着火物との距離など、相互の状態が出火に至る環境下にあるか。
- ③ 着火物は燃焼状態を継続する状態にあるか。
- ④ カーテンの存在など、着火物の周囲に延焼拡大する条件があるか。
- ⑤ 実況見分結果に、これらの事実を証する状況証拠があるか。
- ⑥ 質問調査書等には、発火源と着火物が出火に結びつく環境下にあったことが聴取されているか。

①から④までは、発火源と着火物とを分析し、両者が出火時の状態で存在すれば火災になり得るかを証明するための項目です。

⑤・⑥は、発火源と着火物が火災現場にどのような状態で存在していたかを証明するための項目です。

発火源の立証については、以下のような内容では不完全となります。

#### 記載例 発火源の立証が不完全な例

##### 1 実況見分状況

実況（鑑識）見分調査書3 焼損状況に記載のとおり、出火した部屋に芯上下式反射形石油ストーブがあり、芯は上がった状態で焼損している。石油ストーブはベッドの脇（※1）に前面をベッドに向けた状態で見分され、その付近に焼損した布団（※2）が散乱している。

このように、石油ストーブは使用状態にあり、その周辺には布団がある。実況見分状況からは石油ストーブからの出火は十分考えられる。

##### 2 申述内容

関係者等の申述を総合すると、消防花子は出火前、このベッドの布団の中に入って本を読んでいる。石油ストーブはベッドの方に向けて使用している。1階の母親から「友人から電話がかかってきた。」との連絡で、消防花子は急いでベッドから起き上がり、部屋の電灯や石油ストーブを消さないで1階に降りていった。電話が終わった後は、2階に上がり1階でテレビを見ている。

しばらくして（※3）、一緒にいた母親が2階の物音に気付き、消防花子に見てくるように言った。消防花子は階段を2、3段上がったところで、上方に煙が漂っているのに気付き「煙だ。」と母親に知らせ、2階の自分の部屋の戸を開けたとき、煙が噴き出して来たので、火事だと気付いている。

このように、関係者等の申述からも石油ストーブは使用状態であり、ベッドの布団が石油ストーブに近接した状態になることが明らかであることから、石油ストーブからの出火は十分考えられる。

##### 3 結論

以上のように出火原因は、石油ストーブの放射熱によって（※4）布団に着火したものと判定する。

- ※1 ベッドと石油ストーブの実測距離
- ※2 布団の綿の種類、数、ベッドに置かれた状況
- ※3 部屋を出たときから異状に気付いたときまでの経過時間
- ※4 石油ストーブの温度分布と経過時間による発火の可能性の検討

この例では、※1から※4までについての内容が欠けていて、発火源→経過→着火物という出火に至る一連の論理展開ができていないため、不完全な判定となります。

### 記載例1 石油ストーブが原因の場合

出火原因は、出火箇所付近において放火、電気関係、たばこ及び石油ストーブから出火した可能性があるため、各項目について検討する。

#### (1) 放火について

ア 実況見分書3焼損状況(8)に記載のとおり、2階居室北西側で実施した北川式ガス検知管(鑑識用石油290PⅡ型)による測定では反応がないことから、同箇所では石油系油脂類が助燃剤として使用された可能性は低いこと。

イ ○○○の口述書第5項に記載のとおり、○○○は火災発生直後に大声で付近住民に助けを求めていること、また自ら初期消火を実施し火傷を負っている。

ウ ○○○の口述書第6項の記載から、○○○本人は1階和室に居たと考えられ、また出火箇所が2階居室であることから、第三者が家人に気付かれることなく玄関及び屋内階段を通して侵入して立ち去るとは考えられない。

以上のことを考察すると、○○○及び外部の者による放火の出火の可能性は考えられない。

#### (2) 電気関係について

ア 出火室南側西寄りに残存する電気ストーブは、実況見分書3焼損状況(1)に記載のとおり、電源コードが壁埋め込みコンセントに差し込まれていない状態で見分されている事実

イ 出火室中央に残存するこたつは、実況見分書3焼損状況(2)に記載のとおりヒーター部及び天板の焼損が弱く、袋打ち電源コードに電氣的溶痕が認められない。

ウ 実況見分書3焼損状況(3)に記載のとおり、出火室南西角に残存するエアコンの電源コードに異極間短絡で発生した溶痕が見分されるが、出火箇所の判定でも記載のとおり、出火室の焼損状況と一致しないことから、この溶痕は火災によって二次的に発生したものと判断される。

以上のことから、電気関係に起因する出火は考えられない。

#### (3) たばこについて

ア ○○○の口述書8項に記載のとおり、○○○本人は喫煙習慣がないと口述しており、出火室にたばこの吸い殻やライター等が認められない。

イ 実況見分書3焼損状況(5)に記載のとおり、出火箇所付近に長時間に亘るくん焼の痕跡が残存物品に現れていない。

以上のことから、たばこによる出火は考えられない。

(4) 石油ストーブについて

ア 実況見分書3焼損状況(4)に記載のとおり、出火室南西角に残存する放射型石油ストーブの芯及び芯調整装置の調整ギアの位置の状況から点火状態であったと判断される。

イ 実況見分書3焼損状況(4)に記載のとおり、給油タンクは給油口口金が外れた状態で石油ストーブ内に残存し、給油口口金はストーブ本体の受けに残存している。

ウ ○○○の口述書8項の記載のとおり、「ストーブを点けたままカートリッジタンクをし、玄関に置いてあるポリタンクから給油して再びカートリッジタンクをストーブに差し込もうとしたら、キャップがはずれて灯油がこぼれました・・・」と口述している。

以上のことを考察すると、給油した際、キャップを完全に締めなかったため、給油タンクの装着時、給油口口金が外れ、こぼれた灯油にストーブの火が着火したことは十分に考えられる。

## 記載例2 複数の出火原因が考えられる場合

居住者に喫煙習慣があり、出火箇所いくつかの電化製品が存在することから、出火原因として、放火、電気関係、たばこが考えられる。それぞれについて、以下検討する。

(1) 放火について

ア 写真No.7のとおり玄関扉は破壊されているが、□□消防署消防司令○○○○の出火出場時の見分調査書によると、施錠されている玄関扉を破壊して内部進入していること。

イ 出火室は、大学生の長男の部屋であり、本人の質問調査書からは、放火する動機が見出せないこと。

以上のことから、放火の可能性は低い。

(2) 電気関係について

ア 写真No.21のとおり出火箇所付近の東側内壁には、壁付き2口コンセントが見分される。上下2口とも差込プラグが差さっており、写真No.22のとおり上は学習机に取り付けられた電気スタンドに、また写真No.23のとおり下は室内中央におかれた空気清浄機に接続されている。上下とも差し刃、受け刃とも異常は見られない。

イ 写真No.24のとおり空気清浄機の器具コードに電気痕が見分されるが、写真No.25によると空気清浄機のスイッチはオフ状態で見分されており、立会人の説明ではここ数カ月は使用していないとのことである。

以上のことから、コンセント部のトラッキングなどの状況は認められず、空気清浄機は使用状態でなかったと考えられ、器具コードの電気痕については二次的なものと考えられる。よって電気関係の出火は否定できる。

(3) たばこについて

ア 写真No.28のとおり出火箇所付近の東側テーブル上から金属製灰皿と簡易ライターが見分され、また長男の質問調査書によると、本人には喫煙習慣があり、出火当日も13時

過ぎに外出する前に着替えをしながら喫煙したことを認めており、さらにその際吸殻の始末については覚えていないこと。また外出後、建物内は無人であったこと。

イ 写真No.30 のとおり東側床面には局部的な焼け込みが見分されること。

ウ 出火時刻が18時30分頃と推測されており、長男が外出した時間から3時間以上経過したことになるが、発火源をたばここと考えるならば、無人の住宅内で臭気に気付かれることなく無炎燃焼を継続した後、出火したことに矛盾はない。

以上のことから、たばこによる出火の可能性は高い。

#### (4) 結論

以上検討した結果、放火、電気関係については可能性が低く、たばこによる出火については十分可能性があり、実況見分状況並びに質問調査書ともに矛盾がない。

よって本火災は、長男が13時頃着替えながら吸ったたばこの火種が、ベッドの布団上に落下したことに気付かず外出したため、布団に着火し無炎燃焼を継続した後、出火したものと判定する。

### イ 発火源以外の火源に対する反証

#### ① 反証の必要性

発火源について詳細に立証されていても、出火箇所に存在する他の火源についての記載がない場合は正しい出火原因の判定とは言えません。出火原因となった発火源以外の火源も、同じ場所から出火した場合の焼損状態は類似するため、他の火源から出火した可能性を否定（反証）しておかなければ、第三者が本判定書を読んだ場合に疑問が生じる可能性があります。

出火原因を判定する場合は、出火箇所に存在する全ての火源について検討し、発火源以外の火源については、反証事実を示して否定していく必要があります。

#### ② 反証方法及び記載上の注意

出火の可能性を否定する場合の記載方法は、基本的には発火源における立証と同様です。各調査書に記載された具体的な事実を引用しつつ、発火源としての成立要件を否定することになりますが、次のような記述は、発火源としての可能性を残すと解釈されるおそれがあるため、適切ではありません。

○・・・の焼損状況から考察して、テレビからの出火はほとんど考えられない。  
○・・・の申述から、テレビからの出火の可能性も考えられるが、・・・の焼損状況から、テレビからの出火の可能性は少ないと認められる。

原則的には、次のように明確に表現しておくことが望ましいと考えられます。

○・・・の焼損状況から考察して、テレビからの出火は認められない。  
○・・・の調査書では「テレビ付近から燃え上がった。」との申述があるが、・・・の事実からテレビからの出火は否定される。

### 記載例1 放火に対する反証

出火原因は、出火箇所付近において放火、電気関係、たばこ及び石油ストーブから出火した可能性があるため、各項目について検討する。

#### (1) 放火について

ア 実況見分書3 焼損状況(8)に記載のとおり、2階居室北西側で実施した北川式ガス検知管（鑑識用石油 290P II型）による測定では反応がないことから、同箇所では石油系油脂類が助燃剤として使用された可能性は低いこと。

イ ○○○の口述書第5項に記載のとおり、○○○は火災発生直後に大声で付近住民に助けを求めていること、また自ら初期消火を実施し火傷を負っている。

ウ ○○○の口述書第6項の記載から、○○○本人は1階和室に居たと考えられ、また出火箇所が2階居室であることから、第三者が家人に気付かれることなく玄関及び屋内階段を通過して侵入して立ち去るとは考えられない。

以上のことを考察すると、○○○及び外部の者による放火の出火の可能性は考えられない。

### 記載例2 油の過熱

現場見分状況及び関係者等の申述から、出火原因としてガステーブルが考えられるので、以下検討する。

(1) 現場見分調査書3(4)に記載のとおり、「このガス台右下にあるガスの元栓が閉められている」とあり、同見分調査書(8)「・・・ガス台器具栓が開放状態である・・・」こと。

(2) 現場見分調査書3(9)に記載のとおり、「ガス台北側の内壁は・・・下部の鍋よりほど強く変色・・・」とあることから、ガス台北側の内壁の焼損がこの中華鍋から延焼した状況であると考えられること。

(3) ○○○○の質問調査書で、「○時○○分頃、油の入った中華鍋をガス台にかけ、火を点けたまま子供の世話をしていました。」と申述していること。さらに、「この中華鍋から火が上がっているのを発見しました。」と出火を目撃していること。

#### (4) 結論

各事項について検討した結果、本火災は○時○○分ころ、○○○○が中華鍋に植物油を入れ、ガステーブルに点火したまま、子供の世話をしていたため、時間の経過と共に油が過熱され出火したものと判定する。

### 記載例3 たばこ

出火原因として可能性のある放火、電気関係、たばこについて、以下順次検討する。

#### (1) 放火について

ア 現場見分調査書3(5)に記載のとおり、玄関扉を見分すると、鍵が破損しているのが認められること。

イ 火災出場時の見分調査書3(2)に記載のとおり、「現着時、玄関が施錠されているため、エンジンカッターを・・・破壊して・・・内部進入する。」とあることから、消防隊は玄

関扉を破壊して内部に進入していること。

ウ 出火箇所の2階8畳間は、この大学生の長女の部屋であり、本人の質問調査書からは厭世等の放火に関する動機は見いだせないこと。

エ 保険金額は不動産〇〇〇円、動産〇〇〇円で、火災により利益を得ることは社会的にも可能性が少ない。

オ 以上のことを考慮すると、放火の可能性は極めて低い。

(2) 電気関係について

現場見分調査書3(8)に記載のとおり、寝室内ベッド南側の蛍光灯の配線に短絡痕が見られる。ベッド周辺の焼損は南側の炭化が深く、北側は表面が焼損しているのみであることから、出火箇所付近でベッド南側の蛍光灯の配線に短絡痕が見られるが、出火箇所の判定にも述べているとおり、ベッドの焼損状況と一致しないため、この短絡痕は火災により発生したものとするのが妥当である。したがって、電氣的な原因については否定される。

(3) たばこについて

ア 現場見分調査書3(10)に記載のとおり、「ベッド西側から東側〇〇cmの位置に金属製灰皿及び携帯用簡易ガスライターが見分されることから、〇〇〇〇には、喫煙習慣があると考えられる。

イ 〇〇〇〇の質問調査書によると「・・・たばこは毎日・・・吸います。・・・学校に行く日の朝も・・・着替えながらたばこをくわえて吸いました。学校に登校したのはたしか7時10分ぐらいです。・・・その吸殻をどこに捨てたかは覚えていません。」と申述していることから、本人には喫煙習慣があり、出火当日も朝7時過ぎに登校する前に着替えをしながら喫煙したことを認めており、さらにその際の吸殻の始末については覚えていないこと。

ウ 出火時間が10時25分頃と推定されており、長女が外出した時間は7時10分ころであることを考え合わせると、3時間以上の経過後に出火したことになるが、発火源をたばこ考えるならば微小火源特有の無炎燃焼を継続した後に発火することに矛盾はない。

エ 以上を考慮すると、たばこによる出火は十分考えられる。

(4) 結論

以上、放火、電気関係、たばこについて考察した結果、放火、電気関係についての可能性は低い、たばこについては十分に可能性があり、現場見分調査書並びに質問調査書とも矛盾がない。

よって、本火災の出火原因は、〇〇〇〇が朝〇時〇〇分ころ、着替えながら吸ったたばこの火種が、ベッド上の布団に落下したのに気付かずに外出したため、布団に着火し、無炎燃焼を継続した後に発火したものと判定する。

#### 記載例4 石油ストーブ

##### 3 出火原因の検討

現場見分状況及び関係者等の申述から、出火原因としてたばこ及び石油ストーブが考えられるので、以下検討する。

(1) たばこについて (省略)

## (2) 石油ストーブについて

- ア 現場見分調査書3(7)に記載のとおり、「ベッドは〇〇側が焼損し、・・・スプリングの変色も著しい・・・」とあり、ベッドの焼損は、石油ストーブに面した部分が最も激しく、内壁もベッド側の焼損が強いこと。
- イ 現場見分調査書3(8)に記載のとおり、「居室内・・・芯上下式反射型石油ストーブがあり、芯は上がった状態で焼損している」とあること。
- ウ 現場見分調査書3(9)に記載のとおり、「石油ストーブはベッドの脇20cmの位置に前面をベッドに向けた状態で見分され、ストーブの周囲には焼損した綿入り掛け布団やタオルケットが散乱しており、ストーブの前面ガードや天板には布団綿のような焦げた繊維がこびり付いている。」とあること。
- エ 〇〇〇〇の質問調査書3に記載のとおり、「〇〇〇〇は出火前、このベッドの布団の中に入って本を読んでおり、石油ストーブはベッドの方に向けて使用していました。1階の母親から「友人から電話がかかってきた」と連絡を受けたので、急いでベッドから起き上がり、石油ストーブを消さないで1階に降りていきました。電話が終わった後、2階には上がらないで1階でテレビを見ていました。」と申述していること。
- オ 〇〇〇〇の質問調査書4に記載のとおり、「1階に降りて15分程した時、2階の物音に気づいた母から2階を確認するように言われたので、2階に行って自分の部屋の戸を開けたら、煙が吹き出してきたので、火事だと思いました。」と申述していること。
- カ アからオのとおり、ベッドと内壁の焼損状態は石油ストーブからの燃え広がりを示し、石油ストーブは点火状態で、さらに布団の繊維が付着している。また、〇〇〇〇の申述でも、出火時、石油ストーブは点火されたままであったこと。以上の事実から、布団が石油ストーブに接触したための出火は十分に可能性がある。

## (3) 結論（省略）

## 記載例5 電気ストーブ

出火箇所付近において、灯明、線香、ミニコンポ、放火、たばこ、電気ストーブから出火した可能性について検討する。

- (1) 灯明について（省略）
- (2) 線香について（省略）
- (3) ミニコンポについて（省略）
- (4) 放火について

## ア 外部者による放火について

火災第一発見者の〇〇〇の口述書に記載のとおり、「6階に上り横浜さんの玄関ドアを開けた時、・・・玄関の鍵は掛かっていませんでした」と口述しており、さらに実況見分書2現場の様相(2)オに記載のとおり、玄関ドアは開錠していることから、外部者の放火の可能性について検討する。

しかし、実況見分書3焼損状況(2)に記載のとおり、南東側8畳間北西角に置かれている金庫内には現金及び通帳類が残存していること及び建物所有者〇〇〇の口述書10項の

記載のとおり、「火事後、他のものは焼けてよくわかりませんが貴重品はなくなっています。また、人から恨まれるような覚えもありません」と口述していることから侵入窃盗した者による証拠隠滅及び怨念による放火は考えられず、マンションのエレベーター出入口と屋外階段側の監視カメラの記録にも外部者が撮影されていないことを確認していることから、外部者による放火の可能性はないと考えられる。

#### イ 内部関係者等について

所有者〇〇〇にあつては、火災損害申告書及び口述書 11 項に記載のとおり不動産の契約火災保険金額 1,800 万円で加入しているものの、火災による実質の損害額は保険金額が上回ると考えられ、本人〇〇の搾取目的による有益性は認められないこと。

さらに口述書 11 項に記載のとおり、当該建物を建て替える予定はなかったと口述している。

以上のことから、所有者〇〇〇による放火は考えられない。また、2 階に占有する 3 人にあつては、いずれも火災損害申告書及び口述書に記載のとおり、火災保険には未加入であり火災による有益性はなく、また、家屋を損失しており生活の基盤を失うこと等、不利益ばかりが生じるので占有者による放火も考えられない。

#### (5) たばこについて

所有者〇〇〇の口述書 4 項に記載のとおり、「ちょうど〇時頃、たばこに火を点けると同時に電話が鳴ったので・・・すぐに家を出ました。このとき私は、たばこをくわえたまま電話にでて、そのまま外へくわえたたばこのまま出たのですが、自宅の東側の通路にさしかかったとき、たばこの火種がなくなっていたことを覚えています」と口述していることから、たばこの火種が落下し可燃物に接触し出火した可能性について検討する。

たばこについては、実況見分書 3 焼損状況(9)に記載のとおり、出火室の畳面及び内容物には長時間に亘る燻焼の痕跡が残存物品に現れておらず、また、〇〇〇がたばこに火をつけたと口述している時間から約 15 分後には南側窓から火炎が噴出している。

したがって、たばこの微小火源による可燃物の燻焼開始から出火室が火災最盛期に至る時間が実火災の時系列と一致しないため、たばこに起因する出火の可能性はない。

#### (6) 電気ストーブについて

実況見分書 3 焼損状況(7)に記載のとおり、出火室東側中央に激しく焼損した電気ストーブが残存していることから、この電気ストーブが発火源となった可能性について検討する。

電気ストーブから出火する要因としては、大きく分けて電装品に起因するものと、点灯使用時の伝熱で可燃物が蓄熱し発火することが考えられる。

まず、電装品からの出火については、実況見分書 3 (7)に記載のとおり、電源プラグ、石英管ヒーター 3 本及び内部電線に異常箇所はない。転倒オフスイッチは、導通試験の結果、接点「閉」の状態が残存している。最上部に位置する回転式電源スイッチは、接点に異常はなく、燃え残った熱可塑性樹脂の回転軸のカム位置から接点 3 箇所が閉じていたと判断できる。電源線（許容電流値 17A）は、電源プラグから本体側 25cm の位置で断線しており、断線端部に素線を包埋する電氣的溶痕が発生しているため、この箇所から出火した可能性がある。

しかし、実況見分書 3 (7)に記載のとおり、断線箇所は東側ベッドの脚部に踏まれておら



ず、極度な屈曲や捩れがない状態であることから、電線被覆の絶縁劣化に伴う異極間短絡は考えられない。また、〇〇〇の口述書9項に記載のとおり、「・・・電気ストーブは1箇月位前に近くの電気屋で買ったばかりの新品で、故障や異常はありませんでした」と口述していることから、電源線の断線要因は火災熱によって二次的に絶縁被覆が焼失し、異極間が短絡した結果と考えられる。以上のことから、電気ストーブは、製品機能が正常であり、電源スイッチが閉路しているため全点灯していたと推測できる。

次に、電気ストーブからの伝熱による可燃物の蓄熱発火について考察する。

実況見分書3(7)に記載のとおり、電気ストーブのステンレス製反射板下部及び前面金属ガート下部の金属光沢色が青みを帯びており、この局所的な変色の要因は、電気ストーブが倒立した状態で前面下部に接触していた可燃物が継続的に燃焼し、高温を受熱した痕跡と考えられる。電気ストーブ前面の直近で燃焼継続した可燃物は、実況見分書3(9)に記載のとおり、掛け布団の炭化物が電気ストーブ前から50cm離れたベッド上に亘って燃え残っており、その焼失箇所から掛け布団の枕元側約半分がずれ落ち、電気ストーブ前面に接近若しくは接触したと判断できる。

一方、〇〇〇の口述書には、6項に記載のとおり「寒かったので3本とも点灯していました。」、同8項に記載のとおり、「・・・電話が鳴ったので布団から飛び起き・・・、すぐに家に帰るつもりでしたので家を慌てて出るとき、電気ストーブのスイッチは切りませんでした。」と口述していることから、〇〇〇が外出後、消費電力1,200Whで点灯中の電気ストーブ前面にベッドから掛け布団がずれ落ちたことがうかがわれ、実況見分結果の物品配置状況と整合する。

以上のことから、通電使用状態の電気ストーブ前面に掛け布団が接触し、伝熱による蓄熱で掛け布団が発火した可能性は十分に考えられる。

### ウ 結論の記載

出火原因の最終判断となる結論では、前ア、イで考察した要点を明示して「発火源」を特定し、どのような「経過」で「着火物」に着火したかを合理的な根拠に基づいて直接的・間接的な要因を含めて記載します。

結論は、判定の過程で検討した具体的な事実の根拠を明確に示す必要があり、「偶然そうなのであろう。」のような推定や「こうしたとすれば、こうなったであろう。」のような推定を重ねるような記述は不適當です。また、消去法により最終的に残ったものを発火源とするような、発火源に対する立証がない判定方法も避ける必要があります。

#### 【実況見分結果や具体的事実を合理的根拠として活用できていない事例】

夜間に共同住宅の一室から出火した火災で、占有者は焼死、実況見分の結果、発火源を明確に特定できなかったが、室内には、吸っていないたばこが見分された。



調査員は、焼死した占有者に関する情報を、他の関係者等からまったく聴取できなかったが、室内からたばこが見分されたことにより、喫煙習慣があったと判断、他に火源となり得るものが見分されなかったことから、出火原因はたばこの火の不始末によるものと推定した。

専用住宅一棟が全焼し、一人暮らしの建物所有者が焼死した火災で、出火室と判定した居室の燃え抜けた床板の下に、焼けて原形をとどめない液晶テレビが見分された。



実況見分結果及び鑑識では液晶テレビの使用・通電状況等は不明であり、関係者等から使用状況に関する情報もなかったものの、他に火源となり得るものが認められないこと、燃え抜けが床板の下に認められたこと、型式を調査したところリコール製品であったとの理由で、この液晶テレビから出火と推定した。

### 記載例1 推定の場合

#### 4 結論

前記4で検討した結果、外部者による放火とたばこに起因した出火の可能性がある。

たばこに起因する出火については、出火室で燃え残っている敷き布団の中央部西側に半円形直径45cmの燃え込み範囲があり、直下に位置する畳縁に幅30cmの局所的燃え込み箇所があることから、この両痕跡は長時間の燻焼継続によって連続的に発生したものである。また、居住者〇〇の口述書に記載のとおり、外出直前に布団上で喫煙した後、吸い殻は座卓上の水の入った金属製灰皿で始末して外出したという口述があり、外出時刻から約70分後に出火している。

敷き布団等の局所的な燃え込みの要因について、居住者〇〇の口述内容も加味して考察すると、敷き布団上にたばこの火種が落下した場合、微小火源として綿製敷き布団表生地と敷き布団中綿が着火後にほぼ等速で無炎のくん焼範囲が拡大し、下部の畳及び周囲の可燃物へ延焼したと推測できる。

垂直方向への延焼経路については、実況見分書3焼損状況(6)に記載のとおり、畳及び敷き布団の燃え込み箇所付近から床上の新聞紙及び衣類等の可燃物を介して室内西側の押入れ襖へと火炎が立ち上がったと考察でき、焼損状況と口述内容に矛盾はない。

一方、外部者による放火については、実況見分書2現場の様相(4)に記載のとおり、玄関扉は無施錠のため外部者の侵入を否定できないが、出火室底部の敷き布団及び畳縁の燃え込み痕跡は、放火による屋内物品の急速な拡散燃焼の形態とは一致せず、可能性が極めて小さい。

したがって、本件火災の出火原因を次のとおり認定する。

〇〇マンション302号室に居住する大学生〇〇〇は、外出直前に喫煙したたばこの火種が南側6畳間中央付近に敷いてあった敷き布団上に落下したのに気付かず外出したため、たばこの火種で着火した敷き布団が無炎燃焼を継続後、敷き布団に接していた新聞紙等へ延焼し、〇時〇分頃発炎、出火したものと推定する。

### 記載例2 判定の場合

以上、各出火原因を考察した結果、発火源としては可能性のあるものは、※石油ストーブ以外は認められず、実況見分状況及び口述書ともに出火を裏付けている。

したがって、本件火災の出火原因は、会社員〇〇〇が〇時〇分頃、点けていた石油ストーブの灯油が少なくなったため、点火したままカートリッジタンクを外し、玄関に置いてあったポリタンクから給油した後、カートリッジタンクのキャップが完全に締まっていなかったのに気付かずに、ストーブ本体に装着しようとしたため、キャップが外れ、あふれ出た灯油が燃焼中の燃焼筒に掛かり出火したものと判定する。

※ このような表現は、明確に原因を判定できる場合だけにする。

**記載例3 不明の場合**

前記3で各出火原因について検討した結果、テレビの電源コードに起因するものと、放火による出火の可能性が高いと考えられる。

本件火災は、局部的に強く焼損している箇所が認められないにもかかわらず、出火室全面が激しく焼損していることから、比較的大きなエネルギーを持つ火源によって出火したと考えられ、これらのことからこの2つは、ともに出火原因となりうる可能性を有している。しかし、テレビの電源コードからの出火は、電氣的溶痕が認められるものの、その溶痕部分から燃え広がったことを示す燃えの方向が認められず、他の火源によって二次的に発生した溶痕であることも否定できない。

また、何者かが出火箇所付近の雑物に放火した可能性は否定できないが、行為者及び行為を特定できるような証言は得られておらず、ライター等の発火源も認められない。

したがって、出火原因として可能性の高いテレビ、放火ともに、特定するに足る物証及び口述等が得られず、合理的な出火原因を特定することができないため、本件火災の出火原因は不明とする。

## 第4章 出火出動時における見分調査書

### 第1節 出火出動時における見分調査書の作成目的

出火出動時における見分調査書の作成目的は、消防隊が消防活動中に見分した内容を本調査書に記載し、火災原因判定書における「出火建物の判定」等の資料とすることにあります。

出火出場時の見分調査書は、消防隊の活動を主に記載するものなので、火点や逃げ遅れに関する情報など、必要最低限の聞き込みのみ記載することとし、関係者等に対する詳細な聞き込み内容については、質問調査書に記載することに留意します。

火災調査では最初に、焼け残った火災現場を見て、どの建物のどの箇所から出火し、どのように燃え広がったかを判断し、発掘範囲を決定しなければなりません。

延焼拡大の経路の判断は、現場の焼けの見方をマスターしていても、通報が著しく遅れた火災や鎮圧まで長時間を要した火災では難しい場合があります。このような時には、最初に火災現場に到着し、延焼建物や延焼範囲を冷静に判断した消防職員の情報が貴重な判断材料となります。また、出火に関係した当事者は火災初期の段階では、真実を話すことが多く、この情報も「出火原因の判定」等にとっては重要なものとなるほか、焼損建物の開口部の開閉状況や施錠状況等の情報についても「出火原因の判定」等にとっては重要です。

このような情報を記録した文書である出火出動時の見分調査書は、「出火建物の判定」を立証するうえでの有効な資料となります。

### 第2節 出火出動時における見分調査書の作成者

出火出動時の見分調査書は、火災に出動した消防隊員が、実際に見分した延焼の状況や関係者等から得た情報を自らが記載するものであるため、書類の作成者は、その火災に実際に出動した消防隊員となります。この場合、消防職員であれば職位や消防隊員、救急隊員などの区別なく、基本的にはその火災に出動した全ての消防職員が作成することができます。

### 第3節 出火出動時における見分調査書の記載事項

火災出動時における見分調査書の標準的な記載事項は様式のとおりです。なお、原因等の判定に必要な項目のみ記述すればよいものです。

以下に、記載項目順に解説を行います。

様式3

火災番号	—
出火出動時における見分調査書	
<p>火災番号 _____ の火災について、 _____ として消防活動に従事し、次のとおり見分した。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: center;">所        属 階級・氏名</p>	
<p><b>1 出動途上における見分状況</b></p> <p>(1) 覚知時の位置状況</p> <p>(2) 出動途上時の火種、異臭、異音、爆発等の状況とその確認時の位置</p> <p>(3) 踏切の遮断、交通渋滞その他</p> <p>(4) 部署の位置</p>	
<p><b>2 現場到着時における見分状況</b></p> <p>(1) 下車後の行動</p> <p>(2) 出火建物、周囲建物の火煙の状況、延焼状況、屋根の燃え抜け、軒先、開口部からの火煙の噴出状況、火勢の強弱と確認時の位置</p> <p>(3) 隣棟等への延焼状況</p> <p>(4) 異臭、異音、爆発等の特異な現象と確認時の位置・確認事項</p> <p>(5) 関係者等の負傷、服装、行動の概要及び応答内容</p> <p>(6) 建物の出入口、窓、シャッター等の開閉、施錠状態</p> <p>(7) 消防用設備等の作動・使用状況</p> <p>(8) 焼損建物の構造</p> <p>(9) その他必要な事項</p>	
<p><b>3 消防活動中における見分状況</b></p> <p>(1) 延焼拡大状況</p> <p>(2) 関係者等の発言・応答内容</p> <p>(3) 漏洩電流・ガス漏れの有無、ガス栓の開閉状況、その他火災原因判定に必要な事項</p> <p>(4) 防火戸の開閉・作動状況</p> <p>(5) 残火処理に伴う出火箇所付近の物件の移動、倒壊、損壊の状況</p> <p>(6) 避難状況及び救助・避難誘導状況</p> <p>(7) 死傷者の発見、救助の状況</p> <p>(8) その他の必要な事項</p>	
<p><b>4 図面及び写真</b> 見分内容を補足するために必要な図面及び写真を添付する。</p>	

## ■ 1 火災出動時における注意・留意事項

メモ用ノート、筆記具、懐中電灯等を火災現場に携行するとともに、出動途上や現場到着時、消防活動時の火災の性状、炎上状況等を撮影するため、カメラを携行し、随時撮影できる態勢とすることも有効です。

火災の出動途上や、現場到着時、到着後の活動において刻々と変化する現場の状況を把握しながら、写真撮影を指揮隊員等が一人で行うことは極めて困難であるため、火災現場でそれぞれの隊員が連携をはかり役割を分担する必要があります。

## ■ 2 記載事項

出火出動時における見分は、火災を覚知し出動する時点から始まります。そのため、この出火出動時における見分調査書には、出動途上から消防活動終了時点までに消防隊員が見分した事実を記載します。記載事項については、次の3項目に分けて記載されることが一般的です。

- 出動途上における見分状況
- 現場到着時における見分状況
- 消防活動中における見分状況

### (1) 出動途上における見分状況

出動途上における見分状況では、火災を覚知した消防隊が、現場に向かう途中に見分した状況を記載します。ここでポイントとなる項目は次のとおりです。

- 火災覚知時の位置
- 出動途上の火煙、異臭、異音、爆発等の状況とその確認時の位置
- 踏切の遮断、交通渋滞その他現場到着の遅延理由
- 部署の位置

これらの内容を具体的に記載することによって、延焼拡大中の火災であったか、屋根が燃え抜けていたか、風向きはどうであったか、燃焼物が刺激臭を発生する危険性物質であったかなど、初期段階における火災の概要を把握することができます。

### 記載例 1

- 1 ○区○○町○○1番地○○方の建物火災指令を受け○○第2消防隊で出動、○○通りを南進中、○○交差点の位置で黒煙の上昇とともに上空が赤くなっているのを確認、ただちに無線報告する。
- 2 火災現場北側約50メートルの公設○○号消火栓に部署、同時ホース2線延長を指示し現場に向う。

**記載例2**

- 1 ○○区○丁目○番○号の火災出動指令を受け、第1消防隊の○○1の車両長として出動する。
- 2 ○○通りを東に走行し、△通り交差点で前方200m先の○○1丁目△1番付近の上空が赤く染まり、黒煙上昇を認めたため、車載無線で「黒煙上昇、延焼中」の認知報告を行う。
- 3 火災現場の南30mの○丁目○番○号前に停車後消火栓に部署し、ホース延長を下命、火災現場に向かう。(添図1)  
(以下省略)

**(2) 現場到着時における見分状況**

現場到着時における見分状況では、現場到着時に消防隊等が見分した事実を記載します。火災現場における調査活動の主眼は、延焼中の火災状況と情報収集活動を主体として、火災発生後の初期段階の状況を早期に把握することであり、現場到着時の調査としては、「延焼状況の見分」、「写真撮影」、「関係者等の確保」、「関係者等への質問(情報収集)」などが挙げられます。

刻一刻と状況が変化する火災現場においては、見分した内容も時間と共に変化していくため、写真やメモ等を活用して、できる限り客観的な記録として残すように努める必要があります。そのポイントとなる項目は、次のとおりです。

- 下車後の行動
- 出火建物、周囲建物の火煙の状況、延焼状況、屋根の燃え抜け、軒先、開口部からの火煙の噴出状況、火勢の強弱と確認時の位置
- 隣棟等への延焼状況
- 異臭、異音、爆発等の特異な現象と確認時の位置・確認事項
- 関係者等の負傷、服装、行動の概要及び応答内容
- 建物の出入口、窓、シャッター等の開閉、施錠状態
- 消防用設備等の作動・使用状況
- 焼損建物の構造
- その他必要な事項

これらの見分内容は大きな区分では、消火の対象である「建物」と、避難・救助などの対象である「関係者等」の二通りに分けられます。

火災初期の建物についての見分は「出火建物の判定」等に、関係者等についての見分は「出火原因の判定」等に、それぞれつながるものであるため、出火出動時の見分調査書の中でも重要な部分となります。



**記載例 1**

- 1 現場到着時、現場南側路上に4～5名の住民が確認され、北側の①建物から火炎が噴出している。
- 2 ①建物は3階建てで、建物南側から見聞すると1階は西側に車庫、東側に通路がある。車庫は、西側のシャッターが上がり、東側のシャッターは下まで下がっている。車庫内からは激しく炎が吹き出し、上階への延焼が認められる。次に西側の通路から内部を見聞すると、煙が充満し見通すことができない。2階は、2か所の窓のうち中央から西の窓に赤い炎が確認できる。中央から東の窓及び3階に異常は認められない。
- 3 ①建物西側の②建物は2階建てで、①建物の窓から噴出する炎を激しく受け、1階軒先に延焼し、1階の屋根からは煙が出ている。東側の③建物に、異常は認められない。

注：上記のように、現場到着時の記載内容としては、火炎を認めた箇所、出入口の状況、隣棟への延焼状況が記載されていることが望ましい。

**記載例 2**

- 1 現場到着時、現場東側路上に4～5人の住民を確認し、情報収集を実施するが逃げ遅れ等の確実な情報は得られない。
- 2 現場東側路上から火災状況を見分すると、①建物は平屋建てで、北側の開口部の全てから火炎が噴出し建物全体が火煙に覆われている状況で、特に西側一帯の屋根は広く燃え抜け、火炎が上方高く立ち上がっている。
- 3 ④建物は木造2階建てで、東側1階の軒下から火煙が噴出しているものの、北側は黒煙が噴出しているだけで火炎は認められない。建物内から、何らかの警報器の「ピーピー」という鳴動音及び「火事です」という音声が繰り返し確認できる。（図1、写真No.1参照）
- 4 また、⑤⑥⑦建物に火煙等は認められない。

**記載例 3**

- 1 現場到着時、火災建物北側に建物周囲に火煙は認められない。  
また、建物1階西側の出入口から進入し、屋外階段で2階に至ると、共用廊下に火煙は認められない。
- 2 201号室のインターホンを押すと、居住者の女性が応答し、キッチンが燃えたとの情報を得る。玄関ドアを開けて室内に入ると、玄関奥西側のキッチンに消火器の粉末が飛散していることを確認する。
- 3 キッチン内を確認すると、ビルトインのガステーブル天板上に多量の消火器粉末が堆積し、壁及び天井に煤の付着が見分されるが、ガステーブル上に火炎は認められない。
- 4 ガステーブルの西側コンロに蓋がされた状態のフライパンが載っているが、すでに鎮火状態になっている。ガステーブルの器具栓を見ると、西側コンロは「入」であることを確認する。

**記載例4**

- 1 現場到着時、火災現場東側路上に火炎が吹き出し、付近に3~4名の住民がいるのを確認する。情報収集を行うが、逃げ遅れ等の情報は得られない。
- 2 火災現場の東側路上から南側、北側、西側の順に見分する。
- 3 東側路上（添付図A点）から①建物を見ると、1階玄関の戸が開放され火煙が噴出し、窓はガラスが割れ上方に向け火炎が噴き上げている。  
（以下省略）

**(3) 消防活動中における見分状況**

消防活動中における見分状況では、消防隊が消火活動を開始した時点から鎮火までの間に見分した事実を記載します。ここでは、前述の「現場到着時の見分内容」のほかに、次の項目の見分が必要となります。

- 延焼拡大状況
- 関係者等の発言・応答内容
- 漏洩電流・ガス漏れの有無、ガス栓の開閉状況、その他火災原因判定に必要な事項
- 防火戸の開閉・作動状況
- 残火処理に伴う出火箇所付近の物件の移動、倒壊、損壊の状況
- 避難状況及び救助・避難誘導状況
- 発見された火災による死者の状況
- 死傷者の発見、救助の状況
- その他の必要事項

消防活動中に得られる情報が、鎮火後の調査活動に極めて大きな意味を持っていることを認識して、情報収集を行う必要があります。

**記載例1**

- 1 建物はすでに火災最盛期の様相を呈し、②、③、④建物の延焼拡大中であるため、第1線ホース延長を④建物の検索及び消火にあたらせ、本職は第2線ホース延長とともに①建物南側から②、③建物の消火にあたる。
- 2 ②、③建物は、ともに木造2階建てで、いずれもすでに建物1階北側の窓から火炎が噴出している。
- 3 注水中、②建物東側路上に寝巻着の袖が焦げている男性を発見したため質問すると「私が、ここに居住する消防太郎です。この建物の中には誰も居ません。」との情報を得る。  
（以下省略）
- 4 見分内容を明らかにするため、図面1枚を添付する。

**記載例 2**

- 1 現場到着時、火災現場西側路上に3名の住民が確認される。
- 2 火災現場の西側路上から①建物を見ると、耐火造で5階建ての共同住宅で、西側北寄りに玄関、その東側に屋内駐車場があり、煙等は見られない。
- 3 1階玄関ホールから屋内階段で4階に上がると、402号室の西側扉が閉まり、その扉の周囲の隙間から黒煙が噴出している。扉のノブを回すと施錠はされていない。

注：出動順路、途上の見分は、必要としない。

**記載例 3**

- 1 505号室玄関扉を開け内部に進入すると、台所の東側の引違い戸は南側に引き寄せられており、その奥（東側）の火勢が強く、部屋全体が炎に包まれ、台所に延焼しつつある。（添付図B点参照）
- 2 残火処理時において、東側8畳居室の北東隅の和タンスが焼け崩れ、その周囲の収容物の焼損は著しい。
- 3 台所に、使用済みの粉末消火器1本がある。  
（以下省略）

**記載例 4**

- 1 玄関脇の台所の南奥に、火炎が認められるため放水する。
- 2 台所奥の6畳間に、煙の中に人が認められるため、救助活動を実施する。6畳の中央部に頭を東に向けて、仰向けの姿勢でいる。  
（中略）
- 3 残火処理のため、台所奥の6畳間の北側内壁を天井から腰高にかけて破壊する。壁内の柱に焼損は認められない。（第2図、写真5参照）

**記載例 5**

- 1 ①建物南側は火勢が強く、注水しなければ接近できない状態であり、特に中央部の燃焼が激しい。
- 2 第1線を検索にあたらせ、1階南側から注水しながら進入させる。間もなくドサツという音とともに、2階中央部の床が崩れる。（以下省略）
- 3 ②建物は東側開口部から火炎と煙が噴出しており、東側の南寄りの窓から防ぎょ線として、第2線を進入・注水させる。
- 4 注水中、②建物東側路上に寝間着姿で袖が焦げている高齢の男性が居たため質問すると、「ここに住んでいる〇〇です。私の家の2階から火がでました。家族は全員避難しています。」との情報を得る。  
（以下省略）

**記載例6****死者発見の状況**

- 1 鎮火後、〇〇隊より〇〇方建物1階で遺体発見の無線報告を受けたため建物に向かう。
- 2 要救助者は1階南西側居間の南側ベッドに頭部を西側に向け仰向けの状態である。  
(以下省略)

**記載例7****死者発見の状況**

- 1 鎮火報告発信後、〇〇特別救助隊から〇〇方建物2階で要救助者発見の無線報告を受けたため、〇〇方建物に向う。
- 2 要救助者は〇〇救急隊が観察し、クリティカルライン(以下「Cライン」という。)により死亡を確認する。
- 3 死者は、南西側6畳居間の南側ベッドにうつぶせた寝間着姿の男性である。
- 4 完全鎮火後調査活動に移行し、〇時〇分、検視官により死体の検視が開始されたため、これに立ち会い死者の状況を見分する。  
死者は、……。 (以下省略)

**■ 3 記載上の留意事項****(1) 活動状況の報告書ではない**

出火出動時の見分調査書は、活動状況の報告書ではなく、あくまでも火災調査のための資料であることに留意し、火災調査の観点から、どの建物のどの箇所が燃えていたか(または燃えていなかったか)や、どの経路で延焼していったかなどをよく観察して、作成する必要があります。

**(2) 帰署後、すぐに作成する**

出火出動時の見分調査書の作成時期は、火災現場から帰署後間もない鮮明な記憶に基づき作成することに努めます。

**(3) 文章形態**

一般的には、出火出動時の見分調査書の文章は現在形で記載する運用がなされています。

**(4) 見分位置の記載**

出火出動時の見分調査書では、実況見分調査書と同様に、原則として見分した位置を明示する必要があります。ただし、この場合でも「出動途上における見分」の記載の場合は、出動順路までを詳細に記載する必要はありません。

### (5) 図面・写真の活用

見分位置を言葉だけで記述しようとする、文章が長くなったり分かりづらくなったりする可能性があります。そのため、見分位置を明確・簡潔に記載するには、図面を活用することが有効です。

例えば、「①建物の南東側から②建物の……」のような記述ではなく、図面に時間経過に対応した記号等を付けることで、「A地点から②建物の……」という具合に、簡略して記載することができるため、文章の省力化にもつながります。

また、「現場到着時における延焼範囲」や「出火箇所付近の残火処理前の状況」等の記述の真実性を裏付けるためにも、写真を積極的に活用することが望ましいと言えます。

### (6) 記号化した表現

記載対象とする建物や部屋などの記載についても、前(5)と同様に、「(株)〇〇〇〇ビル」や「〇〇〇〇占有の部屋」のように長い固有名詞を繰り返し記載するのではなく、「①建物」、「201号室」などのように記号等を使用して簡略化する方が、読み手に分かりやすい文章表現とすることができます。

## ■ 4 その他の留意事項

### (1) 関係者等の確保

覚知、出動、現場到着時の延焼状況の見分等によって、火災の概要を把握した次には、早期に火元者、発見者・通報者・初期消火者を探し出し、逃げ遅れ者の有無や危険物品の有無、火災発生の因果関係、火災発生から発見・通報・初期消火・避難に至るまでの経過等について正確な情報を収集します。

しかし、火災現場で関係者等を探し出すことは容易ではなく、鎮火するまで関係者等が見つからない場合もあります。特に、夜間は時機を失すると、関係者等は近くの親族や知り合いなどの建物内に避難をしていることも多いため、関係者等の確保を早期に行う必要があります。

多くの現場では、ふとしたことをきっかけに、糸をたぐり寄せるようにして関係者等を探し出すことがあり、根気よく丁寧に聞き込みや、周囲の様子を観察することが大切です。

建物の用途や業態等から判断する場合は、住宅であれば居住者、会社の営業所であれば営業所長、夜間であれば警備員等、店舗の場合は店長など、その建物の管理についてよく知っている者を探し出し、火災発生からの一連の動きを把握することに努めるようにします。

### (2) 関係者等の確保について注意するポイント

- 現場付近に寝巻姿や裸又は素足でいる者
- 火傷を負っている者や衣類を焦がしている者
- 衣類が水で濡れていたり、汚損している者

- 取り乱してる者やうずくまってる者、あるいは放心状態の者
- 家財を抱えていたり、荷物を搬出したりしている者

これらの関係者等を確保した場合は、車の中や安全な場所に移動して質問をする配慮が必要です。関係者等への質問を早い段階で行うことで、真実の申述を得られる確率が高まります。

## 第5章 実況（鑑識）見分調査書

### 第1節 実況（鑑識）見分調査書の作成目的

実況（鑑識）見分調査書は、出火原因判定等の基礎資料とすることを主な目的として、火災現場の発掘作業や復元作業の状況などを客観的な視点から、詳細に記載した書類です。

### 第2節 実況（鑑識）見分調査書の作成者

実況（鑑識）見分調査書は、調査現場で自らが見分した事実を記載するものです。そのため、書類の作成者については、実際に調査現場で実況見分を行った者が行うことが一般的ですが、大規模な建物火災などで、実況見分を分担して実施する場合などは、分担した者それぞれが担当した場所の実況（鑑識）見分調査書を作成することになります。

### 第3節 実況（鑑識）見分調査書の作成上の留意点

実況（鑑識）見分調査書は、火災現場の発掘作業や復元作業などの状況について、詳細に記載します。書類の作成に当たっては、以下のポイントを踏まえて、「客観的」な視点から作成することに留意する必要があります。

#### ■ 1 見分事実の客観的な記載

実況（鑑識）見分調査書には、主観的判断や見分者の意図する結論に誘導するような記載をしてはいけません。実況（鑑識）見分調査書の記載は、実況見分を行った者の意志や判断を入れずに、焼損物件を客観的に表現することに留意します。

#### ■ 2 使用が適切でない用語

実況（鑑識）見分調査書は、あくまで客観的な事実を記載するものであるため、「出火建物」、「出火箇所」、「発火源」等の用語は使用することは適当ではありません。これらの用語は、火災現場を発掘・復元した結果に、各種検討や総合的な判断を加えて最終的に導き出されるものであるため、主に「火災原因判定書」で使用する用語となります。

実況（鑑識）見分調査書の作成者は、調査現場の見分などによって既に出火原因の結論を知っているため、無意識のうちに「出火建物」等の主観的な用語を使用してしまいがちですが、実況（鑑識）見分調査書はあくまで客観的な視点から作成するものであるため、客観的な視点から書類の作成を進める必要があります。また、文章の表現にアクセントを加えようとして不要な形容詞を多用することも、書類としての客観性を損なうおそれがあるため、形容詞の使用についても注意する必要があります。

### ■ 3 関係者等の立会いとその申述の扱い

実況見分を実施する場合は、関係者等の立会人を求めるよう努めます。

調査現場では、建物が火災によって原形をとどめていなかったり、出火室が落下物等で埋もれていたりすることがあるため、実況見分を行う場合は、立会人に建物の出火前の状況等を説明してもらい、全体の概要を把握してから見分や発掘を行うと効率的です。



#### 注意

#### 立会人の説明内容の記載内容について

立会人が説明した内容を調査員が見分した事実かのように記載することは適当ではありません。

「立会人の説明内容」と「調査員の見分した事実」とは区別して記載すべきものであるため、「立会人の説明によると」等の前置きを記載すると良いでしょう。

#### 記載例 立会人の説明内容の例

立会人消防太郎（45歳）の説明によると、「屋根は日本瓦葺き、外壁は板張りの木造2階建て、延べ面積150㎡の家が建っていた。」とのことである。

建物の間取り等については、立会人の説明に基づいて別添第○図を作成し、これに基づき見分を進めていく。

### ■ 4 発掘・復元での見分の記載

調査の核心となる「発掘・復元段階」での見分は、発火源・経過・着火物に結びつく事実を、具体的かつ詳細に記載する必要があります。

特に、出火原因となった火源を肯定するための事実や、その他の火源を否定するための事実については漏れなく記載しなければなりません。

実況（鑑識）見分調査書に記載されていない事実は記録として残らないため、たとえ現場調査の際に見分していたとしても、出火原因判定書等に引用することができません。そのため、出火原因の判定等に必要な情報については、実況（鑑識）見分調査書に網羅的に記載しておく必要があります。

### ■ 5 簡明かつ系統的な記載

「出火建物の判定」等に直結する焼損状況の強弱の方向や、焼損物件の位置、材質、形状、大きさなどを分かりやすい言葉で、順序よく系統立てて簡潔に記載するようにします。

抽象的で曖昧な表現や、事実を意図的に歪曲してしまうおそれがある誇大な表現は、客観的事実の記載が求められる実況（鑑識）見分調査書には、不適當であるといえます。



## ■ 6 写真・図面の添付方法

写真や図面については、火災調査書類の電子的運用推進の観点から、原則として電子データで扱うこととします。

写真や図面を電子データで扱う場合は、火災調査書類の電子データに直接挿入する方法のほか、写真や図面を個別のファイルで保存する方法が考えられます。火災調査書類の見やすさやデータ管理の容易さから、火災調査書類の電子データに直接挿入する方法を基本とし、写真や図面を大きなサイズで表示する必要がある場合は個別のファイルで保存することとします。個別のファイルで保存する場合、火災調査書類と同一のフォルダに保存するなど、火災調査書類と一体で活用及び保存がなされるよう留意する必要があります。

### 第4節 実況（鑑識）見分調査書の記載事項

実況（鑑識）見分調査書の標準的記載事項は様式に示したとおりです。ここでは各項目について解説していきます。

様式4

火災番号 _____	
実況（鑑識）見分調査書（第 回）  火災番号 _____ の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。 年 月 日  所 属 階級・氏名	
見 分 日 時	年 月 日 時 分 開始 年 月 日 時 分 終了
場 所 及 び 物 件	市 町 番 号
立 会 人 氏 名	( 歳)
<p>1 現場の位置及び付近の状況</p> <p>現場を中心とした周囲の地形や道路の状況、建物の粗密や老朽度、構造等の概要、水利その他の状況を記述する。</p> <p>2 現場の様相</p> <p>(1) 火災現場全域にわたり、現場発掘前の現場状況を記載する。（立会人の証言に基づくものは、それらを明らかにする。）</p> <p>(2) り災建物の配置、構造、階層及び占有、管理、所有の状況</p> <p>(3) 発掘範囲以外のり災建物全般にわたる焼損状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘範囲から拡大したことが判るように記述する。</li> <li>・出火箇所を中心として燃え止まりの建物あるいは部屋等から順次出火箇所に向かって順序良く系統づけて記述していく。</li> <li>・周囲は概括的に、出火箇所へと近づくにつれて詳細に記述する。</li> <li>・類焼建物については、焼けの方向性を主体とした焼損状況</li> <li>・出火建物及び出火箇所周辺の構造材、造作、家具、調度、その他屋内外の物件や付帯建築物、工作物等の焼けの方向性を主体とした焼損状況や位置、質、形、状態、量等の詳細な見分事実</li> </ul> <p>3 焼損状況</p> <p>(1) 発掘範囲の焼損状況を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘の進展に応じて見分した物件の焼き状況や位置、質、形、状態、量等を必要に応じて詳細に記述しておく。</li> <li>・出火の可能性のある各火源の位置、質、形、状態、構造、焼損状況等の見分事実及びそれらの機能</li> <li>・各火源について予測される経過、着火物との関連において必要とする見分事実の詳細</li> </ul>	

・出火箇所、出火原因のほか火災に関連ある事実について、り災していないものについても記述する。（例：漏電の場合の漏電経路等の記述、自動火災報知設備の受信盤の状況、焚き火の状況）

4 見分内容を明らかにし、補足するために必要な図面及び写真等を作成し添付する。

- (1) 現場付近図
- (2) 焼損状況を表示したり災建物（物件）の配置図  
（注・場合によっては（1）と一体化する。）
- (3) 出火建物（物件）の平面図
- (4) 出火箇所（物件）付近の物品配置図
- (5) 出火箇所（物件）付近の姿図
- (6) その他必要と認める図面
- (7) り災（物件）の見分状況を明らかにした写真

5 写真撮影者 階級・氏名

## ■ 1 書類形式上必要な事項の記載

実況（鑑識）見分の調査結果のほかに、以下のとおり作成日、実況見分の状況等の書類の形式上必要な事項を記載します。

- 実況（鑑識）見分調査書の作成日
- 実況（鑑識）見分調査書の作成者
- 実況（鑑識）見分の日時
- 実況（鑑識）見分の場所及び物件
- 実況（鑑識）見分の立会人

### (1) 実況（鑑識）見分調査書の作成日

実況（鑑識）見分調査書は、現場調査を実施した後に作成するため、書類の作成日は実況見分を行った日以降となるのが一般的ですが、調査現場での見分内容の全てを記録しておくことが難しく、時間の経過とともに記憶はどんどん不明確になっていくため、書類の作成については、実況見分を行った直後に着手することが望ましいとされています。

### (2) 実況（鑑識）見分調査書の作成者

実況（鑑識）見分調査書の作成する者の所属、職、氏名を記載します。

### (3) 実況見分の日時

- ① 実況（鑑識）見分の開始と終了の年月日時分を記載します。
- ② 実況（鑑識）見分は、1回だけで終わらずに、複数回・数日に渡って行うことがあります。このような場合は、原則として、実施日ごとに実況（鑑識）見分調査書を作成します。

### (4) 実況（鑑識）見分の場所及び物件

実況（鑑識）見分を行う場所は火災現場付近となります。また、見分を行う対象は、火災が発生した場所にある焼損又は水損した建物や収容物などの全ての物件です。

### (5) 実況（鑑識）見分の立会人

実況（鑑識）見分は、原則として、関係者等の立会いの下に実施します。

## ■ 2 実況（鑑識）見分結果の記載

実況（鑑識）見分の結果は、「出火原因の判定」等の重要情報となります。本項では次の項目記載について解説します。

- 現場の位置及び付近の状況
- 現場の様相

## ○ 焼損状況

### (1) 現場の位置及び付近の状況

火災が発生した地点を明らかにするとともに、その火災がどのような環境の場所で発生したのかについて記述します。

「現場の位置」は、道案内をするように、付近の著名な建物やその他の目標を明示しながら位置関係を記述しますが、住所や建物の名称によって現場の位置が明確に分かるような場合は、必ずしも記載する必要はありません。

「付近の状況」は、現場を中心とした周囲の地形や道路の状況、建築物の密集度や老朽度、構造等の概要、水利状況などを、消防の見地から記載します。

#### 記載例

現場は、○区○○町○丁目○番○○交差点を右折し、通称○○通りを約200m南進したところにある○○ビルを左折、約50m先の右側に位置し、付近は、木造、防火造の住宅及び共同住宅が密集した地域で、周辺道路は碁盤目状に区画整理された幅員5mの道路が主で、水利は現場を中心として半径140m以内に消火栓が6基、防火水槽が2基あり消防活動が容易な場所である。

### (2) 現場の模様

「現場の模様」は、発掘作業前における火災現場全体の見分結果を記述します。ここでは、焼損した棟ごとに焼損、破損及び水損がどの範囲まで及んでいるのかを具体的に記載します。

記載のポイントとしては、どの建物から出火したのか、どの部屋や部分から出火したのかが「火災原因判定書で引用できるよう」に、火災の延焼拡大した方向が分かるように焼損状況を表現していくと良いでしょう。

焼損建物が複数棟で発生し、又は複数住戸が焼損した火災事案については、焼損建物（各住戸）ごとに実況（鑑識）見分調査書を作成します。

建物の外観から見て、雨どいや外壁等の焼損状況が見分できる場合や、共同住宅等の火災で水損、破損等のみの場合は、主な焼損建物の実況（鑑識）見分調査書に記載することとしても差し支えありませんが、実況（鑑識）見分調査書の書類の末尾にはそれぞれの建物（住戸）ごとの立会人を記載するようにします。

#### 記載例

##### (1) り災建物の概要

現場付近の状況は第1図のとおりで、り災しているのは、南北に延びる幅員4mの公道西側に位置する5棟の建物である。（写真No.4参照）

①建物の中央付近に上がってり災建物全体を概観すると、①建物を中心として焼損、倒壊しており、①建物は西側の一部を残して焼け崩れ、②建物は2階の東側面の外壁が焼け

て屋内が焼損している。①建物の南側に私道を挟んで面している③建物、②建物の南側に隣接している④建物及び①建物北側の⑤建物は、いずれも①建物に面する建物外周部が焼損しているのが見分される。（写真No.5 参照）

(2) ⑤建物について

⑤建物は、①建物からブロック塀と庭を挟んで北側に 6.5m 離れている。この建物は、所有者〇〇〇〇（〇〇歳）の説明によると「昭和〇〇年〇月頃建築した」とのことであり、木造2階建て、屋根日本瓦ぶき、外壁下見板張りの建築面積 145 m<sup>2</sup>、延面積 178 m<sup>2</sup>の専用住宅で、建物の所有者とその家族1世帯2名が居住している。（写真No.6 参照）

⑤建物で焼損が見分されるのは、①建物に面した1階南側西寄りの塩化ビニール製雨どいが4mにわたって焼けて溶融変形しているだけで、屋内には焼損した箇所は見分されない。（写真No.7 参照）

(3) ④建物について（略）

### (3) 焼損状況

「焼損状況」は、出火建物のうち出火したと推定される部屋などについて、発掘作業や復元作業を行った範囲の焼損状況を具体的かつ詳細に記載します。

記載する際のポイントは次のとおりです。

#### ア 発掘手順に従って記載すること。

焼損状況は、単に復元後の焼損状況を記載するだけでなく、発掘時の進行状態が分かるような記載を心がけます。

#### イ 延焼拡大の方向性を記載すること。

延焼拡大の方向性についての記載は、出火建物や出火箇所の判定だけではなく、出火原因の判定にとっても重要な要素となります。

発掘作業は部屋を単位として行うことが一般的ですが、「出火箇所」の判定については、発掘した部屋をさらに限定した範囲とすることが多く、その範囲に存在する火源について個別に検討を加え、出火原因を判定していきます。

発掘した部屋が狭い場合などは、出火箇所の範囲も狭くなるため、その範囲にある全ての火源について検討することも容易ですが、仮に部屋が広くて出火箇所の範囲が広いような場合は、当然そこに存在する火源も多くなりがちであるため、検討対象が多くなり業務負担も増大することになります。

延焼の方向性が明確で、出火箇所の範囲から完全に除くことができる部分については、そこに存在する火源の検討をする必要がなくなるため、効率的に業務を行うためにも、調査活動の際は、延焼拡大の方向性を意識して行うと良いでしょう。

**記載例 1**

倉庫天井部を南北に通る鉄骨梁は、中央より南側が薄茶色に変色しているのに対し、北側は黒紫色に変色している。

**記載例 2**

居室内南東角に位置する柱は、下部表面は溝の浅い炭化模様（細かい炭化面）に対し、上部へ向かうに従い溝の深い炭化模様（荒い炭化面）が認められる。

**ウ 特異な事実等を漏らさず記載すること**

次に掲げるような特異な事実も漏らさず記載しておく必要があります。

- 炎の立ち上がりを示す焼損
- 特異な事実
  - ・ 微小火源特有の燃え込み（たばこ・線香等）
  - ・ 電気配線の短絡痕（出火箇所の特定等）
  - ・ ガソリン・古新聞等、助燃材の有無（放火）
  - ・ 火気設備の使用の有無（スイッチ「入、切」の別）
- 関係者等の申述を裏付ける物品等

**記載例 電気ストーブのプラグ**

電気ストーブのプラグを見分すると、コンセントから外れた状態で認められ、立会者に接続状態について説明を求めると、「プラグは差さっていません。」とのことである。このプラグを見分すると、モールド部分は完全に焼失し、差し刃を確認すると、両刃とも先端より1cmの部分は光沢のある原色をとどめ、欠損等は認められない。

**エ 延焼媒体となった可燃物の見分内容を記載すること**

通常であれば、耐火建物の中にたばこ等の火源のみがあっても、その周囲に紙くずや畳などの可燃物がなければ着火に至ることはありません。また、当該火源が紙くずや畳などに着火した場合でも、さらにカーテンなどの立ち上がり材が介在しなければ延焼する可能性は低くなります。

現場調査を行う場合は、火源以外の延焼媒体となった可燃物などの焼損物件についても詳細に記載するようにしましょう。

**オ 見分位置と見分対象が明確であること**

調査現場の建具、家具、什器などは、それ自体が何か判別不能できないくらい真っ黒に焼損していることがあります。そのため見分内容を記載する際には、

- 見分者の位置

- 見分の方向
- 見分の対象

の3点を明確にして記載する必要があります。見分の方向を「右側、左側」と記載した場合は、左右の基準が曖昧で位置関係が分かりにくくなる可能性があるため、「東、西、南、北」等の方位を示す用語で表現することが適当です。

### 記載例

1 階台所の出入口から室内を見分すると、南西隅に冷蔵庫が……

#### カ 写真や図面は見分の補足資料として扱うこと

写真や図面は、焼損状況を分かりやすくするための補足資料であり、写真や図面に加えて、焼損状況を具体的に記述する必要があります。したがって、火災現場での実況見分の際には、焼損状況など書類の作成上必要な情報は必ず記録するようにします。

### 記載例

階段を上がって2階の次男の勉強部屋の出入口から室内を見分すると、この6畳間の部屋は添付第2図のとおり物品が置かれている。

天井、内壁の焼損状況は写真5から写真7のように焼損、南東隅に置かれた整理タンスは写真8のように焼損している……。

写真5 「2階勉強部屋天井の状況」（南側から撮影）

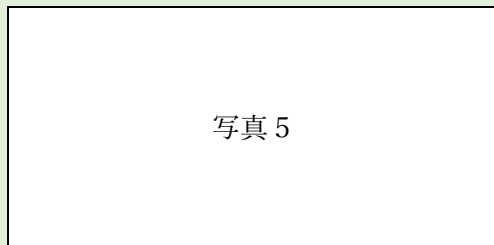
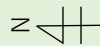


写真6 「2階勉強部屋東側壁面の状況」（西側から撮影）





### キ 証拠資料の記載

発火源や着火物などの出火原因につながる証拠物件は、次のような項目を加えて詳細に記述します。

- 発見位置（実測距離）
- 発見状態

また、衣類や畳に付着した油の品名など、その調査現場で特定できずに後日改めて鑑識等を行う場合は、その旨を記述するようにします。

### 記載例

畳から灯油臭を確認したため、北川式ガス検知器で検知すると、畳上の○○○○の範囲で油反応が認められる。（第○図、写真○参照）

油脂の種類を特定するため、写真○に示す A から C の 3 か所から畳床の藁の一部を採取する。（第○図、写真○参照）

## (4) 火災現場で発生した死者の見分

火災現場で死者が発生した場合は、死者を搬送する前に死者の状態を見分して出火原因等の判定要素とします。なお、実況見分時に白ロープなどを用いて死者を再現する場合は、実況見分調査書に死者の下面、周囲の状況を記載します。

見分の主な項目とその観察内容は次のとおりです。

### ア 死亡場所

避難や初期消火等、出火時の行動を推定する。

### イ 生活反応

出火時に生存していたかどうかを推定する。

### ウ 外傷

自殺又は他殺の推定を行い、放火の可能性等の検討資料とする。

### エ 姿勢

死亡時の行動を推定する。

### オ 着衣

着衣の状況から出火時の行動を推定する。

### カ 死者搬送後の身体の下面、周囲の状況

身体の下面の物品種別や焼損の有無から死亡した原因等を推定する。

## 第5節 図面及び写真

### 1 図面

現場の位置、建物の配置、部屋の家具類の配置などの全てを第三者に対して「文章のみ」で説明することには限界があります。

図面を活用することによって、第三者の視覚に訴えることで、理解を容易にする効果があるため、書類を作成する際は図面を最大限に活用するとよいでしょう。

一般的な、実況（鑑識）見分調査書では、次の図面を作成します。

- 現場の位置
- 建物（物件）の配置（出火建物を中心とした建物配置の記載）
- 建物（物件）平面図（間取りを中心とした記載）
- 出火室の平面図（収容物の概要を記載） 写真撮影位置を記載
- 出火箇所の平面図（証拠物件の位置等、実測寸法の記載）
- 出火箇所の図
- その他必要と認める図面（死者状況図、復元図、立体図、断面図、電気配線図等）

#### (1) 図面の方位

図面は、原則として地図と同様に「北」を上にして作成します。文章の理解に混乱を生じさせることがないように、方位の整合性に十分に留意する必要があります。

#### (2) 図面の縮尺

6畳間よりも8畳間を狭く作成するなど、縮尺のバランスが取れていない図面は、資料の信用性が損なわれる可能性があります。現地での計測に基づき、正確な縮尺で図面を作成することに留意する必要があります。

#### (3) 図面の記号

誰が見ても理解できるような図面とするために、製図記号などの標準化された記号の使用や、必要に応じて注釈等の文字を入れるなどし、分かりやすい図面を作成することに努めましょう。

### 2 写真

火災調査の現場をありのままに記録するには、写真による記録が、火災調査の現場をありのまま記録することができるため、とても有効な方法です。写真は、出火原因の判定等に必要な焼損状況や物件の位置関係などをありのままに捉えることができるため、実況見分の結果を正確に記録することができます。

### (1) 写真の種類と撮影のポイント

写真は、主に「現場の様相」と「焼損状況」の項目において使用されており、撮影時のポイントとしては、実況（鑑識）見分調査書を作成の際の、記述の流れに沿った撮影を意識すると良いでしょう。

実際の撮影に当たっては、その写真によって出火建物の判定等が明確に行えるように、要所を捉えて撮影する必要があるため、撮影する写真の種類としては以下のようなものがあります。

- 現場の全景
- 建物の全景
- 建物（室）ごとの焼損状況
- 出火箇所付近の焼損状況
- 復元された焼損状況
- 発火源となる可能性がある機器等
- 発火源と着火物の関係
- 延焼経路
- 立証又は反証に関する物件等
- 死者の状況
- その他見分資料として必要な写真

#### ア 現場の全景

焼損現場の見分は、まずは延焼拡大方向を確認するために、高所などの焼損現場の全体が見渡せる位置から始めます。現場周囲に高いビルや高い建物がない場合は、はしご車などを利用して現場の全景を撮影すると良いでしょう。

写真1枚に入り切らない場合は、現場全体が把握できるように「つなぎ写真」とすることも効果的です。

#### イ 建物の全景

焼け止まり、燃え切れや落下など、延焼の方向性を示す部分を入れて、四方向から撮影します。

#### ウ 建物の内部

部屋ごとに、延焼の方向性や被害の概要が分かるように撮影します。出火室の判定に必要な延焼方向などの見分を考慮し、焼損建物の内部について、屋根、梁、柱、壁、家財、什器などの焼損及び落下状況を建物全般に渡って撮影し、隣接建物あるいは内部における焼損の比較、延焼状況の方向性を示す部分を入れ撮影する。

#### エ 出火箇所付近の焼損状況

出火に至る経過を明らかにするために、建物の構造材、収容物の焼損状況、焼損物等の堆積状況などを比較して、焼損の方向性や発火源・経過・着火物・拡大経過が分かるように、天井、床、壁、収納物等を漏れなく撮影します。

#### オ 復元された焼損状況

復元した状態では、出火点からの燃え広がりや証拠物件を中心に撮影します。

#### カ 発火源となりうる可能性のある機器等及び発火源と着火物の関係

たばこ、マッチ、暖房機器等、発火源となりうるものについては、発掘発見時と復元時に撮影し、その位置に表示板を用いるなど焼損状況を明確にし、発火源と着火物の関係については、取扱者等の申述を基に現場を復元し、着火物との距離、出火、着火の可能性を基に火災原因の総合結論の資料とする。

#### キ 延焼経路

出火箇所付近の焼損状況から、燃え広がり方向性が把握できるように撮影します。

#### ク 死者の状況

現場において死者が発見された場合は、死者の位置とその状況が把握できるように撮影し、死者の背面や死者を移動させた後の床面の状況についても撮影します。

### (2) 写真撮影上の留意事項

火災調査現場の写真のうち、とりわけ発掘途中の現場を記録する写真は撮り直しができないことに留意し、火災調査書類の作成に必要な写真を適切に撮影することが重要です。

- 撮影ポイントは、実況見分者が指示する。
- 被写体と正対して撮影することを基本とする。
- 撮影対象は、タンス等の周囲との位置関係がわかること。
- 重要な証拠物件は、標識、白ヒモ等で明示する。
- 人物及び発掘用具等はいれない。
- ドローンや360°カメラを有効に活用する。

## 第6章 質問調査書

### 第1節 質問調査書の作成目的

出火原因を物的な観点から立証するには、原則として、火災現場に残された焼損物件の状況などの客観的な事実を基に、究明作業を進めていくことになります。

しかし、焼損状況によっては、出火前の状態が判別不能であったり、焼損物件自体が焼失してしまっていたりすることがあり、物的な観点だけでは、出火原因の立証が困難な場合があります。そのため、出火原因を究明する場合は、焼損物件の状況等の物的な観点からの立証に加えて、関係者等の申述による人的な観点からの立証作業についても行われます。

関係者等の申述からは、焼損状況などの客観的な事実からは分からないような、出火前の製品の状態や行為者の日常の使用方法などについても把握することができるというメリットがあります。

消防法第32条第1項では、関係のある者に対する「質問権」が定められており、これらの質問内容の結果について、質問調査書として記録することになります。



#### 注意

#### 関係者等の申述内容を記録する様式について

関係者等の申述内容を記録する様式については、関係者等への読み聞かせの実施状況などにより、「質問調査書」以外の様式を使い分けることも可能です。この場合、様式の名称は「聞き込み書」や「口述書」などが考えられます。

本章では「質問調査書」に統一して解説します。

### 第2節 質問調査書の作成者

質問調査書は、関係者等が任意に申述した内容を記録したものであり、その申述は質問者からの質問に対して、関係者等が応答する形で行われることが一般的です。

消防法第32条第1項の「質問権」は、消防長又は消防署長に認められた権限ですが、実務上は、消防本部の火災調査規程などの内部規程によって、一般の消防職員や市区町村の消防事務に従事する職員等が質問をする取扱いが広く行われています。

また、質問調査書の作成者は、現場での調査活動を行い、その火災での疑問点や聴取すべき要点を把握している職員であることが望ましいとされています。

### 第3節 質問調査書作成上の留意事項

質問調査書には、火災原因を立証するために、関係者等の協力を得て聴取した情報を記載しますが、関係者等へ質問する場所や時間帯等については、十分配慮する必要があります。

以下に、質問調査書を作成するうえでの留意事項を解説します。

#### ■ 1 調査書作成の手続

質問調査書の記載内容の信頼性を高めるためには、関係者等の申述が「任意」の下に行われている必要があります。

関係者等の申述の任意性を確保するためには、質問調査書の作成において、次のような手続を踏まえておく必要があります。

- 聴取した内容の確認
- 質問調査書等の信用性
- 年少者や障がい者等に対する質問
- 外国人に対する質問

##### (1) 聴取した内容の確認

関係者等からの対面又は電話等による聴取を終了する際には、申述した者に対して聴取した内容の「読み聞かせ」を行い、申述内容と聴取内容に誤りがないことを確認することが望ましいと考えられます。メール等の質問方法による場合は、最終的に作成した質問調査書の内容を送付するなどの方法により申述した者に確認してもらうことが有効です。

従来、質問調査書に関係者等から確認の押印や署名を求める取扱いがなされてきましたが、質問調査書については、あくまで公的機関である消防機関が火災調査活動の一環で作成する書類であることから、関係者等の押印や署名の有無によって、火災調査書類の正確性や信用性が影響を受けることはありません。

また、火災調査書類は、本来の消防行政目的の達成のために、消防機関がその責務において作成するものであり、司法の場など本来の消防行政目的以外の場面で使用することを想定して作成するものではありません。そのため、質問調査書には必ずしも関係者等からの押印や署名を求める必要はありません。

#### 記載例1 立ち会いで聴取した場合

上記のとおり記録した内容を読み聞かせ、誤りがないことを確認した。

#### 記載例2 通訳者がいる場合

上記のとおり記録した内容を通訳者(〇〇〇〇)を介して読み聞かせ、誤りがないことを確認した。

**記載例3 申述が年少者であり、立会人がいる場合**

上記のとおり記録した内容を立会人（〇〇〇〇（父親））に対して読み聞かせ、誤りがないことを確認した。

**記載例4 申述者が記録した内容を否定した場合**

上記のとおり記録した内容を読み聞かせ、確認を行ったが、申述者は以下の内容について否定した。

- ・〇〇〇
- ・〇〇〇

**記載例5 確認を行った後、申述した内容について申述者から訂正、削除、追加等の申し入れがあった場合**

上記のとおり記録した内容を読み聞かせ、確認を行ったところ、次のとおり変更の申し入れがあった。

- 1 〇頁〇行「知っていました」の前に「〇〇さんから聞いて」を挿入する。
- 2 〇頁〇行「天井と壁から」を「天井から」に訂正する。
- 3 〇頁〇行「確かに」と記載してある部分を削除する。

**記載例6 聴取した内容をメールで確認した場合の例**

上記のとおり記録した内容をメールにより送付し、誤りがないことを確認した。

**(2) 質問調査書の信用性**

質問調査書は、関係者等の申述に任意性があるからと言って、すなわち書類の信用性が保証されているということにはなりません。現場の状況やその他関係書類等と、関係者等の申述内容を十分に比較検討し、調査書の記載内容から信用性を高める必要があります。

調査書の信用性を高めるためのポイントとして、次のような点が挙げられます。

- 膨大な内容の調査書は、いくつかに分ける。
- 実況見分の内容と申述の内容が異なる場合は、更に質問を行い、矛盾点を明らかにする。
- 関係者等の申述を鵜呑みにすることなく、申述通りに出火した可能性があるかどうかを検討し、実験や文献による調査によって立証の補強を行う。

申述の内容に矛盾点がある場合は、調査員同士でよく話し合い、矛盾している点についてさらに深く検討を行うようにします。

次のような質問調査書は、書類の信用性が損なわれるおそれがあるため、注意する必要があります。

- 第1回目と第2回目…と同じ関係者等に対して、調査員がA、B、Cと変わった場合
- 発見者、通報者、初期消火者、関係者等の1つの事象に対する申述が異なる場合

- 第1回とそれ以降の申述の日数が経ち、記憶が薄れるほどの日数が経過している場合
- 追記や削除した内容が異常に多いもの
- 読み聞かせ等を行った後に調査者が質問調査書の一部を書き換えたもの
- 調査員が勝手に訂正したと疑われるもの
- 時間や測定内容の記述において、一般的には分からないような細かな数値で表しているもの
- 関係者等の申述に対して、作成者により、かっこ書き等により補足説明しているもの

### (3) 年少者及び障がいのある者に対する質問

18歳未満の年少者、知的障がい者、精神障がい者、聴覚障がい者・ろう重複障がい者等に対する質問調査書を作成する場合は、保護者等の立会いを求めることに努めます。

ただし、年齢や心情、家庭環境その他の事情を考慮して支障がないと認められる場合や、逆に立会いがあることで自由な申述が得られないと判断される場合には、必ずしも立会い者を求める必要はありません。

### (4) 外国人、聴覚障がい者、ろう重複障がい者等に対する質問

日本語の理解が難しい外国人に対して質問する場合は、通訳者を置き、正確な情報を得ることに努めるとともに、外国人の権利を保護できるような環境を整えるように努めます。また、聴覚障がい者や、ろう重複障がい者等に対する質問には、筆談、要約筆記、口話等の工夫を凝らして対応することで、より安心して聴取に応じてもらえるような環境を整えることに努める必要があります。

## ■ 2 質問の方法

関係者等に対する質問の方法について、特に定められた決まりごとはありませんが、関係者等の基本的な人権には、十分配慮して質問しなければなりません。

質問の方法は、必ずしも質問者と関係者等が対面形式で行う必要はなく、メールなどの通信手段を使用して関係者等が質問事項に回答する形式や、電話、WEB会議等の対面によらない聴取方法によって質問することも可能です。関係者等の負担軽減や業務の効率性の観点から、これらの対面形式によらない方法についても、積極的に採用すべきであると考えられます。

関係者等への質問を円滑に進めるためには、次の点に留意します。

- 質問する内容をあらかじめ準備し、効率良く行う。
- 質問者が意図する方向へ誘導するような質問を避ける。
- 関係者等が自ら知り、体験したことを聴取する。
- 他人から聞いた情報を関係者等自身が体験したように申述される場合もあることに注意する。



- 関連質問を行うなどしながら、様々な角度から申述の矛盾点を見つけ出し、事実を聴取する。
- 関係者等が申述できない質問や申述を拒否される場合は、いつまでも執着しない。

### ■ 3 質問の実施場所

#### (1) 火災現場で作成する場合

質問の対象者は、り災者、出火行為者、家主などの利害関係者等や、出火責任の当事者であることが多いですが、そのような関係者等にとっては、第三者や他人の目が触れる場所での申述をすることを避けたがる傾向があります。

関係者等から任意の下に申述を得るためには、質問者はこのような関係者等の心情を良く理解したうえで、関係者等が落ち着いて話ができる場所や、第三者の目を意識することがないような場所で聴取するような配慮が必要です。

#### (2) 消防署内で作成する場合

消防署内は、申述する者にとって利害関係がある第三者の目を意識する必要がなくなるため、質問場所としては適当な場所と言えるでしょう。しかし、消防署内であっても関係者等にとっては慣れない空間であるため、別の緊張感が生まれる可能性があります。

消防署内で質問をする場合は、職員や来庁者の目から区画された場所などで質問を行い、関係者等がリラックスした雰囲気の中で申述できるような環境を整える配慮が必要です。

#### (3) メール、電話等の対面形式以外の方法で作成する場合

質問を受ける関係者等の負担軽減や業務の効率化のためには、時間や場所を選ばないメールや電話等の方法によって質問を行う方法が、極めて有効です。

メールで質問する場合は、あらかじめ用意した質問項目に対して、関係者等にメールの返信等によって回答してもらう方法とするなど、関係者等が質問の趣旨を理解しやすいものとなるように努めます。

また、電話や Web 会議などを使用した質問方法は、移動時間や場所の制約を受けずに関係者等の申述を得ることができるという大きなメリットがあります。

### ■ 4 質問の実施時期等

時間が経過すると、関係者等側の様々な事情によって、事実に対して意図的な粉飾が施されるおそれが少なからずあります。そのため、関係者等への質問は、利害関係等が複雑化する前に、関係者等の記憶が鮮明である火災発生後の可能な限り早い時期に行うことが望ましいでしょう。

火災発生が間もない時期などで、関係者等に負傷や身体疲労等が見られる場合は、複数回に分けて聴取を行うなどの配慮が必要です。

## ■ 5 申述の記録

質問調査書には、関係者等の申述を記録しますが、申述した言葉の全てを記録する必要はありません。無駄な言葉や言い回しは極力省略し、関係者等の申述の要点を捉えた内容を記載するようにします。

その一方で、関係者等の申述内容にある方言や独特の言い回しなどは、その関係者等ではか知り得ない事実や人間性などを伺い知ることができる糸口にもなるため、作成者が他の言葉や表現に置き換えることなく、関係者等の申述内容をそのまま記載した方が、書類としての信用性が高まることもあります。

## 第4節 質問調査書の作成対象者と聴取（記載）事項

質問調査書の標準的記載事項は、様式に示したとおりです。ここでは、関係者等別の聴取（記載）事項について解説します。

様式5

		火災番号	—
質 問 調 査 書 (第 回)			
火災番号 _____ の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。			
年 月 日			
所 属 階級・氏名			
申 述 者	住所（連絡先）		
	氏 名		
聴 取 日 時	年 月 日 時 分頃		
聴 取 方 法	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他（      ）		
1. 関係者等の職務上の地位、職務内容、家族構成、死傷者との関係 2. 出火建物（出火箇所）と関係者等の関連 3. 主な申述内容 (1) 出火前における出火建物等（出火箇所）の管理状況、作業状況、火気使用状況等 (2) 出火箇所で発掘された物件の保守管理、使用状況、構造・機能等 (3) 出火時の状況（出火時の関係者等の状況及び関係者等の位置、出火の状況） (4) 発見、通報、初期消火、延焼、避難、消防設備の作動、使用状況及び関係者等の行動 (5) 防火管理上の問題から死傷者が発生した場合はその内容 (6) 火災保険、生活状況、経営状況、その他必要事項 4. 申述者が図面等を作成した場合はそれらを添付する。 5. 上記によって聴取した申述内容に誤りがないことを関係者等に確認させた場合は、その旨を記載する。 例：上記のとおり、聴取した内容を関係者等にメールにより送付し、誤りがないことを確認した。			

申述を求める関係者等は、火災事案等によって異なりますが、一般的には次の者を対象者として質問を行います。

- 出火行為者
- 火元関係者等
- 発見・通報・初期消火者
- 被救出者・負傷者
- その他の関係者等

### ■ 1 出火行為者

出火行為者とは「火災を発生させた者」又は「火災の発生に直接関係があった者」のことを指します。一般的には、出火行為者は「出火原因」に結びつく情報を持っていることが多いことから、質問する場合は細心の注意を払いながら行う必要があります。

出火行為者は、出火の責任を回避しようとする意識が働くことがあり、第三者に目撃された行為以外を、ありのまま申述することをためらう傾向があります。また、死傷者が発生している場合や、周囲の建物にも被害が及んだ場合などは、真実を聴取することがさらに困難となる場合があります。そのため、質問者は当事者のこのような心理状態を理解したうえで、出火原因等の本質に関わる申述が得られるように、質問の角度を変えつつ、注意して聴取を行うようにしましょう。

出火行為者からは、火源、経路、着火物、位置や環境、行為等、通常時の状況などを対比して聴取を行います。

- 火源、着火物の構造・設備・種類・型式・形状・容量・材質・位置
- 火源となる物件の使用状況・経歴・目的・時間・回数・方法
- 火源となる物件の整備、点検、調整、掃除等の状況
- 火源となる物件の故障、修理、破損、構造不完全、腐食の状況
- 火源となる物件の購入年月日、購入先、製造元
- 火源となる物件の周囲の可燃物との距離
- 火源となる物件からの火炎の飛散距離、範囲
- 出火行為者の外出・出勤・退社等の時間、火元の場所を離れた時間
- 出火行為者の出火時及びその後の行動
- 現場付近の人の存在
- その他、動物の介在の有無、使用取扱者の変更等建物の構造、設備・物品の配置状況

**記載例1 自宅の火災**

令和〇年〇〇月〇〇日午後5時00分頃、私の住んでいる△△マンション201号室の火災についてお話しします。

私の家族は夫、子供2人の4人ですが、出火当時、家には私だけがあり、私の不注意で火災を起こしましたので、そのことについてお話しします。

NHKの料理番組が、終わった時ですから午後4時頃だったと思います。

私は、夕食のおかずにてんぷらを作り始めました。

まず、材料の準備をしました。これには約20分かかったと思います。

それから、直径30cm、深さ15cm位のてんぷら鍋に油を入れ、2口のコンロの右側に掛け、手元コックを右側に止まるまで回し、強火で熱し始めました。

てんぷら油はサラダ油で、1ℓのプラスチックの容器に入ったものです。

今日初めて栓をあけて使った油ですが、容器に貼り付けてある長方形のラベル下側の所まで残る位の量で、約800mlを鍋に注ぎ使用しました。

油を温める間に衣を作っていたところ、電話がかかってきました。電話は、玄関の横に置いてあります。友人からの電話でつい夢中になり、てんぷら油を温めていることをすっかり忘れていました。

約20分経った時だと思いますが、台所の方から異様な臭いがしてきたので、てんぷら油のことを思い出して慌てて電話を切り、台所へかけていきました。

台所は、灰色の煙で一杯でしたが、火は見えなかったのでコンロの火を消しに行こうとしたら、その瞬間にフライパンから「ポッ」という音と共に炎が30cm位の高さまで上がりました。

すぐに火を消そうとクッションを被せましたが、クッションに火が付き、炎はますます大きくなり、どうすることもできませんでした。

(以下省略)

**記載例2 自宅の火災**

1 本日、私の家が火災となりましたので、そのことについてお話しします。

私は、花園タクシーに運転手として勤務しており、毎日、午前7時少し前に家を出て、自家用車で〇〇区〇〇町にある会社へ出勤し、8時からタクシーに乗務しております。

今日も私の腕時計で6時45分を確認して家を出て、8時から乗務につきました。

火災を知ったのは乗務中、西区の花園銀行西花園支店付近を走っていた時に、会社から無線が入り、このとき初めて知りました。

私の家族は全員で5人です。

妻は消防花子といい、43歳です。子供は3人おり、長女は真美といい、年は21歳で中山手区に住んで〇〇株式会社に勤めています。次女は奈央といい、年は19歳で、〇〇大学2年に在学しており自宅から通学しています。

また、もう1人は長男の次郎で18歳ですが、半年前に家出をして、今まで一度も連絡がありませんので行き先が分かりません。

長男の大介が家出をした理由ですが、定職もなく、女友達を連れてきて夜遅くまで部屋で遊ぶものですから、家出をした当日午後10時頃注意をしたところ息子と口論となり、午後11時頃出て行ったものです。

本日、火災となった家は私の持ち家で、平成〇〇年に新築の建売住宅を購入し、東側の1階6畳間と2階8畳間を平成〇〇年5月に増築しました。家の間取りについては、ここに図面があるのでコピーを提出します。

- 2 次に火災前後の私の行動についてお話しします。火災の前日は仕事明けで休みでしたので、妻と娘二人が〇〇市の妻の実家へ帰省していたものですから、会社の同僚が3人私の家に来て午後6時頃から4人で1階西側の6畳間でマージャンをしました。

マージャンをやめたのは、火災当日の午前2時10分頃でした。私達3人は明日仕事になっており、朝が早いので時間を気にしていたものですから、正確に記憶しています。

マージャンを終えてからは、そのまま電気ヤグラごたつに足を入れて、3人とも寝ました。

朝起きたのが午前6時30分頃で、3人とも顔を洗って食事はせずに、6時45分頃車で会社へ行きました。その時、玄関出入口のドアは間違いなく施錠しました。

次にマージャンをしていた部屋の状況についてですが、ほぼ中央に雀卓替わりの電気こたつを置いています。南西角の位置には、石油ストーブを置き、それぞれ使用していました。

電気こたつの温度調整は、こたつの外側で器具コード中央に取付けられたコントローラーで「弱」から「強」まで回すようになっており、「中」より少し「強」側にセットしていました。

こたつは平成24年に購入した〇〇〇〇社製で、今まで一度も故障したことはありません。なお、こたつは、妻が当日午前8時頃帰ってくるようになっていましたのでスイッチは切らずにおきました。

- 3 石油ストーブは、平成〇〇年の11月に購入した〇〇〇〇社製のカートリッジタンク式のもので、ストーブに点火したのはマージャンを始める少し前ですから午後5時40分頃だったと思います。

点火する前に灯油の残量を確認したら少なかったので、西側のベランダに置いている灯油入りポリ容器の所へカートリッジタンクを持って行き、タンク一杯に補給してセットしました。

点火の方法ですが、自動点火式ですが電池がなくなって使用できないので、燃焼筒のレバーを上げライターで火をつけました。

その時、芯は一杯に上げたままで調整しておりません。いつもは妻が点火しておりますし、炎もあまり大きくならなかつたものですから調整はしていません。

なお、ストーブは先ほども申しましたように、妻が8時頃帰るようになっていましたので、消さずにそのままにしておりました。

またストーブの上には、洗濯物等を干したり、掛けたりはしていません。

- 4 次にたばこですが、私はマイルドセブンを1日に20本くらい吸いますが、昨日はマージ

ヤンをしていましたので、それよりも多く吸ったと思います。他の2人もマージャンをしている時、同じマイルドセブンを吸っていました。

本数については、かなり多く吸っていたようですが、はっきりとは分かりません。

灰皿は、直径15cmくらいの金属製の物と、直径10cmくらいのガラス製の物で、こたつの東西の畳の上に置いて使用しましたが、どちらがどの灰皿かはよく覚えていません。

また、たばこの火は3人とも100円ライターを使いました。

なお、火災当日の朝、こたつに入ったまま1本吸いました。他の2人も吸っていました。

5 施錠の件ですが、窓は全て施錠がしてあったと思います。玄関の出入り口のドアは、先ほども言いましたが、私が鍵をかけました。鍵は家族全員が一個ずつそれぞれ持っています。したがって、家出している長男の一郎も持っています。

6 火災の原因ですが、施錠をして出ました。他人から恨まれるようなこともありませんから、放火されるようなことは絶対ないと思います。

もし火事になるとすれば、朝吸ったたばこの火か、付けたままにしていた石油ストーブではないかと思っています。

7 火災保険ですが、〇〇保険に不動産と動産をあわせて、1,500万円の保険に加入しています。

(以下省略)

### 記載例3 勤務先の火災

本日、私が勤務する・・・(以下省略)

昨日、私が課の退勤時の掃除当番に当たり、他の課員が帰った後1人で残りました。全員そろって明日の営業ミーティングがあり、ミーティングが終わったのは午後5時30分で会議室の時計で確認しております。

ミーティングが終わると私以外の人は一斉に帰りました。

私は、まず会議室の床をモップで拭き、続いてごみ箱を片付け、次に灰皿を片付けました。今日のごみ箱には、事務用紙の丸めた物がほとんどで、他に厚紙、ナイロン袋、ティッシュペーパーが入っていました。

そして、ごみ箱のごみを湯沸室の茶ダンスの下に茶ダンスに接して置いてある横30cm、縦50cm、高さ60cmくらいのダンボール箱に入れました。

ダンボール箱にごみを入れた時には、ラーメンのプラスチックパックが数個とビニール袋が数枚と茶殻が少々あり、ごみを入れた後は少し押さえてダンボール箱一杯くらいの量でした。

ダンボール箱の中のごみは毎朝掃除をしてくれるおぼさんが集めてくれます。

私の課は20人で、そのうち10人がたばこを吸います。

灰皿は喫煙コーナーに設置されています。灰皿はステンレス製で直径15cmくらいのもので、全部で10個ほど使用します。どの灰皿にも縁すれすれまで吸殻があり、10人のほとんどが会議中にたばこを吸っていました。

灰皿は流し台にまとめて持っていき、水道水を細くして、たくさんの水を吸殻が入った灰

皿に注ぎましたが、全部の灰皿に水を掛けたかどうかは覚えていません。

また、灰皿の中に火が残っていたかどうか、水を掛ける前も後にも確認しておりませんが、灰皿の中の吸殻をダンボール箱のごみの上に捨てました。

そして、雑巾で全員の机をふき、灰皿は喫煙コーナーに戻し、ごみ箱は課員の席の位置に配り、湯沸室のスイッチを切り、部屋の電灯を切り、鍵を閉めて帰りました。

(以下省略)

#### 記載例4 たき火による火災

令和〇年〇〇月〇〇日午前10時頃、〇〇付近で火災が発生しましたが、これは私が刈り取った草を焼いていて野小屋が火事になったもので、その時の状況をお話しします。

火事になった場所は、私が所有している畑で、畑に発生する虫などで近所の方に迷惑をかけてはいけないと思い、3日前の午前中、畑の草を刈りました。

今日の朝9時頃から私一人で、刈った草を一箇所に集め、直径約2m、高さ約1.5mほどの山に盛り、火をつけました。畑ですので特別に消火の準備もしていませんでした。刈った草は主にカヤで、今年生えた草と去年の枯草が半々くらいでした。

火は、私が今持っている使い捨てライターで火をつけましたが、その時には、時折強い風が野小屋の方向に吹いていたので、北風だったと思います。

火をつけると、枯草が混じっていたことと、ここ3日間の天気が良かったことで、草はかなり乾いていたこともあって、あっという間に高さ3m位の炎を上げて燃え、火の粉もどんどん高く上がり、5～6mは上がっていたと思います。

火をつけた位置から北側に約10mの位置に野小屋があります。

この野小屋は、私が10年前に廃材等を使って作ったものです。小屋の中には、農具や肥料を入れていました。電気は通ってなく、火の気になるものは、何もありません。また、肥料はビニール袋に入ったもので、3日前に農協で買って小屋に入れました。

(以下省略)

#### 記載例5 自宅の火災

1 子どものおやつを作るため〇〇時〇〇分頃、サラダ油が約1リットル入っていた天ぷら鍋を都市ガスコンロにかけました。ガスコンロに点火したら、隣の田中さんが回覧板を持ってきたので話に夢中になってしまい、ガスコンロの火が付いているのを忘れてしまいました。

2 話を始めてから30分くらいしたところで、「ドン」と台所で音がしました。行ってみると鍋から炎が50cmくらい上がっていたので、田中さんに119番通報を頼み、私は台所のところにあった消火器で火を消しました。



## ■ 2 火元関係者等

火元関係者等とは、火元の所有者、責任者、居住者、従業員などの火元に関係する全ての者のことを言います。

### 記載例1 火元車両の所有者

- 1 火事になった日の前日の午後9時頃に外出先から帰り、あの駐車場に駐車してからは動かしません。ただ、自動車保険の更新に車検証が必要になったために、昨夜の午後8時頃だったと思うのですが、仕事先から自宅へ電話し、妻に車まで取りに行ってもらいました。妻は原付の免許は持っていますが、車の免許は持っていません。
- 2 私は喫煙習慣が無く、車でも誰もたばこは吸いません。
- 3 燃えた車は平成28年4月に中古で購入しました。普段は週末によく車に乗りますが、特に不具合なども無かったです。

### 記載例2 火元車両所有者の関係者

- 1 私は今回火災になった車の所有者、消防太郎の妻です。
- 2 火事のあった日の夜、午後8時頃だったと思うのですが、夫から電話がかかってきました。「自動車保険の更新で要るから、駐車場の車から車検証を取ってきてほしい。助手席前のグローブボックスの中に置いてある。」と頼まれたので駐車場に向かいました。
- 3 自宅と駐車場との距離は、歩いて5分程です。
- 4 駐車場に着き、リモコンキーでドアのロックを解除し、グローブボックス内から車検証の入った書類入れを取り出しました。そしてグローブボックスを閉め、リモコンキーでロックした後に、手でドアがロックされているか確認してから、自宅に戻りました。その間、特に車に異常は感じませんでした。

### 記載例3 火元建物の責任者

- 1 私は檜の木木工所の経営者です。40年前からこの場所で営んでいます。従業員は2名で、主に学習機の部品を製作しています。警察からの連絡でこの火事を知りました。
- 2 火事があった日は、休業日で従業員にも確認しましたが、私を含め誰も出入りしていません。前日は午後5時頃まで就業し、18時頃私が最後に施錠し帰宅しました。
- 3 作業場の電力ですが、100V電灯用と200V動力用の2種類契約しています。
- 4 作業場の南壁にあった分電盤ですが、設置した40年前からほとんど触ったことが無く、そのままの状態でした。コンデンサが落ちていたと聞きましたが、何用のコンデンサかは分かりません。普段、照明や機械の電源の入切は、それぞれのスイッチで行っていましたので、分電盤のメインブレーカーでは行っていませんでした。ブレーカーが落ちるなどの電気関係の不具合も無かったです。

- 5 喫煙状況ですが、私は吸いませんが従業員の一人が吸います。しかし、作業場内は禁煙にしており、屋外に喫煙所を設けています。ですので、その従業員が作業場内で吸っている姿は、これまで見たことがありません。
- 6 木工所ですので、仕事中は多量のおがくずが床面に溜まりますが、毎日終業後に清掃を行っており、その日も清掃しました。もちろん分電盤付近も同様に清掃しました。誰もいなかった建物から火事になりましたので、私自身信じられませんし、出火原因の見当もつきません。

#### 記載例4 火元建物の管理者

- 1 私は、中央区のクリスタル・ビルの防災センターで勤務しています。
- 2 火災が発生した時、私は防災センター内で仕事をしていました。すると、火災受信盤が発報しモニターに1階の発信機-15が火災を知らせる画面が映りました。すぐにその発信機の所へ行くと、通路部分が煙っており、よく見るとエスカレーターES-3を昇りきったところにおいてあるゴミ箱あたりから煙がでていました。エスカレーターもベルトあたりから煙がでていました。そして、付近に通行人の人が消火器を持っていたので、私がそれを受け取り消火しました。使用した消火器は1本です。
- 3 その後、防災センターへ戻りエスカレーターの管理会社へ電話連絡をし、もう一度現場へ戻るとまだくすぶっているようでしたので119番通報をしました。
- 4 発信機を押された時間は22時00分で、押した人は通行人の人だと思いますが誰かはわかりません。
- 5 エスカレーターは、毎月2回点検を実施しており、最後に点検をしたのは〇月〇〇日でした。運転時間は7時から21時までで、この日も警備員が21時に運転を停止しています。また、私が火災を発見した時もエスカレーターは止まっていました。

#### 記載例5 火元建物の居住者

私は、火災のあった建物の所有者 消防太郎 50歳の妻 花子 48歳です。この建物には平成16年から住んでいます。家族は夫婦と娘3人の5人家族です。では、火災について私が知っていることをお話しします。

- 1 令和3年12月1日、火災のあった夜は、私と子供達は2階の部屋で寝ていました。寝た時間については、私が24時で、子供達については私よりも30分くらい早かったと思います。目覚まし時計をセットしたので、寝た時間ははっきり覚えています。その頃、主人はまだ帰宅していませんでした。それからは火事まで、物音など何も気付きませんでした。

火事に気付いたのは、ガチャンとガラスが割れる大きな音がしたからです。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 中 略 ・・・・・・・・・・・・・・・・

- 2 主人は、毎晩晩酌をしますが、焼酎の水割をコップに1杯か2杯飲む程度です。たばこは、マイルドセブンを1日に20本くらい吸っています。火を付けるときは、100円ライターを使っています。灰皿は居間のテーブルの上にガラス製のものが置いてありました。灰皿には水は入れておらず、いつも一杯になったら、台所の生ごみ入れに捨てていました。

3 電気製品については、テレビ、ハードディスクレコーダー、加湿器、電気カーペット、ラジカセ等がありましたが、電気カーペットは、去年の暮れにスイッチを入れても暖まらなくなってしまったので、今はただのカーペットとして使っています。電源コードは抜いてあったと思います。

4 ガス器具については、5年前に買ったガストーブがあります。確か関東ガス社製だったと思います。ガスの元栓は窓の下にあり、寝る前にガストーブを止めた後に元栓も閉めました。

5 ご近所付き合いは悪くない方だと思います。最近町内で、空き巣が増えてきたと聞いているので、気を付けなければいけないと思っていました。

6 火災保険については主人に任せているので、内容はわかりません。

① 火元責任者からは、原因究明に関する事実以外に、次のような火災の発生要因や環境など、事業所等の全体像を把握する項目も聴取します。

- 建物の構造・設備・増改築・物品の配置状況等
- 事業内容・規模・経営状況・従業員数・従業員の行動、出退勤、外出等の時間経過
- 居住者・生活状況・居住者の行動や外出等の時間経過
- 作業内容
- 火気設備の位置や管理の状況
- 施設、設備の作業、取扱い等の状況
- 施設、設備の巡回、点検等の状況
- 施設、設備の故障の有無と修理等の状況
- 火気取扱者と火気の使用時間
- 出入口・開口部とその施錠状況
- 消防用設備の設置・作動状況
- 火災保険の加入状況等
- 過去の不審者・侵入者・盗難等の有無
- その他必要な事項

② 個々の具体的な作業内容等は防火管理者や従業員等の業務に精通している者から聴取します。

③ 出火前の作業内容や機器の異常などの出火原因に密接に関係する情報は、伝聞ではなく本人から聴取します。

### ■ 3 発見者・通報者・初期消火者

火災の初期の状況は、発見者・通報者・初期消火者が最も詳しく目撃しており、出火箇所の特定や、出火原因の究明をするうえで、有力な情報を持っています。

関係者等の協力を得る際には、次の項目に留意するようにします。

- 火災の覚知時間が早い者を優先する
- 視認方向が異なる複数の者から聴取する。

言葉だけではなく図面などを活用しながら質問を行うことで、より正確な情報を得ることができます。また、それぞれ関係者等本人に発見位置等の図面を作成させることも効果的である場合があります。

### (1) 発見者

発見の動機、発見位置とその視認状況などから、出火建物や出火部位を明らかにします。建物内部や外部の発見者からは、発見位置や視認状況を聴取します。

- 発見の動機 炎・煙・熱気・音・臭気・人声・動物の鳴声等
- 発見者の位置 建物内外の別・方向・距離・高低差等
- 視認状況 視認の難易、誤認・錯覚の要因となる障害物の有無等
- 時刻 テレビ・ラジオ・車両・時計等の情報からの推測
- 燃焼状況 位置・範囲・炎・煙の色・燃焼物等
- 発見後の行動 消火・避難・通報・搬出・救助・誘導等
- その他 他人の行動・性別・推定年齢・服装等

#### 記載例1 近隣居住者

隣棟住宅の居住者の消防太郎、35歳が庭で植木の手入れ中に「パチパチ」という音を聞いて、出火建物1階南側の窓ガラス越しに炎を見て火災に気づいた。すぐに出火建物へ行ったが戸が開かないのでガラス戸を叩き何回も怒鳴って火災を知らせた。

#### 記載例2 出火建物居住者

出火建物の5階に居住する主婦・消防花子、37歳が屋外で誰かが怒鳴っている声を聞き、不審に思って玄関の戸を開けると、廊下と階段に煙が漂っているので、夫の太郎、42歳に知らせ、2人で2階階段の途中まで行くと、1階作業場の奥の方に炎が見えた。

1階へ消火器を取りに行こうとしたが、黒っぽい煙が急激に上昇してきたので危険を感じ、2人で5階へ戻り、子供と一緒に自宅のバルコニーに出て助けを求めた。

#### 記載例3 通行者

1 私が最初に雑草が燃えているのを見たときは、1メートルくらいの背丈の草の上から僅かに火が見えました。見た場所は、〇〇さんの玄関付近でした。

2 誰かがたき火をしているのかと思いましたが、付近には誰もいないのと、火が段々大きくなってきたので火事だと思い、大声で近所の人を知らせました。

## (2) 初期消火者

消火に従事した時点で視認した燃焼状況や、人の行動などについて明らかにします。火災を知ってから、消火作業を実施するまでの経路や燃焼範囲について聴取します。

- 火災を聞知したときの状況、聞知した位置、動機等
- 経路、聞知した位置から消火位置までの経路、所要時間等
- 燃焼状況、火煙の位置・範囲・量、何が燃えていたか等
- 消火方法、消火用具の種類・位置、消火に要した回数・時間等
- 他人の行動・性別・推定年齢・服装等その他に関する事

### 記載例1 近隣建物関係者

出火建物から北へ約10m離れた駅ビル第一ビルのシャッター工事中の中央設備株式会社の作業員消防太郎、34歳と消防次郎、33歳が自動火災報知設備のベルの音を聞いて火災に気付いて、出火建物へ行き、1階に設置してある粉末消火器2本と泡消火器1本を使用して消火に従事したが、既に天井まで延焼拡大しており、火勢が強く消しきれなかった。

### 記載例2 火元建物従業員

私は〇〇〇スタジオの従業員で、火災は私が発見しました。  
時間は午前10時頃だったと思うのですが、掃除のため5階にある待合室に向かいました。いつもの様にエアコンのスイッチを入れ、待合室の掃除を始めてから10分程経った時に、エアコンからバチバチ音が聞こえ、煙が上がりました。何が起こったのか私には分かりませんでした。非常に怖くなり、他の従業員に知らせに行きました。  
3階の事務所まで降りた時に、従業員の田中さんを見つけたので、火災を知らせました。その後、田中さんともう一度待合室に戻り確認すると、エアコンの左側面で炎が見えました。すぐに田中さんは、5階のエレベーターホールに置いていた消火器を取りに行き、その消火器で消し止めてくれました。  
燃えたエアコンについて、いつ頃購入したかは知りませんが、普段使用していて特に異常はありませんでした。

## (3) 通報者

火災を聞知してから通報までの間における時間経過と、通報状況について明らかにします。建物内部や外部の通報者からはその状況を聴取します。

- 火災を聞知した状況、聞知した位置、理由等
- 経路、聞知した位置から通報した位置までの経路、所要時間等
- 通報方法、通報を依頼された相手、通報の手段等

**記載例1 火元建物居住者**

- 1 私は、火事になった〇〇さんの隣の家に住んでいる〇〇です。
- 2 2階の寝室で本を読んでいると、外から「パンパン」と物が破裂するような大きな音がしたので、窓を開けると〇〇さんの家の1階の南側の窓から炎が出ていました。
- 3 私は、すぐに大声で家族に隣が火事だということを知らせ、携帯電話を持って外へ出ました。外へ出た後、携帯電話で消防署に通報しました。

**記載例2 近隣居住者**

- 1 本日、消防太郎さんのお宅が火事になり、私がお宅の火災を発見したときの状況についてお話しします。  
私の家は、消防さんの家のちょうど北側にあたり、すぐ隣です。
- 2 今日、私がお社から自宅に帰ったのは午後7時頃で、帰宅すると、すぐに子供と一緒に風呂に入りました。風呂から上がったのは、カープとジャイアンツの試合の7回裏が始まったときでした。  
風呂から上がると夕食の仕度ができていたので、子供と妻と3人で1階の茶の間でテレビを見ながら夕食を食べ始めました。  
私は、茶の間で南側に向いて座りますが、何気なく勝手口のすりガラス窓越しに外を見ると、隣の消防さんの屋根のあたりが赤くなっていました。不審に思って、茶の間の南側の窓を開けてもう一度よく見たところ、消防さんの台所の換気扇から炎が出ていたので火事だと直感し、思わず「火事だ。」と叫びました。  
すぐ妻と子供を外に出し、自分も玄関から出ようとした時には、消防さんの台所のガラスは割れており、台所の天井に炎が上がっていました。その時、台所以外は燃えていませんでした。  
消防さんの台所については、私の家の茶の間の窓から3mくらいの距離にあり、毎晩見えていますので燃えていた場所を間違えるようなことはありません。
- 3 それから、私も外に出て、持っていた携帯電話で消防署に通報しました。逃げる時ですが、燃えていたのは消防さんの台所だけでした。

**■ 4 その他の関係者等**

消防法第32条第1項に基づく質問権は、火災に直接関係がある者だけではなく、火災の原因調査や損害調査に必要な情報を持っている全ての者を対象としています。

例えば、家電製品、火気使用設備等の「製品の不具合」が原因となり出火した場合には、出火に至る要因が製造メーカー、点検業者、施工業者等又はユーザー側の過失のいずれにあるのかを明確にするため、管理の状況や使用形態などの具体的な事実を聴取します。

また、消防法第32条第1項では、関係者等に対する任意性が高い質問権のほか、製品火災対策の強化を図るため、火災の原因である疑いがある製品の製造業者又は輸入業者に対する「資料提出命令権」・「報告徴収権」が定められています。

この「資料提出命令権」・「報告徴収権」は、「質問権」と異なり、資料の提出又は報告を求められて、資料の提出や報告をしなかったり、虚偽の資料提出や報告を行った場合は罰則が設けられていますが、これらの権限は任意の聴取等によっては製造業者又は輸入業者から火災の原因調査のために必要な情報が得られない場合に限って行使すべきものとなります。

## 第7章 損害調査書

### 第1節 損害調査書の作成目的

損害調査書は、建物火災の場合、当該建物における建物（不動産）及び収容物（動産）の損害額等を記入します。本様式は、損害の生じたすべての建物について、棟ごとに様式を作成することを想定していますが、共同住宅で複数世帯がり災した場合等、り災世帯ごとに様式を作成することも可能です。

なお、建物損害額は建物のみの損害とし、土地の値段やその他の付加価値等は含まないものとしします。

車両・船舶・航空機・林野・その他の物品など、建物及び建物内の収容物以外の物品が焼損した場合、車両、船舶及び航空機については一台（艘・機）ごとに作成し、林野及びその他の物品については、火災種別ごとに一枚ずつ作成することとしします。車両、船舶及び航空機は積載物の損害額も併せて記入します。

### 第2節 損害調査書の記載事項

損害調査書の標準的記載事項は様式に示したとおりです。（その1）と（その2）は同内容のため、（その2）は2件目以降の物件の損害調査書を作成する場合に使用します。

各項目の記載要領は、基本的には「第2章 火災調査書」と同様、火災報告取扱要領に則って作成することとなりますが、書類の作りやすさや読みやすさ等の観点から、独自の記載要領とすることも可能です。

ここでは、建築物や車両・船舶・航空機の「用途」等の項目について解説します。



様式6 (その1)

損害調査書

年 月 日

所属

階級・氏名

		火災番号		-			
り災番号		り災場所					
関係者等氏名		区分		<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 占有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> その他			
り災種別		<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他					
建築物	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上	階
						地下	階
	用途						
	建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>		
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや					
り災程度	全損	半損	小損	合計			
	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人			
車両・船舶・航空機	運転者氏名 船長・機長			登録番号 船名・機名			
	自家用・営業用 トン数	*船舶の場合は、総トン数で表示する。		車両種別 船種・機種			
	用途			取得年月	年	月	
建築時単価・取得金額		円		経過年月	年	月	
損害状況	焼損床面積	階	階	階	階	階	計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	焼損表面積	m <sup>2</sup>			焼き損害額	円	
	損害状況等				消火損害額	円	
			爆発損害額	円			
			合計			円	
収容物・積載物 損害状況	焼き損害額	消火損害額	爆発損害額	合計			
	円	円	円	円			
<input type="checkbox"/> 損害算定書類添付				損害額合計	円		
備考							

様式6 (その2)

り災番号		り災場所					
関係者等氏名			区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 占有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> その他			
り災種別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他						
建築物	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上 階	地下 階
	用途						
	建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>		
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや					
	り災程度	全損	半損	小損	合計		
	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人			
車両・船舶・航空機	運転者氏名 船長・機長			登録番号 船名・機名			
	自家用・営業用 トン数			車両種別 船種・機種			
	用途			取得年月	年	月	
	建築時単価・取得金額	円		経過年月	年	月	
損害状況	焼損床面積	階	階	階	階	階	計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	焼損表面積	m <sup>2</sup>			焼き損害額	円	
	損害状況等				消火損害額	円	
					爆発損害額	円	
			合計	円			
収容物・積載物 損害状況	焼き損害額	消火損害額	爆発損害額	合計			
	円	円	円	円			
<input type="checkbox"/> 損害算定書類添付				損害額合計	円		
備考							

## ■ 1 用途

### (1) 建築物の用途

当該建物内に使われている用途を記入します。複数の用途が混在し、欄に収まらない場合は、略号で記入することも可能です。

**記載例1** 1階に販売、飲食及びサービス店舗、2階に商業、鉱・工業の事務所、3階から5階までが共同住宅となっている建物の場合

用途	店舗（販売、飲食、サービス）、事務所（商業、鉱・工業）、共同住宅
----	----------------------------------

**記載例2** 1階から4階までが貸店舗で、販売及び飲食店舗、商業、鉱・工業及びサービス業に該当する事務所が混在しており、5階にこのビルのオーナーの住宅がある場合（略号で記入する場合）

用途	店（販、飲）、事（商、鉱、サ）、住
----	-------------------

### (2) 車両・船舶・航空機の用途

車両の用途は、貨物、乗用、乗合バス、タクシー、電動車、貨物車等の別を記載します。  
船舶の用途は、貨物、客船、漁船、乗用等の別を記載します。  
航空機の場合は、旅客機、練習機、医療用等の別を記載します。

## ■ 2 車両・船舶・航空機

### (1) 登録番号

陸運局に届け出ている車両登録番号等、その車両が特定できる番号を記入します。

#### 記載例

登録番号	品川〇〇〇 わ 〇〇—〇〇
船名・機名	

**(2) 船名・機名**

り災した船舶・航空機の正式名称を記載します。

**記載例**

登録番号	第二〇〇丸
船名・機名	

**(3) 自家用・営業用 トン数**

当該車両等が自家用か営業用かを記載します。

船舶の場合は、総トン数を記載します。

**(4) 車両種別**

普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車、電車、モノレール等の別を記載します。

**(5) 船種・機種**

船舶の場合は、帆船、汽船、端船、はしけ等の種別を記載します。

航空機の場合は飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の種別を記載します。

**■ 3 損害状況****(1) 焼損床面積**

建物の焼き損害を受けた部分のうち、焼損床面積が計上される部分について、階数ごとに床面積を記載します。

**(2) 損害状況等**

損害状況等について、必要に応じて次のような事項を記載します。

- 焼損面積に計上できない箇所
- 爆発損害の程度
- 消火損害の程度

**記載例**

損害状況等	焼損箇所：雨樋〇m、レンジフード1 爆発損害：2階窓ガラス20枚
-------	-------------------------------------

#### ■ 4 損害算定書類添付

損害調査書の他に、物件の損害を詳細に把握又は算定するために必要な書類を添付する場合にチェックします。

損害を詳細に算定するために必要な書類としては、損害算定書などが考えられます。損害額をシステムやエクセルシート等を用いて算定した場合は、損害額の算定根拠として当該書類を添付することが望ましいといえます。

また、損害の生じた物件が多数である場合や、損害算定書をり災世帯ごとに作成する場合などは、火災に係る損害を把握しやすいよう損害明細書に取りまとめ、物件及び損害額を列挙する方法などが考えられます。

#### ■ 5 備考

損害状況について、欄に記載しきれなかった内容や特記すべき内容を記載します。

林野・その他の物品の損害の場合、林野や敷地内及び空地等に植えられている、自生している又は置かれている立木、枯れ草等のり災物件について、それらの品名、り災種別、数量、及び損害額を品名ごとに記載します。

#### 記載例

備考	立木（杉）、焼、15本、損害額 450,000円
----	--------------------------

## 第8章 死傷者の調査書

### 第1節 死傷者の調査書の作成目的

死傷者の調査書は、火災により死傷者が発生した場合に、死傷者の発生した状況等を記録するもので、死傷者一人につき1枚ずつ作成します。

死傷者の調査書に記載する項目は、火災報告取扱要領における負傷者に関する項目（03表～06表）や、死者の調査表（07表）の項目と共通する項目が多く含まれていますが、死傷者の調査書を火災調査書類の一つとして作成することの目的としては、火災による死傷者の情報を記録し、他の火災調査書類に記載している内容と合わせて総合的に死傷者が発生した経過等の実態を把握することにあります。

### 第2節 死傷者の調査書の記載事項

死傷者の調査書の記載内容については、前述のとおり、火災報告取扱要領の報告項目の中から、火災調査書類の一部として作成することがふさわしい項目について、主に該当する項目欄にチェックを記入する方法で作成します。

それぞれの項目ごとの記載方法については、火災報告取扱要領の記入ルールに準拠して記載していきます。

様式7

火災番号

—

死傷者番号

死傷者の調査書										
火災番号 年 月 日 の火災について、調査した結果は次のとおりである。										
所 属 階級・氏名										
死傷者の情報	氏名					発生区分	<input type="checkbox"/> 火元	出火者	<input type="checkbox"/> 本人	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)					<input type="checkbox"/> 類焼		<input type="checkbox"/> 他人	
	職業		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 建物外		<input type="checkbox"/> 不明			
死者の状況	死者の発生場所				区分	<input type="checkbox"/> 48時間 <input type="checkbox"/> 30日死者				
	死者の状況	作業中	<input type="checkbox"/> 工作中 <input type="checkbox"/> 仕事外 <input type="checkbox"/> 在校中 <input type="checkbox"/> 在校外 <input type="checkbox"/> その他							
		火気取扱	<input type="checkbox"/> 喫煙中 <input type="checkbox"/> 暖房器具取扱中 <input type="checkbox"/> 炊事中 <input type="checkbox"/> その他取扱中 <input type="checkbox"/> 不明							
		死因	<input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒・窒息 <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 打撲・骨折等 <input type="checkbox"/> 自殺 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明							
		起床	<input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 起床中 <input type="checkbox"/> 不明							
		飲酒	<input type="checkbox"/> 飲酒なし <input type="checkbox"/> 飲酒あり <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 不明							
		傷病	<input type="checkbox"/> 傷病なし <input type="checkbox"/> 傷病あり <input type="checkbox"/> 不明							
		寝たきり	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 不明							
	死者の発生した経過	身体不自由者	<input type="checkbox"/> 障害区分不明 <input type="checkbox"/> その他の身体不自由者 <input type="checkbox"/> 移動障害 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 盲聾二重障害 <input type="checkbox"/> その他の障害 <input type="checkbox"/> 不明							
		発見の遅れ	<input type="checkbox"/> 熟睡 <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 病気・身体不自由 <input type="checkbox"/> その他							
		判断力・体力	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 病気・身体不自由 <input type="checkbox"/> 老衰 <input type="checkbox"/> その他							
		早期延焼拡大	<input type="checkbox"/> ガス爆発 <input type="checkbox"/> 危険物燃焼 <input type="checkbox"/> その他							
		避難の機会を逃す	<input type="checkbox"/> 狼狽 <input type="checkbox"/> 持出品・服装 <input type="checkbox"/> 火災をふれまわる <input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 救助中 <input type="checkbox"/> その他							
		逃げ切れなかった	<input type="checkbox"/> 身体不自由 <input type="checkbox"/> 延焼拡大 <input type="checkbox"/> 避難経路誤り <input type="checkbox"/> 出入口施錠 <input type="checkbox"/> その他							
		内部進入	<input type="checkbox"/> 救助・物品搬出 <input type="checkbox"/> 消火 <input type="checkbox"/> その他							
着衣着火		<input type="checkbox"/> 喫煙中 <input type="checkbox"/> 炊事中 <input type="checkbox"/> 採暖中 <input type="checkbox"/> たき火中 <input type="checkbox"/> 火遊び中 <input type="checkbox"/> その他の火気取扱中 <input type="checkbox"/> その他								
殺人・自損	<input type="checkbox"/> 放火自殺 <input type="checkbox"/> 放火自殺の巻添え <input type="checkbox"/> 放火殺人									
その他	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調査中									
出火時同一の建物等にいた人数			同棟・車両等		人	同室等		人		
負傷者	受傷部位及び内容					負傷程度	<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症	<input type="checkbox"/> 30日死者		
	避難方法	<input type="checkbox"/> 自力避難(施設) <input type="checkbox"/> 自力避難(器具) <input type="checkbox"/> 自力避難(その他) <input type="checkbox"/> 消防隊による救助 <input type="checkbox"/> 避難の必要なし <input type="checkbox"/> その他								
	受傷原因	<input type="checkbox"/> 火災にあおられる、高温の物質に接触 <input type="checkbox"/> 煙を吸う <input type="checkbox"/> 飛散物、擦過 <input type="checkbox"/> 放射熱 <input type="checkbox"/> 飛び降り <input type="checkbox"/> その他								
	受傷状況	<input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 避難中 <input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> その他								
特記事項										

## ■ 1 死傷者番号

火災調査の内容から客観的に判断し、死傷者の発生した順に番号を記入します。

## ■ 2 死者

### (1) 死者の状況

死者の状況について、各選択肢の「その他」を選択した場合に、判明していることがあれば、特記事項欄に記入します。

### (2) 死者の発生した経過

死者の発生した経過について、各選択肢の「その他」を選択した場合に、判明していることがあれば、特記事項欄に記入します。また、死者の発生した経緯は判明しているものの、選択肢に該当する項目がない場合は、特記事項欄に詳細を記入します。

## ■ 3 負傷者

負傷者について、各選択肢の「その他」を選択した場合に、判明していることがあれば、特記事項欄に記します。

## ■ 4 死傷者の写真

出火出場時に撮影したものは、出火出場時の見分調査書へ添付し、実況見分時に死傷者の発生場所を白ひもなどで再現して撮影したものは、実況見分調査書に添付します。



## 第9章 資料提出命令書・報告徴収書

### 第1節 資料提出命令書・報告徴収書の作成目的

火災の原因である疑いがある製品の製造業者（又は輸入業者）や関係者（所有者、管理者又は占有者）から、資料の任意提出が困難な場合は、消防法に基づく資料提出命令書又は報告徴収書により、資料の提出又は報告を求めることができます。

#### ■ 1 資料提出命令・報告徴収の対象となる相手方

資料提出命令又は報告徴収は、対象となる相手方の属性に応じて、次の消防法の条文を根拠としています。

##### (1) 火災の原因である疑いがある製品の製造業者又は輸入業者

相手方が、火災の原因である疑いがある製品の製造業者又は輸入業者である場合は、消防法第32条第1項に基づき、資料提出命令又は報告徴収を行います。

電気製品やガス製品等の不具合が原因と考えられる火災が発生した際に、製品の設計図等の関係資料や、報告書の提出を受けることなどが想定されます。

これらの権限を行使するに当たっては、任意の事情聴取等によって製造業者又は輸入業者から火災の原因の調査のために必要な情報が得られない場合に限り、権限を行使すべきものとされています。

##### (2) 関係者（所有者、管理者又は占有者）

相手方が、関係者（所有者、管理者又は占有者）である場合は、消防法第34条第1項に基づき、資料提出命令又は報告徴収を行います。

資料提出命令の対象となる「必要な資料」としては、使用した燃料、出火源となったと思われる設備器具、当該消防対象物の燃え残り等が想定されます。また、報告徴収の対象となる「報告」には、火災発生当時の状況、被災建物の使用状況、家族の状況、火災発生源となった可能性のある物の状況など、家裁の調査に資する諸般の事項についての報告が該当します。

ここでは、消防法第34条第1項に基づく「関係者」への資料提出命令又は報告徴収については、消防法第32条第1項による「関係のある者」に対して任意の下で広く行うことができる質問権の行使とは異なり、相手方が消防法上の「関係者」の場合に限られていることに留意する必要があります。

## ■ 2 資料提出命令書・報告徴収書

資料提出命令書と報告徴収書の性質の違いについては、一般的に次のように考えられています。

### (1) 資料提出命令書

主に、資料として既に作成済みのものや、法令等によって作成が義務付けられているものを対象として、相手方に対して提出することを命じる場合に使用します。

### (2) 報告徴収書

主に、資料として現に存在していないものを対象として、相手方に対して文書等を作成して提出するよう要求する場合に使用します。

## 第2節 資料提出命令書・報告徴収書の留意事項

資料提出命令書や報告徴収書によって提出等された資料について、調査終了後の所有権の有無や返却方法などを、書面などによって相手方と事前に取り決めを交わしておくこと後々のトラブル防止にも効果的であると考えられます。

## 第3節 資料提出命令書・報告徴収書の記載事項

資料提出命令書及び報告徴収書の記載事項については、以下のとおりです。

- ① 発出する文書番号を記入する。
- ② 権限者の職名、氏名を記入する。
- ③ 相手方の属性に応じて、該当する根拠条文を○で囲む。(又は該当しない一方に取り消し線を引く。)
  - ・ 火災の原因である疑いがある製品の製造業者又は輸入業者 → 消防法第32条
  - ・ 関係者 → 消防法第34条
- ④ 提出を命じる事項又は報告を命じる事項を具体的に記載する。

教示の内容については、消防庁予防課が示した違反処理標準マニュアル等を参考に記載する。

## 様式8

① 第 号  
年 月 日

住 所  
職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）殿

②  
消 防 本 部 名  
職 名 ・ 氏 名

## 資 料 提 出 命 令 書

（ 出 火 日 時 ）頃、（ 出 火 場 所 ）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、③消防法（第32条・第34条）第1項の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

## 記

④

命令事項

年 月 日までに、 を に提出すること。

## 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に に対して審査請求することができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟においてを代表する者は となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式9

① 第 号  
年 月 日

住 所  
職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）殿

②  
消 防 本 部 名  
職 名 ・ 氏 名

## 報 告 徴 収 書

（ 出 火 日 時 ）頃、（ 出 火 場 所 ）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、③消防法（第32条・第34条）第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

## 記

④

報告内容

## 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に に対して審査請求することができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟においてを代表する者は となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 火災調査書類 作成例

---

1	建物火災 (1)全焼火災 .....	1
2	建物火災 (2)ぼや火災 .....	15
3	車両火災 (火災原因判定書・実況見分 (鑑識) 調査書) .....	24
4	林野火災 (火災調査書・実況見分 (鑑識) 調査書) .....	29

様式1 (その1)

## 火 災 調 査 書

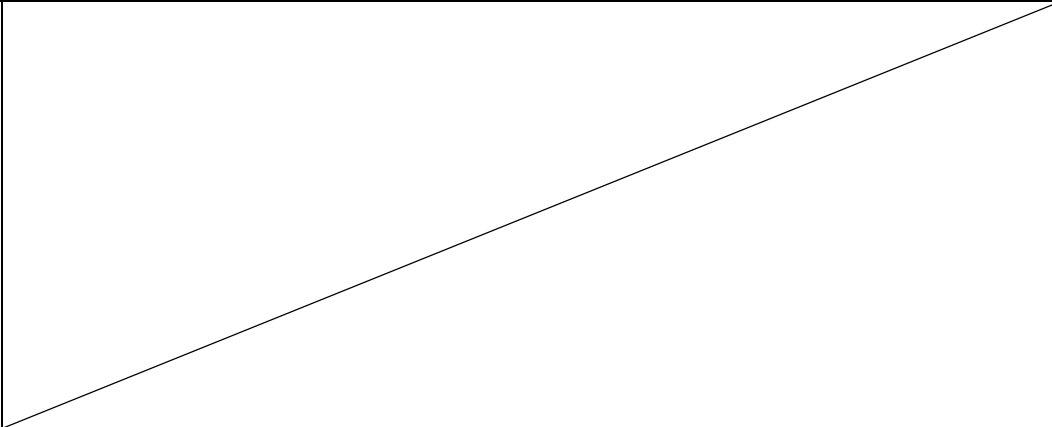
令和 4 年 2 月 2 0 日

所属 ○○消防署

階級・氏名 消防司令 消防 太郎

		火災番号		2022-1-6					
出火日時	令和4年2月7日 3時 29分頃								
覚知	2月7日 3時31分		覚知方法	<input type="checkbox"/> 119(報知電話) <input checked="" type="checkbox"/> 加入電話					
放水開始	2月7日 3時42分			<input type="checkbox"/> 警察電話 <input type="checkbox"/> 駆け付け					
鎮圧	2月7日 4時10分			<input type="checkbox"/> 事後聞知 <input type="checkbox"/> その他					
鎮火	2月7日 5時54分		火災種別	<input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 林野 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他					
火 元	出火場所	○○市○○町○丁目○○番○○号							
	建物名	○○ビル							
	事業所名	○○商店			事業所階・出火階	1階			
	用途	店舗・住宅	業態	食料品小 売	火元区分	<input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占有			
	氏名	防災一男		年齢	62歳	職業 自営業			
	住所	○○市○○町○丁目○○番○○号							
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上 2階 地下 0階			
	焼損程度	<input checked="" type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや			令別表用途	(16)項イ			
	建築面積	130 m <sup>2</sup>		延べ面積	235 m <sup>2</sup>				
	焼損床面積	195 m <sup>2</sup>		焼損表面積	40 m <sup>2</sup>				
損 害	焼損棟数	全焼	1棟	火災による	死者	人			
		半焼	棟	死傷者	傷者	1(軽)人			
		部分焼	1棟	り災世帯	3世帯				
		ぼや	2棟	り災人員	7人				
		計	4棟	損害額	85,000,000円				
原 因	出火箇所		発火源		経過		着火物		
	一般倉庫		不明		放火		袋及び紙製品 (ダンボール等)		
気 象	天候	晴れ		気温	3.9℃		湿度	相対	45%
	風向	北北西		積雪	0 cm			実効	48%
	風速	3.6m/s		気象注意報等		無			

様式 1 (その 2)

火災・原因概要	<p>本火災は、防火造 2 階建て店舗併用住宅の 1 階倉庫から出火して同建物 195 m<sup>2</sup>が焼損（全焼）し、隣接する住宅の小屋裏 40 m<sup>2</sup>が焼損（部分焼）及び 2 棟が焼損（ぼや）の計 4 棟 235 m<sup>2</sup>が焼損した火災である。</p> <p>出火原因は、施錠されていない 1 階物置に何者かが入り込み、何らかの火源を用いて出入口付近にあったダンボール等に放火したものである。</p>
発見状況	<p>大学生の防災太郎(24 歳)は出火建物 2 階居室内で就寝中、煙の臭気で目が覚め、自室の扉を開けると濃煙と熱気が廊下に充満しているのを発見した。</p> <p>住宅部分に住宅用火災警報器は設置されていなかった。</p>
通報状況	<p>防災一男(62 歳)は出火建物 1 階で就寝中、発見者防災太郎から火災の知らせを聞き、下記初期消火を試みたが効果がなかったため、自分の携帯電話から 119 番通報した。</p>
初期消火状況	<p>防災一男は出火建物 1 階で就寝中、発見者防災太郎から火災の知らせを聞き、1 階洗濯機の水道からホースを防災太郎とともに延ばし、割れたサッシ戸の隙間から水を掛けたが効果がなかった。</p>
原因判定理由	
備考	<p>1 階の 2 名は発見者に知らされてから屋外に避難した。</p> <p>2 階の 3 名は、2 階のベランダから避難した。</p>

様式1 (その3)

防火管理者	氏名		職業													
	防火管理状況		□添付資料による ( )													
	□消防計画 □避難訓練 □消火訓練 □統括防火管理															
	□防火対象物定期点検報告制度 □防災物品															
	特記事項		□添付資料による ( )													
非該当																
立入検査	立入検査実施日時		令和2年10月15日													
	指摘事項等		□添付資料による ( )													
	指摘事項なし。															
危険物施設等	特記事項		□添付資料による ( )													
	なし															
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策								□添付資料による ( )								
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント設備	無線通信補助設備
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅用消火器		住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用火災警報器	住宅用自動火災報知設備							防災品			
													寝具類	衣服類	カーテン・布製ライント	じゅうたん等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設備等名称				使用状況・(不)作動状況等												
消火器(条例)				未使用 (点検状況: 令和4年1月20日)												
住宅用火災警報器				未設置												
備考																



## 様式 2

火災番号 2022-1-6
火 災 原 因 判 定 書
火災番号 2022-1-6 の火災について、次のとおり判定した。 令和 4 年 2 月 20 日 所 属 ○○消防署 階級・氏名 消防司令 消防 太郎
1 出火建物の判定 (1) 実況見分調査書 ア ④建物及び③建物について 実況見分書 2(2)、(3)に記載のとおり、両建物とも焼損しているのは①建物に面した外周部のみであること。 イ ②建物について 同調査書 2(4)に記載のとおり、焼損しているのは①建物に面する南西角の軒先と小屋裏であること。小屋裏は北側よりも南側に焼失部分が多いこと。 ウ ①建物について 同調査書 2(5)に記載のとおり、1階店舗内の北側部分を除く全体が焼損していること。 (2) 火災出場時における見分調査書 火災出場時における見分調査書 2 に記載のとおり、①建物 1、2階の開口部から火炎が激しく吹き出し、特に1階南側のシャッターは赤熱している。また、②建物は①建物から激しく炎が吹きつけられているが、消防隊到着時は、まだ建物内には延焼していない。これらの見分事実を考察すると、②建物は①建物から延焼したことが歴然としており、火災出場時における見分調査書を根拠とした出火建物は、①建物であると認められる。 (3) 関係者等の申述 自営業防災一男は、質問調査書に記載のとおり、「私が火事に気付いたのは……と言っていたので、店の中を見ると洗濯場の扉から煙が出ており、扉を開けると中は煙が充満して、物置との仕切りのサッシ戸のガラスが割れて炎が浮き出していました。」と申述している。これは、出火後の早い時期から①建物内が燃えていたことを示しており、発見状況からの出火建物は①建物であると認められる。 (4) 結論 (1)、(2)及び(3)を総合考察すると、(1)実況見分調査書では①建物が南側から中央部へ延焼したことが認められ、(2)火災出場時における見分調査書でも①建物から②建物へ延焼した状況が認められる。更に(3)関係者等の申述からも①建物内で早い時期に火炎が認められている。 実況見分調査書、火災出場時における見分調査書、関係者等の申述のいずれも①建

物からの出火を裏付けている。したがって、この火災の出火建物は、防災一男の所有する防火造2階建ての店舗併用住宅と判定する。

## 2 出火箇所の判定

### (1) 実況見分調査書

ア 実況見分調査書 2(5)エに記載のとおり2階の各居室を見ると、北側の東寄りの8畳間、西寄りの2畳大の納戸及び6畳間の天井、小屋裏は焼損しているが内壁に焼損はなく、すすが付着している程度であり、各室内の木造家具等の表面にも浅い炭化がみられる。なお、これらの部屋の南側にあるリビングダイニングキッチン、4.5畳間の化粧石膏ボードの天井板は焼損落下し、野縁は北側に比較し南側に燃え細りや炭化亀裂が多くある。

イ 同調査書 2(5)オから南端の洋間は、2階において最も焼損部分が多く、前アの考察結果から、南端の洋間から北側の4.5畳間へ延焼した状況である。

また、2階梁の側面の炭化状態を見分すると、下方から中央にかけて炭化溝が深く、上方の部分ほど浅くなっており、1階から延焼した状況にある。

ウ 以上、前アとイを考察すると1階から2階の南端の洋間へ延焼し、洋間から北側の各部屋へ延焼したことが考えられる。

したがって、出火箇所は1階であると認められる。

エ 同調査書 2(5)アに記載のとおり、1階の店舗は、化粧石膏ボードの天井板の北側部分が残存しているのに対し、中央部から南側にかけて焼損や脱落箇所が多く見分される。一方で店舗の東側住宅部分は焼損が認められない事実から、出火箇所は1階住宅部分以外の建物中央より南側部分と考えられる。

オ 同調査書 2(5)アで衣類置場の内壁は北側部分が残存しているのに対し、南側は焼失して南側の物置が見通せる状態である。

同調査書 2(5)イで洗濯場と物置の焼損を比較すると、内壁の木摺を見ると洗濯場は炭化を呈し残存しているのに対し、物置の木摺は焼失や焼損落下している部分が多くある。なお、洗濯場の化粧石膏ボードの天井板は焼損しているが、野縁や回り縁及び、つり木は残存しているのに対し、物置内の化粧石膏ボードの天井板は焼損落下し、野縁や回り縁等の天井材は全て焼失しており、物置2階にあたる床材も焼失して2階小屋裏が見通せる状態となっている。

以上のことから、衣類置場及び洗濯場は物置から延焼してきた焼損状況が認められる。

カ 同調査書 3(1)に記載のとおり、物置内の東寄りを東北に通る2階梁は、全体が亀裂炭化を呈しており、西側側面に比較して東側面の亀裂炭化による亀甲模様が大きく炭化が深い。

さらに、東側の間柱の炭化や燃え細りは、他の面の間柱と比較して強く認められ、木摺は物置の南東側出入口から北側へ約1m離れた土台付近を起点として扇状に焼失しているのが見分される。

また、同調査書 3(2)によるとシャッター内側には、机が原形を留めず焼失して崩れており、ダンボール箱もシャッターに向かって西側寄りに焼失部が多くあり、この付近を起点にしてシャッターが扇状に変色しているのが見分される。

これらの事実から物置の南東側出入口付近が出火箇所と考えられる。

キ 以上のとおり、実況見分調査書記載の内容の各事実からの出火箇所を総合的に考察すると、出火室は1階南側の物置内であることが一致する。さらに物置の南東側出入口付近には焼損の強い部分が2か所あり、出火箇所は物置の出入口周囲として矛盾はない。

#### (2) 火災出場時における見分状況

火災出場時における見分調査書に記載のとおり、到着時①建物南側の1、2階の開口部から火炎が吹き出し、特に南側のシャッターは赤熱しており、火災の最盛期であることを見分している。これは1階物置の延焼状況を見ると、2階からの出火では説明がつかず、1階から延焼していったと考えるのが妥当である。しかし、1階のどこが出火箇所であるかまでは判断できない。

#### (3) 関係者等の申述

①火元者防災一男の質問調査書によると、「私が火事に気づいたのは、……と言っていたので店の中を見ると洗濯場の扉から煙がでており、扉を開けると中は煙が充満して、物置との仕切りのサッシ戸のガラスが割れて炎が吹き出していました。」と申述している。これは、物置から洗濯場に向かって火炎が噴出していることを示しており、関係者等の申述からの出火箇所は物置内と考えられる。

#### (4) 結論

以上、(1)、(2)、(3)を検討すると、火災出場時における見分状況では出火箇所が1階のどこかまでは判断できない。しかし、実況見分状況と発見状況では、出火箇所は1階南側物置内で一致する。

よって、物置内南東側に焼損の強い部分が2か所あることから、出火箇所は物置内南東側と判定する。

### 3 出火原因の判定

出火原因として可能性のある、たばこ、電気及び放火について以下検討する。

#### (1) たばこについて

ア 実況見分調査書に記載のとおり、灰皿、たばこの吸殻等が見分されないこと。

イ 火元者防災一男の質問調査書に記載のとおり、居住する5名はいずれもたばこを吸わないと申述していること。

(大阪一男の質問調査書は省略している。)

ウ 前ア、イから考察すると、たばこによる出火の可能性は極めて低い。

#### (2) 電気関係について

ア 実況見分調査書 3(1)に記載のとおり、物置東側の外壁はラスモルタル仕上げであるが、ラス打ち抜き金属ラス張り、この付近に漏電による部分的な発熱・変

色は見分されない。

イ 実況見分調査書 3(5)に記載のとおり、焼損が著しい物置出入口周囲部分には電気器具等はなく、南・北・東側の壁体内にはコンセント及びFケーブル等の電気配線は見分されない。

ウ 前ア、イから考察すると、漏電及び電気器具等からの出火は否定できるため、電気関係からの出火の可能性はない。

### (3) 放火について

ア 火元者防災一男の質問調査書によると、物置南側の道路に面した出入口の扉は、常時施錠されておらず、誰でも容易に出入りできる状態であった。

イ 実況見分調査書 3(2)に記載のとおり、東側内壁及び南側シャッターの2か所に焼損が強い箇所が見分される。

ウ 本火災の約10分後の3時40分に、北東約500m離れた〇〇町二丁目〇〇番〇〇号先路上で、駐車中の軽貨物車の幌が焼損した火災が発生している。

エ 前ア～ウまでを検討すると、本火災は出入口の施錠されていない物置からの出火で、2か所に焼損の強い箇所が見分されており、近隣でも放火によるものと考えられる火災が発生していることから、放火の可能性は十分考えられる。

### (4) 結論

以上のとおり、たばこ、電気及び放火について検討した結果、たばこと電気関係からの出火は考えられず、物置南側が無施錠であることから、何者かが何らかの火源を用いて、出入口付近に置いてあったビニールシート、ダンボール等に放火したものと判定する。

## 4 その他

火災保険の加入状況について

火元者防災一男は、自分名義で不動産3,000万円、動産500万円の保険に昭和54年1月に契約し、平成6年12月に更新している。

(以下余白)

## 様式 3

火災番号 2022-1-6
出火出場時における見分調査書
<p>火災番号 2022-1-6 の火災について、〇〇中隊長として消防活動に従事し、次のとおり見分した。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 2 月 8 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 〇〇消防署 〇〇出張所 階級・氏名 消防司令補 警防 公太</p>
<p>1 出動途上における見分状況</p> <p>「〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号」の火災指令を受け、〇〇出張所 1 小隊に同乗し出場する。〇〇町三丁目交差点を右折すると、指令番地の建物が激しく火炎が噴出し延焼している。火災現場の南 15m 直近に停車、公設消火栓に部署する。</p> <p>2 現場到着時における見分状況</p> <p>(1) 現場到着時、第 1 図 A の位置に至ると、①建物南側の 1、2 階の開口部から激しく火炎が吹き出し、特に 1 階南側のシャッターは赤熱しており、火炎の最盛期の状況である。シャッター東側の出入口戸は、閉じた状態で木枠が残っている。更に、B の位置では②建物には①建物から噴出する炎が激しく吹きつけている。②建物の 1 階玄関ドアは開放されたままで、建物内は延焼しておらず、呼び掛けにも応答はなく居住者等を確認することはできない。</p> <p>(2) 西側道路上の C の位置から①建物を見分すると、1 階道路面には清涼飲料水の自動販売機が数台並び、2 階開口部から黒煙が吹き出している。</p> <p>(3) ①建物北側は、コンクリート塀との間が幅員の狭い路地で、1 階外壁は延焼しておらず、2 階開口部から黒煙が吹き出している。</p> <p>3 消防活動中における見分状況</p> <p>①建物南側は、火勢が強く火炎の最盛期の状態であり、輻射熱が強く注水しなければ接近出来ない状態で、特に 1 階南側のシャッターは閉じた状態で赤熱している。</p> <p>南西側のシャッターは閉じているが、西側の出入口は開放状態となっている。</p> <p>1 階南側は、2 階の床が抜け落ちて激しく火炎が噴出している。その後、1 階部分の火勢を制圧した後、屋内階段から 2 階へ進入する。</p> <p>階段を昇る途中で 2 階へ注水し、2 階へ上がっていくと階段は 3、4 段焼失している。焼失している部分をよじ登って 2 階へ進入すると、2 階南側は焼損が激しく、北側に行くほど焼損は弱くなっている。</p> <p>〇〇署指揮隊から 2 階に逃げ後れが居るとの情報があり、①建物南側から北側に検索を開始するが、逃げ後れは発見できない。</p> <p>見分内容を明らかにするため、写真 3 枚と図面 1 枚を添付する。</p> <p>写真及び図面は省略</p>

## 様式 4

火災番号 2022-1-6	
実況（鑑識）見分調査書（第1回）	
火災番号 2022-1-6 の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。	
令和4年2月13日	
所 属 ○○消防署	
階級・氏名 消防司令補 調査 花子	
見 分 日 時	令和4年 2月9日 9時30分開始 令和4年 2月9日 16時30分終了
場 所 及 び 物 件	○○市○○町○丁目○○番○○号火災現場付近一帯
立 会 人 氏 名	自営業 防災 一男(62歳)
<p>1 付近の状況</p> <p>(1) 現場付近は、木造・防火造の住宅や共同住宅が密集する地域で、都市計画法に定める用途地域は、二種住居地域及び準防火地域に指定されている。</p> <p>り災現場周辺の道路は2.7m～3.2mと狭く、地形の起伏があり、高台にあることも重なって、消防車両の接近が困難な場所である。</p> <p>(2) 消防水利は、現場を中心として半径140m以内に公設消火栓10個、防火水槽が3個点在しており、水利条件は概ね良好である。</p> <p>2 現場の様相</p> <p>(1) り災建物の状況は添付第1図のとおりで、各建物に①から④を付して見分する。</p> <p>り災現場の東側共同住宅（○○町○丁目○番○号・メゾン○○）の3階に上がり、各建物の焼損状況をそれぞれ概観すると、①建物の焼損が最も多く、北側寄りの屋根瓦が約半分焼損落下し、炭化した垂木・屋根材等が露出しているのが見分され、2階の室内が見通せる状態となっている。</p> <p>②建物は、①建物の東側にあり屋根瓦の一部が焼損落下し、小屋裏に焼損が及んでいる。</p> <p>①建物の南側公道を隔てた③、④建物は、①建物に面する北側部分の雨樋・窓ガラスに焼損や破損が見分されるが屋内に焼損は及んでいない。（写真1参照(略)）</p> <p>①建物の南側公道を挟んだ④建物の敷地内に、車首を南側に向けて駐車する普通乗用車（登録番号○○○34 ㍉ 1190）は、北側後部バンパー、スポイラーが溶融している。この車両の所有者は、①建物2階に居住する会社員○○○○(24歳)である。</p> <p>添付第1図に示す①建物とこれに隣接する②-④建物について順次見分を進める。</p> <p>(2) ④建物について</p> <p>④建物は、①建物から公道を隔てて南東側へ4.2m離れている。</p> <p>無職○○○○(68歳)が所有するこの建物は、（以下略）</p> <p>(3) ③建物について</p>	

- ③建物は、①建物から公道を隔てて南西側に 4.2m 離れている。  
この建物は、(以下略)
- (4) ②建物について
- ②建物は、①建物の東側 80cm の位置にある。建物所有者の会社役員〇〇〇〇(61 歳)の説明によると「この建物は、昭和 53 年 7 月頃建築しました。」とのことである。
- ②建物は防火造 2 階建て、(以下略)
- (5) ①建物は、防火造 2 階建て、屋根スレート瓦一部トタン板、外壁モルタル造、建築面積 130 m<sup>2</sup>、延べ面積 235 m<sup>2</sup>の店舗併用住宅である。
- この建物は、自営業防災一男(62 歳)と〇〇市〇〇二丁目 3 番に居住する自営業霞和朗(55 歳)の二人が区分所有している。
- 1 階は防災一男が経営する酒と食料品の店舗及びクリーニング取り次ぎ店として使用し、防災一男及び妻の防災良子(61 歳)が居住している。
- 2 階は防災一男の子供 3 名[防災太郎(24 歳)、防災次郎(21 歳)、防災みどり(19 歳)]が居住している。
- ①建物の南・東側公道から建物外観を見分すると、南側の一部にあるトタン屋根は灰色や褐色に変色している。北側部分のスレート瓦は、北約半分が焼損落下して、2 階居室全体に焼損が及んでいるのが見分される。(写真 14~18 参照(略))
- ア ①建物内部の状況について作成した添付図面第 3、4 図(第 4 図は略)に基づき見分を進める。
- 建物南西角の出入口シャッター付近から 1 階店舗内を見ると、化粧石膏ボードの天井板の表面全体が炭化しており、北側部分が残存しているのに対し、中央部から南側にかけては焼損や脱落箇所が多く見分される。内壁の石膏ボードは下方が原形を止めているのに対し、上方は天井面まで炭化が見られ、天井板と同様に南側内壁に炭化や剥離が多く見られる。店舗内の商品棚、冷蔵庫等には、防水シートが掛けられている。(写真 19、20 参照(略))
- 店舗の東側住宅部分(①建物北東側)は、(以下略)
- この居室の南側に隣接するクリーニング済の衣類は、(以下略)
- (写真 23 参照(略))
- イ 1 階南端の物置内は、立会人防災一男の説明によると「家から出た空きのダンボール箱や衣類が入ったダンボール箱などがあり、物置として使用していました。西側の洗濯場とはアルミサッシ戸で仕切られておりました。」とのことである。
- このアルミサッシ戸は、敷居の部分を残し他は溶融・焼失し、ガラスの破片の大部分が物置内に散乱している。
- 洗濯場と物置の焼損を比較すると、内壁ベニヤ板は共に焼失し、炭化した木摺が露出している。内壁の木摺を見ると洗濯場は炭化を呈し残存しているのに対し、物置内の木摺は焼失や焼損落下している部分が多く見られる。

洗濯場の石膏ボードの天井板は、(以下略) (写真 24 参照(略))

ウ 2階へ通じる階段は、店舗の南寄り洗濯場の北側にあり、上がり口は店舗に面している。階段は下方部分の板や裏羽目板等が残存しているのに対して、(以下略)

エ 2階の各居室を見ると(以下略)

また、これらの部屋の南側にあるリビングダイニングキッチン、4.5 畳間(震和朗使用)の化粧石膏ボードの天井板は焼損落下し、野縁は北側に比較し南側に燃え細りや炭化亀裂が多くある。フローリングの床は、表面が焦げているが原形を保っている。(写真 29~33 参照(略))

オ 南端の洋間は、2階において最も焼損部分が多くある。この部分の屋根はトタン葺きで、変形や変色が著しく北側の一部に脱落が認められる。

この洋間の化粧石膏ボードの天井板は、(以下略)

### 3 焼損状況

(1) 物置内の東寄りを南北に通る 2 階梁は、全体が亀裂炭化を呈しており、西側面に比較し東側面の亀甲模様が大きく炭化が深い。(写真 37 参照(略))

北・南・東側各面の柱はいずれも炭化亀裂が著しく、(以下略)

土台に接したコンクリート床面に、炭化した布片が東西に 42cm、南北に 54cm の範囲にある。(写真 39~40 参照(略))

(2) 南側面にあるスチールシャッターは、立会人によると「現在は閉めたままにしており、シャッター内側には木製の机があり、この下に古い伝票や帳簿等の入ったダンボール箱が 3 個ありました。」と説明している。

シャッター内の机は原形を留めずほぼ焼失しており、シャッターの南東寄りに残存するダンボール箱は、シャッターに向かって東側寄りに高さ 20 cm 近く残存しているが、西側寄りには焼失し、焼け崩れている。この付近を起点にしてシャッターが扇状に白色に変色しているのが見分される。(写真 41、42 参照(略))

(3) 物置北側部分は、立会人の説明によると、「衣類の入ったダンボール箱が 6 個程度おいてありました。」とのことである。物置内の北側流し台の南側床面に衣類の入ったダンボール箱が、燃え崩れた状態で散乱している。

さらに、木製流し台も原形を留めず焼け崩れて、床面に炭化物が散乱している。

これらの北側内壁ベニヤ板は焼失し、炭化した間柱や筋交い等の構造材が露出している。間柱は天井面に近い程、焼失や燃え細りが認められる。(写真 43 参照(略))

洗濯場と物置を仕切るサッシ戸の東側に接してある石油ファンヒーター、カラーボックス等はサッシ戸の北側半分を占めている。石油ファンヒーターの電源コードはコンセントには差し込まれておらず、全体が灰色に変色している。

特に、石油ファンヒーターケーシングカバー東側が灰白色に変色しているのが見分される。カラーボックスは、底部が若干残存しているのみで、上部は焼失している。(写真 44 参照(略))

(5) 焼損が著しい物置の東側半分の部分には、いずれも電気器具等はなく、南・北・東



側の壁体内にはコンセント及びケーブル等の電気配線は見分されない。

(6) 物置の出入口は南東角にあり、木製の扉は底部の枠と丁番のある東側横枠が残存しているほかは焼失している。(写真 45 参照(略))

(7) 物置内に、灰皿、たばこの吸殻は見分されない。

4 見分内容を明らかにし、補足するために写真 45 枚、図面 5 枚を添付する。

5 写真撮影者 ○○消防署 消防副士長 防火 誠

写真及び図面は省略

様式 5

火災番号 2022-1-6	
質 問 調 査 書 (第 1 回)	
<p>火災番号 2022-1-6 の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 2 月 9 日</p> <p style="text-align: center;">所 属 ○○消防署 階級・氏名 消防司令補 調査 花子</p>	
申 述 者	住所 (連絡先) ○○市○○町○丁目○○番○○号
	氏 名 防災 一男
聴 取 日 時	令和 4 年 2 月 8 日 9 時 00 分頃
聴 取 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 ( )
<p>この建物は、○○市○○に住んでいる自営業霞和朗さんと二人の名義で所有しています。1 階には私と 61 歳の妻、2 階に子供 3 人で合計 5 人が住んでいます。</p> <p>1 階は食料品や酒類の販売とクリーニング取り次ぎ店を兼ねた店舗で、その隣の部屋に妻と私は住んでいます。</p> <p>1 階の南側物置は、以前は台所として使用していたものを改築工事で床を撤去し、コンクリート土間の物置として使用していました。</p> <p>中には衣類や伝票等の入ったダンボール箱が数個あり、北側の流し台の前には衣類の入ったダンボール箱が 4 箱程度あり、南側シャッター内側には机の下にダンボール箱が 2、3 個ありました。</p> <p>物置出入口付近で見つかった燃えた布片は、以前アイスクリーム販売機のビニールシートとしていたものを、原付のバイクのシートに使用していたもので、丸めて床上に置いてあり、そのシート北側にはダンボール箱が 2、3 個ありました。</p> <p>物置内には電気器具等は一切ありません。出入口の扉は、2 階の子供達が外から帰って来たときに使用したり、朝早くクリーニング業者が洗濯物を納入したりするため、いつも鍵はかけていませんでした。</p> <p>出入口戸を開けると明るいので、物置の照明はありませんでした。</p> <p>火事の前日の 2 月 6 日は朝 7 時に店を開け、夜 10 時頃に閉店して店の 2 か所の出入口の鍵をかけて、その後店内、洗濯場及び物置を見回り、異常がないことを確認しました。</p> <p>その後、1 階の 9 畳間の和室で妻と一緒に寝ました。</p> <p>私が火事に気付いたのは、外で誰かがシャッターを叩く音がしたので目が覚めて、店へ出ていき店のシャッターを開けると、2 階に住んでいる子供達 3 人が居て「1 階から煙が出ている。」と言ったので、店の中を見ると洗濯場の扉から煙が出ており、扉を開けると室内は煙が充満して、物置との仕切りのサッシ戸のガラスが割れて炎が吹き出していました。</p>	

そこで、洗濯場にある水道からホースを延ばして水を掛けましたが、効き目がなかった  
ので店の中の電話で 119 番通報しました。その後、まだ寝ていた妻を起こして逃げまし  
た。

なお、妻も私もたばこは吸いません。

2 階の 3 人もたばこを吸っているところは見ることがありません。

上記のとおり記録した内容を電話で読み聞かせ、誤りが無いことを確認させた。

様式1 (その1)

## 火 災 調 査 書

令和 4 年 6 月 1 日

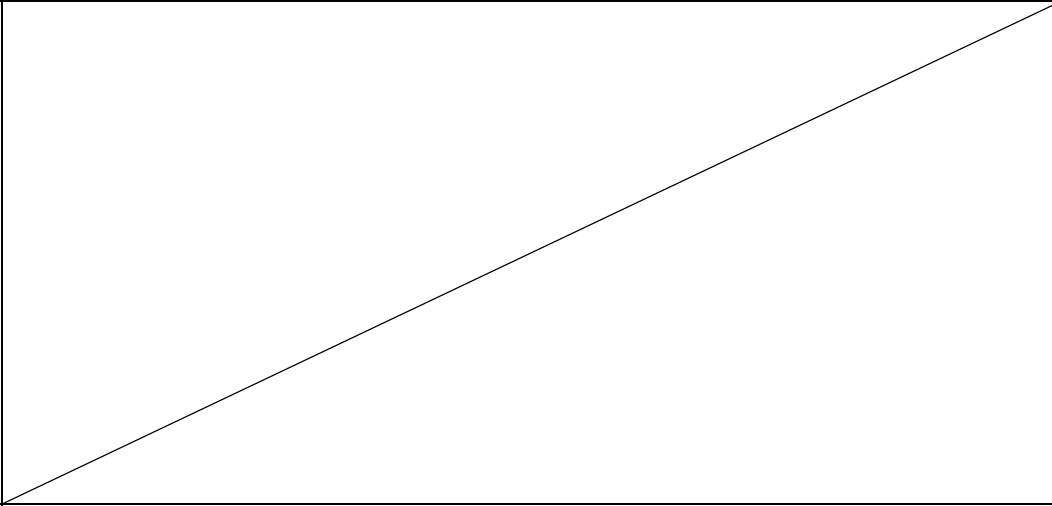
所属 ○○消防署○○出張所

階級・氏名 消防司令 消防 太郎

火災番号 2022-01-10

出火日時	令和 4 年 5 月 4 日 20 時 30 分頃						
覚知	5 月 4 日 21 時 8 分		覚知方法	<input type="checkbox"/> 119(報知電話) <input type="checkbox"/> 加入電話 <input type="checkbox"/> 警察電話 <input type="checkbox"/> 駆け付け <input checked="" type="checkbox"/> 事後聞知 <input type="checkbox"/> その他			
放水開始							
鎮圧	5 月 4 日 20 時 40 分						
鎮火	5 月 4 日 20 時 40 分		火災種別	<input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 林野 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他			
火 元	出火場所	○○市○○町○丁目○○番○○号					
	建物名	○○マンション					
	事業所名					事業所階・出火階	3 階
	用途	共同住宅	業態		火元区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input checked="" type="checkbox"/> 占有	
	氏名	救急 良雄	年齢	32 歳	職業	会社員	
	住所	○○市○○町○丁目○○番○○号					
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input checked="" type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上 3 階 地下 0 階	
	焼損程度	全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input checked="" type="checkbox"/> ぼや			令別表用途	(5)項ロ	
	建築面積	393 m <sup>2</sup>		延べ面積	1,120 m <sup>2</sup>		
	焼損床面積	0 m <sup>2</sup>		焼損表面積	0 m <sup>2</sup>		
損 害	焼損棟数	全焼	棟	火災による	死者	人	
		半焼	棟	死傷者	傷者	人	
		部分焼	棟	り災世帯	1 世帯		
		ぼや	1 棟	り災人員	4 人		
		計	棟	損害額	3,000 円		
原 因	出火箇所		発火源	経過		着火物	
	台所		電子レンジ	スパークする (沿面放電)		合成樹脂と成形品	
気 象	天候	雨	気温	17.1℃	湿度	相対	72%
	風向	南南東	積雪	0 cm		実効	79%
	風速	3.2m/s		気象注意報等	無		

様式 1 (その 2)

火災・原因概要	<p>本火災は、防火造 3 階建て共同住宅の 3 階 308 号室の台所内で使用中の電子レンジから出火し、内部の基盤が若干焼損したぼや火災である。</p> <p>出火原因は、インバータ基盤の高圧コンデンサ端子とマグネトロン配線の基板への半田付け部分の間で、そこにゴキブリの排泄物等が付着したため、3.7KV の高電圧により沿面放電が生じ、放電火花が合成樹脂製の基板に着火したものである。</p>
発見状況	<p>出火した 308 号室の占有者の妻、救急弘美(28 歳)が夕食を作るため、調理済みの焼き肉(約 100 g)を電子レンジ庫内に入れ、「レンジ強」で温めたところ、数秒後にレンジ裏側から白い煙が吹き出し、炎が側面に見えたので、「取り消しスイッチ」を押したが火は消えなかった。</p>
通報状況	<p>救急弘美は消火を試みた後、自宅の電話で〇〇消防署に通報した。</p>
初期消火状況	<p>水道水をコップに入れ 3 杯かけたがまだ消えなかったので、電子レンジのコードを抜き隣の浴室に運び、ホースで水道水をかけて消火した。</p>
原因判定理由	
備考	<p>出火時、308 号室に 3 名の居住者が居たが、電子レンジ 1 台の焼損で初期消火に成功したため、避難行動はとっていない。</p>

様式1 (その3)

防火管理者	氏名											職業					
	防火管理状況	<input checked="" type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	<input checked="" type="checkbox"/> 消防計画 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 統括防火管理																
	<input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検報告制度 <input type="checkbox"/> 防災物品																
	特記事項	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
選任義務あり																	
立入検査	立入検査実施日時	令和2年11月15日															
	指摘事項等	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	指摘事項なし																
危険物施設等	特記事項	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	なし																
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策										<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )							
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント設備	無線通信補助設備	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住宅用消火器		住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用火災警報器	住宅用自動火災報知設備							防災品				
													寝具類	衣服類	カーテン・布製ブラインド	じゅうたん等	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備等名称			使用状況・(不)作動状況等														
消火器			共用廊下に設置有り、使用なし														
自動火災報知設備			作動なし (出火室に定温式スポット型感知器設置あり)														
備考																	

## 様式 2

火災番号 2022-01-10
火 災 原 因 判 定 書
火災番号 2022-01-10 の火災について、次のとおり判定した。 令和 4 年 5 月 10 日 所 属 ○○消防署 階級・氏名 消防司令 消防 太郎
<p>1 出火原因の判定</p> <p>(1) 鑑識見分調査書</p> <p>ア 同調査書 1(5)に記載のとおり、本体底部にあるインバータ基盤の一部に焼損が見られ、この箇所を起点として情報のファンカバー等に溶解・変形が見られる。</p> <p>イ 同調査書 2(2)に記載のとおり、高圧コンデンサ取付け部の基盤が焼失している。</p> <p>ウ これらを考察すると、電子レンジ内部のインバータ基盤部からの燃え広がりが認められ、その中でも高圧コンデンサ取付け部分は基盤が焼失するほどに最も著しい焼損を示しており、出火部位は電子レンジ内のインバータ基板上の高圧コンデンサ取付け部付近である。</p> <p>(2) 出火部位はインバータ基板の高圧コンデンサ取付け付近であり、可能性として考えられる「高圧コンデンサの絶縁劣化」、「電源コードの短絡」、「ゴキブリの排泄物等による沿面放電」について検討する。</p> <p>ア 高圧コンデンサの絶縁劣化について 鑑識見分調査書 2(2)に記載のとおり、高圧コンデンサ表面の樹脂は焼損・溶解しているが、内部の素子等には焼損は見られないことから、コンデンサ本体の絶縁劣化による出火の可能性は考えられない。</p> <p>イ 電源コードの短絡 鑑識見分調査書 2(3)に記載のとおり、電気痕の見分される個所は他の部品や金具等との接触はなく、しかも折れ曲がった状態で配線されてないことを考察すると、電線被覆の絶縁劣化により短絡した可能性は考えられず、この電気痕は火災熱等の二次的要因で発生したものと考えられる。</p> <p>ウ ゴキブリの排泄物等による沿面放電</p> <p>(ア) 鑑識見分調査書に記載のとおり、本体内部の基盤等に多数のゴキブリの死骸や排泄物が見分される。</p> <p>(イ) 資料 1 (略) 本体仕様書によると「高圧コンデンサは使用時には、3.7KV の電圧が印可される」と記載されている。</p> <p>(ウ) 鑑識見分調査書 2(5)に記載のとおり、高圧コンデンサ端子とマグネトロン配線の基盤への半田付け部分との間に炭化した溝がある事実により、この間で放電火花が発生したことが認められる。</p>

(3) 結論

以上の考察結果から、インバータ基板の高圧コンデンサ端子とマグネトロン配線の基盤への半田付け部分の間でゴキブリの排泄物等が付着し、3.7KV の高電圧により沿面放電が生じて放電火花が合成樹脂製の基盤に着火したものと判定する。

2 添付資料

電子レンジのメーカー仕様書と回路図を添付する。(略)

(以下余白)



## 様式 4

火災番号 2022-01-10	
実況（鑑識）見分調査書（第1回）	
火災番号 2022-01-10 の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。 令和4年5月5日	
所 属 ○○消防署 階級・氏名 消防司令補 調査 花子	
見 分 日 時	令和4年5月5日 9時30分開始 令和4年5月5日 12時00分終了
場 所 及 び 物 件	○○市○○町○丁目○○番○○号火災現場付近一帯
立 会 人 氏 名	主婦 救急 弘美(28歳)
<p>1 現場の位置</p> <p>現場は、○○市××町○丁目○○番○○号の東京マンションである。 (第1図参照(略))</p> <p>2 現場の様相</p> <p>(1) 出火したのは、3階 308号室を占有している会社員救急良雄(32歳)方の台所内で、使用していた電子レンジ内部が若干焼損したものである。 この308号室は1世帯4名で占有者救急良雄、妻救急弘美(28歳)、長男及び次男が居住している。</p> <p>(2) 出火した台所を見分すると、南東隅に設置されているレンジ台上の電子レンジが設置されており、レンジ台の周囲に焼損はみられず、電子レンジ右側のパネル奥に黒くすすが付着しているのが見分される(写真1参照(略))(写真1は消火後、レンジ台に戻されたもの。第2図の①→の位置から電子レンジを撮影。)</p> <p>(3) 周囲を見分するため、電子レンジを取り除いてみると、レンジ台、周囲の壁体及びその西側の食器棚等には、焼損は見られない。また、電源プラグが差し込まれていた2口の壁付コンセント及びプラグの差込にも焼損は見られない(写真3参照(略))(写真3は第2図の②→の位置から電子レンジの置かれていた周囲を撮影。)</p> <p>第2図 308室平面図(省略)</p> <p>第3図 電子レンジ焼損状況図(省略)</p>	

様式 6

		火災番号 2022-01-10
質 問 調 査 書 (第 1 回)		
<p>火災番号 2022-01-10 の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 5 月 10 日</p> <p style="text-align: center;">所 属 ○○消防署 階級・氏名 消防司令補 調査 花子</p>		
申 述 者	住所 (連絡先)	○○市○○町○丁目○○番○○号
	氏 名	主婦 救急 弘美(28 歳)
聴 取 日 時	令和 4 年 5 月 7 日 13 時 28 分 (回答)	
聴 取 方 法	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 (        )	
<p>出火した 308 号室は夫の名義で昭和 60 年 1 月から賃貸契約で借り、私達夫婦と子供 2 人の 4 人で住んでいます。</p> <p>燃えた電子レンジは 5 年前、駅前のディスカウントストアで購入したもので、2 か月前、使用中に停止するという故障が発生したので近所の電気店に修理を依頼しました。</p> <p>その時の交換部品や修理箇所は覚えておりません。</p> <p>火事の日 5 月 4 日の事を話します。午後 8 時 30 分頃、調理済の挽き肉約 100g を電子レンジで「レンジ強」で温めていると、30 秒程度でタイマーが止まりました。再度スイッチを入れたところ、数秒後にレンジ背面から白い煙が吹き出しました。炎がレンジ横から見えたので、あわてて「取り消しスイッチ」を押し、流し台の水道から水をコップでくんで 3 杯かけましたが、消えませんでした。</p> <p>そこで、コードをコンセントから抜き、隣の風呂場に運び、ホースで水を掛けて消しました。その後、自宅の電話で○○消防署へ通報しました。</p> <p>レンジの中とドア部の黒く変色している部分は、使用したときの汚れで以前から付いていました。</p> <p>上記のとおり記録した内容をメールにより送付し、誤りがないことを確認した。</p>		

## 様式 2

火災番号	2021-25
火 災 原 因 判 定 書	
火災番号 2021-25 の火災について、次のとおり判定した。	
令和 3 年 8 月 10 日	
所 属	〇〇市〇〇消防署〇〇指揮調査隊
階級・氏名	消防司令補 消防 次郎
<p>本火災は、関係者等が所有する小型乗用自動車（〇〇社製〇〇、1,800cc、〇〇503 さ〇〇-〇〇）のエンジンルーム及びフロントバンパー等の一部を焼損したものである。</p>	
<p>1 出火箇所の判定</p> <p>(1) 実況見分の状況</p> <p>ア 実況見分調査書 2 現場の様態及び焼損状況(1)に記載のとおり、「フロントバンパーは焼損落下、両ヘッドライト及びグリルは焼失し、ラジエター及びファンが焼失し露出しているのが認められる。」との見分事実。（以下省略）</p> <p>イ 車両については同調査書 2(1)イに記載のとおり、「フロントウィンドが黒く変色、下部も一部変色が認められる。車内前部について見分すると焼損は認められない。」との見分事実。</p> <p>ウ 同調査書 2(2)に記載のとおり、「・・・(以下省略)」との見分事実。</p> <p>エ 同調査書 2(3)に記載のとおり、「地面に落下しているフロントバンパー・・・ナンバープレートは塗色が焼失しているが、・・・ここを起点にフロントバンパーは焼失し、両サイドのヘッドライト下部に位置するバンパー端は残存している。」との見分事実。</p> <p>(2) 申述状況</p> <p>ア 本火災の第 1 発見者である同マンション 1 階 102 号室に居住する救助隆史（20 歳）の質問聴取書に記載のとおり、「・・・目が覚め、・・・駐車場を見ると、左側駐車スペース中央の車のバンパーが燃えていました。」と述べていること。</p> <p>イ 本火災の初期消火者である同マンション 1 階 103 号室に居住する防火一朗（28 歳）の質問聴取書に記載のとおり、「・・・(以下省略)」と述べていること。</p> <p>(3) 結論</p> <p>上記に記載の(1)実況見分の状況及び(2)申述状況から、本火災の出火箇所はフロントバンパーの中央のナンバープレート付近と判定する。</p>	
<p>2 出火原因については、出火箇所の焼損状況から火遊び、放火及び車両自体からの出火が考えられる。しかし、関係者等の申述内容から 3 日前から同車両は停車状態であることから車両本体からの出火は考えられず、以下、火遊び及び放火について検討する。</p>	

### (1) 火遊びについて

火遊びについては、出火時間が1時15分頃と推定され、この深夜時間帯に子供等の目撃情報はないが、誰でも容易に侵入できることから否定はできない。しかし、焼損しているのが小型乗用自動車で、通常であれば火遊びの対象とは考えがたい。したがって、車両本体に火をつける行為は火遊びを逸脱しており火遊びによる原因の可能性は低い。

### (2) 放火について

放火については、内部関係者等又は外部の者による場合が考えられる。

関係者等の申述内容及び自動車保険等の損害申告の内容から、関係者自らが放火した場合何も得る物はないことから、内部関係者等による可能性は低い。したがって以下、外部の者による放火について検討する。

本火災は出火時間が深夜の1時15分頃と推定され、当該屋外駐車場には街灯等の照明はなく暗い状況である。したがって、一旦敷地内に侵入すれば人目には付かない条件である。さらに、駐車場には門扉等はなく誰でも容易に出入りできることから、外部の者による放火の可能性は認められる。

発火源については、実況見分調査書2現場の様態及び焼損状況(3)に記載のとおり、「フロントバンパーの落下部分付近を検索するも、たばこ及び特異な炭化物は認められない。」さらに、「・・・フロントバンパーの一部をライターであぶると45秒で着火することが認められた。」との見分事実。

また、〇〇年〇月〇日に実施したABS樹脂の燃焼実験の実験2からも同様の結果が発表されていることから、ライター等の容易に持ち運びができる有炎火源が発火源となった可能性が考えられる。

以上のことから、外部の者による放火の可能性は認められる。

## 3 出火原因の判定

各火源について検討した結果、原因としては放火によるもの以外の可能性は考えがたい。

出火箇所の判定の項で述べたとおり、出火箇所は屋外駐車場に駐車された小型乗用自動車のフロントバンパーの中央付近と判定されることから、何者かが同駐車場内に侵入し、持ち込んだ何かしらの有炎火源で小型乗用自動車のバンパーに放火したものと考えられる。

したがって、本火災の出火原因は放火によるものと判定する。

## 4 参考資料

〇〇年〇月〇日 ABS樹脂の燃焼状況 実験2

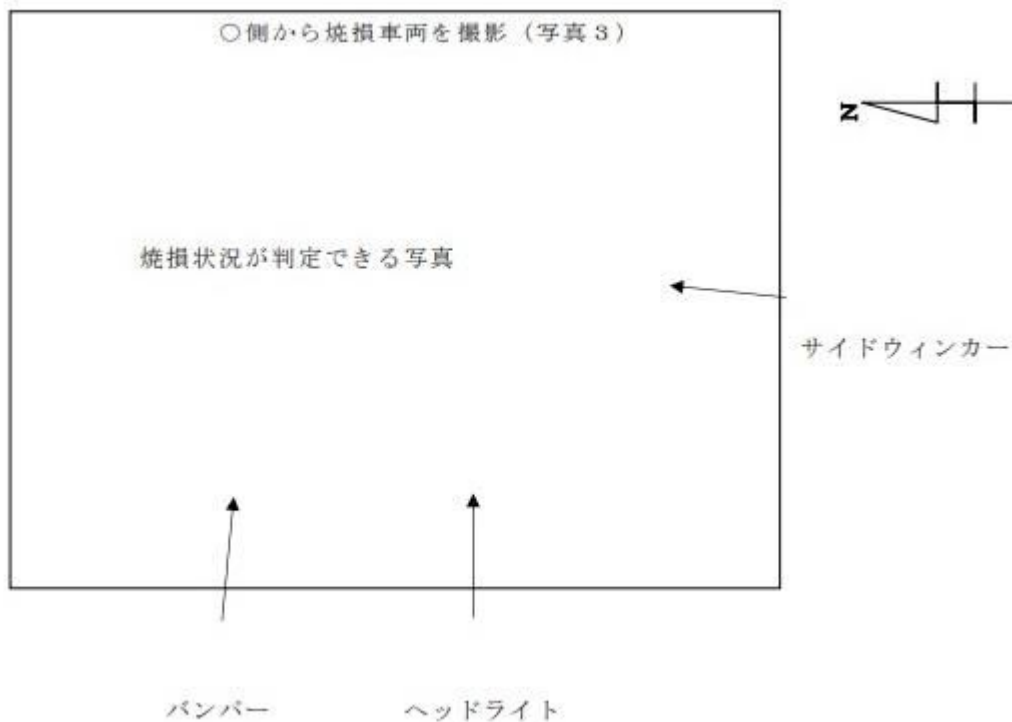
## 様式 4

火災番号 2021-25	
実況(鑑識)見分調査書(第1回)	
火災番号 2021-25 の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。	
令和3年8月10日	
所 属 ○○市○○消防署○○指揮調査隊	
階級・氏名 消防士長 防災 太郎	
見 分 日 時	令和3年8月7日 14時00分 開始 令和3年8月7日 17時00分 終了
場 所 及 び 物 件	○○市○○区○○町○丁目○○番○○号○○マンション屋外駐車場
立 会 人 氏 名	
<p>1 現場の位置及び焼損概要現場は、○○市○○区○○町○丁目○○番○○号○○マンション屋外駐車場で、焼損したのは、関係者等が所有する小型乗用自動車(○○社製○○、1,800cc、○○503 さ○○-○○)のエンジンルーム及びフロントバンパー等の一部である。(写真1、添付第1図(略)参照)</p>	
現場付近を○側から撮影(写真1)	
<p>2 現場の様及び焼損状況東側から○○マンションの屋外駐車場を見分すると、駐車場内は、東西に10区画ずつ駐車区画があり、東側駐車区画に8台、西側駐車区画に6台が駐車されている。そのうち、西側駐車区画の南側(手前)から5台目で車の前部を東側に向けた小型乗用自動車に焼損が認められる。ほかの駐車車両に焼損は認められない(写真2、添付第2図参照(略))。</p>	

## (1) 車両外周部について

## ア 車両前部について

東側から見分すると、フロントバンパーは焼損落下、両ヘッドライト及びフロントグリルは焼失し、ラジエター及びファンが焼損し露出しているのが認められる。ボンネットは、全面が白く変色しているが、フロントグリル付近が一部濃紺色をしているのが認められる。フロントフェンダーは、両側ともサイドウィンカー付近まで白く変色、そこより後方は黒い変色にとどまっている（写真3参照）。



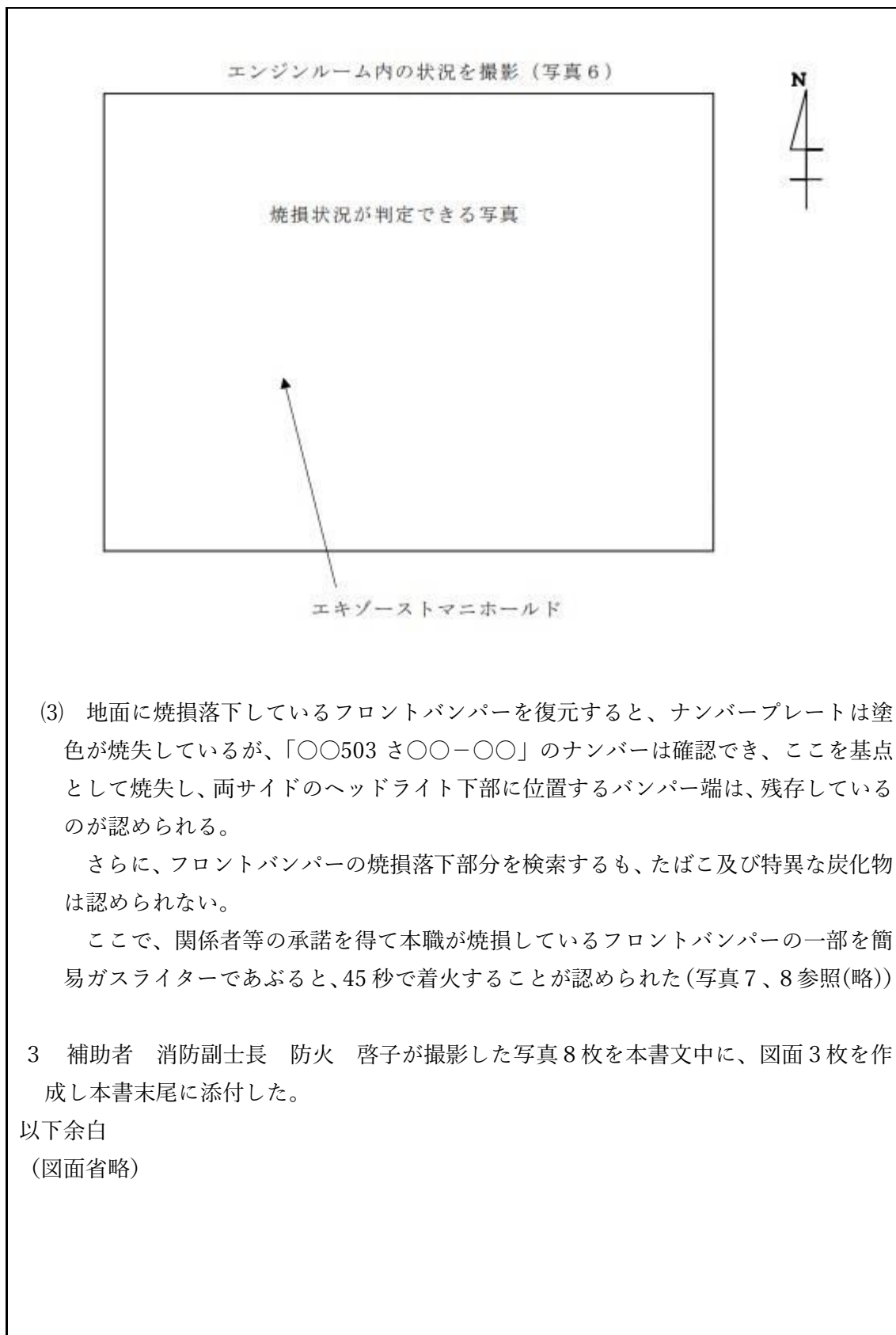
## イ 車両内部について

運転席のドアを開け車内を見分すると、フロントウィンドが黒く変色、下部に一部変色が認められる。（写真4参照(略)）

## ウ 車両後部について（以下省略）

## (2) エンジンルームについて

ボンネットを開けエンジンルームを見分すると、エアークリーナーカバー、エアーホースは黒く変色しているが、ほぼ原形を留め、シリンダーヘッドカバー、エキゾーストマニホールドは黒く変色しているのみで、特異な焼損は認められない。バッテリーの各ターミナルは原形を保ち、各端子及び配線に特異な焼損は認められない（写真6参照）。



様式1 (その1)

## 火 災 調 査 書

令和 4 年 1 月 20 日

所属 ○○市○○消防署

階級・氏名 消防士長 水利 消太

		火災番号		0022-3					
出火日時	令和 4 年 1 月 14 日 13 時 00 分頃								
覚知	1 月 14 日	13 時 15 分	覚知方法	<input type="checkbox"/> 119(報知電話) <input checked="" type="checkbox"/> 加入電話					
放水開始	1 月 14 日	13 時 27 分		<input type="checkbox"/> 警察電話 <input type="checkbox"/> 駆け付け					
鎮圧	1 月 14 日	15 時 15 分		<input type="checkbox"/> 事後聞知 <input type="checkbox"/> その他					
鎮火	1 月 14 日	17 時 8 分	火災種別	<input type="checkbox"/> 建物 <input checked="" type="checkbox"/> 林野 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他					
火 元	出火場所	○○市○○町○丁目○○番○○号							
	建物名								
	事業所名				事業所階・出火階	階			
	用途		業態		火元区分	<input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占有			
	氏名	山林 三郎	年齢	42 歳	職業	会社員			
	住所	○○市○○町○丁目○○番○○号○宅東側山林							
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input checked="" type="checkbox"/> その他			階数	地上 0 階 地下 0 階			
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや			令別表用途	( ) 項			
	建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>				
	焼損床面積	m <sup>2</sup>		焼損表面積	m <sup>2</sup>				
損 害	焼損棟数	全焼	棟	火災による	死者	人			
		半焼	棟	死傷者	傷者	人			
		部分焼	棟	り災世帯	世帯				
		ぼや	棟	り災人員	人				
		計	棟	損害額	0 円				
原 因	出火箇所		発火源		経過		着火物		
	天然林		たき火		放置する		落葉		
気 象	天候	晴れ		気温	3.9°C		湿度	相対	40%
	風向	北北西		積雪	0 cm			実効	43%
	風速	1m/s		気象注意報等		無			



様式 1 (その 2)

火災・原因概要	本火災は、関係者等が所有する山林の雑木及び落葉等 2a を焼損したものである。 出火原因は、〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号に居住する消防一郎 (42 歳) の妻 消防花子 (40 歳) が、家から出たごみと庭の落葉を集め自宅裏の畑で焼却中、来客があったためその場を離れている間に、火のついた紙くずが西側からの風にあおられ、山林の落葉に着火し、出火したものと判定する。
発見状況	省略
通報状況	省略
初期消火状況	省略
原因判定理由	省略
備考／予防対策等	省略

様式1 (その3)

防火管理者	氏名											職業					
	防火管理状況	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	<input type="checkbox"/> 消防計画 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 統括防火管理 <input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検報告制度 <input type="checkbox"/> 防災物品																
	特記事項	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	非該当																
立入検査	立入検査実施日時	令和2年10月15日															
	指摘事項等	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	非該当																
危険物施設等	特記事項	<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )															
	なし																
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策																	
<input type="checkbox"/> 添付資料による ( )																	
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント設備	無線通信補助設備	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住宅用消火器		住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用自動火災警報器								防災品				
													寝具類	衣服類	カーテン・布製ブラインド	じゅうたん等	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備等名称			使用状況・(不)作動状況等														
備考																	

様式 4

火災番号 0022-3	
実況—(鑑識)—見分調査書 (第 1 回)	
火災番号 0022-3 の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。 令和 4 年 1 月 17 日	
所 属 ○○市○○消防署○○指揮調査隊 階級・氏名 消防士長 水利 消太	
見 分 日 時	令和 4 年 1 月 15 日 13 時 00 分 開始 令和 4 年 1 月 15 日 16 時 00 分 終了
場 所 及 び 物 件	○○市○○区○○町○丁目○○番○○号
立 会 人 氏 名	
1 現場の位置及び焼損概要 現場は、○○市○○区○○町○丁目○○番○○号○宅東側山林で、焼損したのは関係者等が所有する山林の雑木及び落葉等 2 a である (写真 1、添付第 1 図参照)。  現場付近を○側から撮影 (写真 1)	
目標物及び焼損物件が判定できる写真	

## 2 現場の様相及び焼損状況

焼損状況を見分すると、東側は〇〇で、北側は〇〇で焼け止まり、西側は〇〇で、南は〇〇で焼け止まっている。

焼損範囲は南北に〇m、東西〇mである。

焼損範囲を見分すると、樹高1～2mの雑木が自生し、落葉が堆積している。

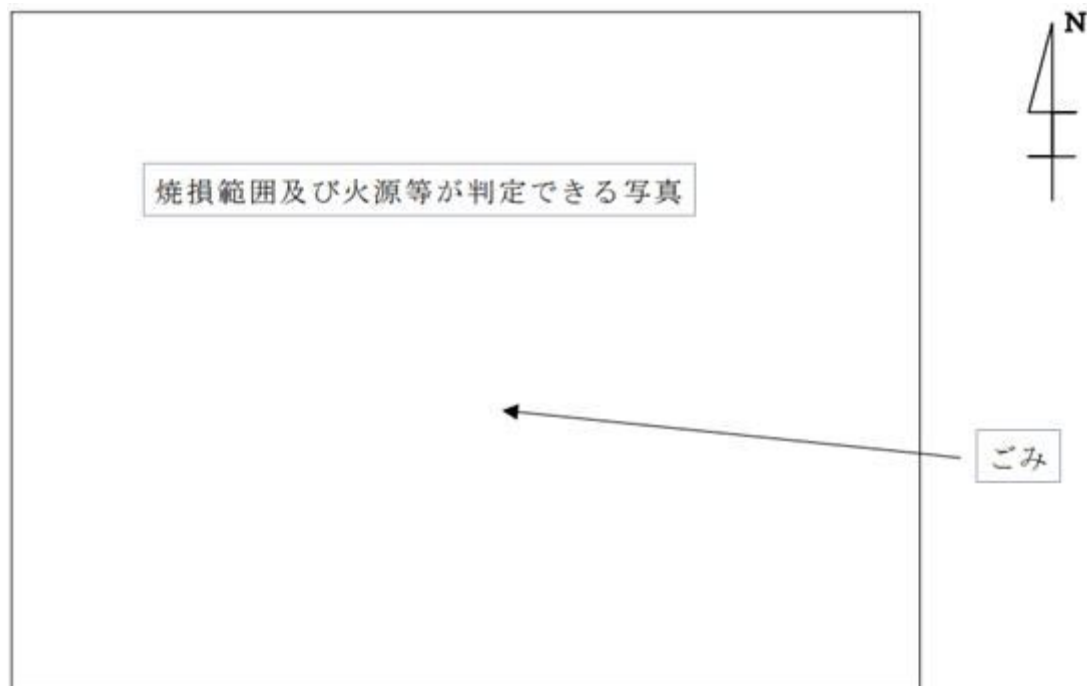
焼損状況は、雑木はいずれも南側面に比べ北側面の焼損位置が高く、落葉については表面的焼損にとどまっている。

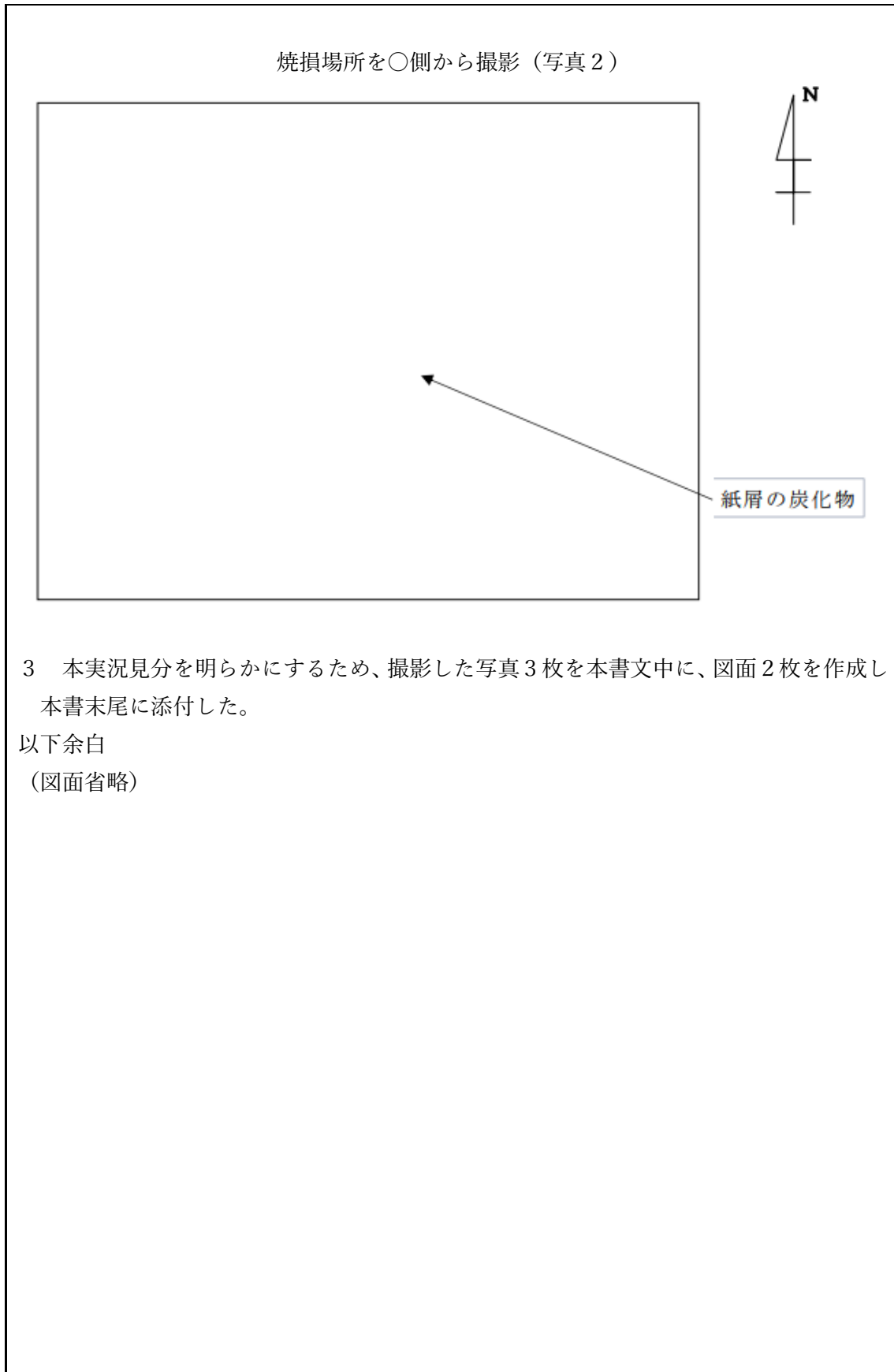
焼損範囲の南側の焼け止まりから〇mの位置に、ごみの焼損物が認められる。

ごみの焼損物を詳細に見分すると、紙くずの炭化物が認められる(写真2・3及び添付第2図参照)。

※ その他の火源が見分できる場合には、それらについても記載する。

焼損場所を〇側から撮影(写真2)





# 様式集

---

様式 1	火災調査書
様式 2	火災原因判定書 1
様式 3	出火出動時における見分調査書
様式 4	実況（鑑識）見分調査書
様式 5	質問調査書
様式 6	損害調査書
様式 7	死傷者の調査書
様式 8	資料提出命令書
様式 9	報告徴収書

様式1 (その1)

火 災 調 査 書

年 月 日

所属

階級・氏名

火災番号

—

出火日時	年 月 日		時 分 頃					
覚知	月	日	時	分	覚知方法	<input type="checkbox"/> 119 (報知電話) <input type="checkbox"/> 加入電話		
放水開始	月	日	時	分		<input type="checkbox"/> 警察電話 <input type="checkbox"/> 駆け付け		
鎮圧	月	日	時	分		<input type="checkbox"/> 事後聞知 <input type="checkbox"/> その他		
鎮火	月	日	時	分	火災種別	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 林野 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他		
火 元	出火場所							
	建物名							
	事業所名						出火階	階
	用途		業態		火元区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占有		
	氏名			年齢	歳	職業		
	住所							
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火 (木) <input type="checkbox"/> 準耐火 (非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他				階数	地上 階 地下 階	
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや				令別表用途	( )項	
	建築面積			m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>		
	焼損床面積			m <sup>2</sup>	焼損表面積	m <sup>2</sup>		
損 害	焼損棟数	全焼	棟	火災による	死者	人		
		半焼	棟	死傷者	傷者	人		
		部分焼	棟	り災世帯	世帯			
		ぼや	棟	り災人員	人			
		計	棟	損害額	円			
原 因	出火箇所	発火源		経過		着火物		
気 象	天候			気温	°C	湿度	相対	%
	風向			積雪	cm		実効	%
	風速	m/s		気象注意報等				

様式 1 (その 2)

火災・原因概要	
発見状況	
通報状況	
初期消火状況	
原因判定理由	
備考／予防対策等	



様式1 (その3)

防火管理者	氏名		職業																	
	防火管理状況		□添付資料による ( )																	
	□消防計画 □避難訓練 □消火訓練 □統括防火管理																			
	□防火対象物定期点検報告制度 □防災物品																			
	特記事項		□添付資料による ( )																	
立入検査	立入検査実施日時		年 月 日																	
	指摘事項等		□添付資料による ( )																	
危険物施設等	特記事項		□添付資料による ( )																	
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策					□添付資料による ( )															
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント設備	無線通信補助設備				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
住宅用消火器		住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用火災警報器								防炎品							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	寝具類	衣服類	カーテン・布製ブラインド	じゅうたん等
設備等名称			使用状況・(不)作動状況等																	
備考																				

様式 2

火災番号

—

火 災 原 因 判 定 書

火災番号 \_\_\_\_\_ の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

様式 3

火災番号

—

出火出動時における見分調査書

火災番号 \_\_\_\_\_ の火災について、 \_\_\_\_\_ として消防活動に従事し、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

- 1 出動途上における見分状況
- 2 現場到着時における見分状況
- 3 消防活動中における見分状況

様式 4

火災番号 _____	
実況（鑑識）見分調査書（第 回）	
火災番号 _____ の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。 年 月 日	
所 属 階級・氏名	
見 分 日 時	年 月 日 時 分 開始 年 月 日 時 分 終了
場 所 及 び 物 件	
立 会 人 氏 名	

様式 5

		火災番号	—
質 問 調 査 書 (第 回)			
火災番号 _____ の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。 年 月 日 所 属 階級・氏名			
申 述 者	住所 (連絡先)		
	氏 名		
聴 取 日 時	年 月 日 時 分頃		
聴 取 方 法	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 (       )		

様式6 (その1)

## 損 害 調 査 書

年 月 日

所属

階級・氏名

火災番号	-
------	---

り災番号		り災場所				
関係者氏名			区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 占有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> その他		
り災種別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他					
建築物	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上 階
	用途					
	建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>	
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや				
	り災程度	全損	半損	小損	合計	
	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人		
車両・船舶・航空機	運転者氏名 船長・機長			登録番号 船名・機名		
	自家用・営業用 トン数			車両種別 船種・機種	年 月	
	用途			取得年月	年 月	
建築時単価・取得金額		円		経過年月	年 月	
損害状況	焼損床面積	階	階	階	階	計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	焼損表面積	m <sup>2</sup>			焼き損害額	円
	損害状況等				消火損害額	円
			爆発損害額	円		
			合計			円
収容物・積載物 損害状況	焼き損害額	消火損害額	爆発損害額	合計		
	円	円	円	円		
<input type="checkbox"/> 損害算定書類添付				損害額合計	円	
備考						

様式6 (その2)

り災番号		り災場所					
関係者氏名			区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 占有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> その他			
り災種別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他						
建築物	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準耐火(木) <input type="checkbox"/> 準耐火(非) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上	階
						地下	階
	用途						
	建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>		
	焼損程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや					
り災程度	全損	半損	小損	合計			
	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人			
車両・船舶・航空機	運転者氏名 船長・機長			登録番号 船名・機名			
	自家用・営業用 トン数			車両種別 船種・機種	年	月	
	用途			取得年月	年	月	
建築時単価・取得金額		円		経過年月	年	月	
損害状況	焼損床面積	階	階	階	階	計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	焼損表面積	m <sup>2</sup>			焼き損害額	円	
	損害状況等				消火損害額	円	
			爆発損害額	円			
					合計	円	
収容物・積載物 損害状況	焼き損害額	消火損害額	爆発損害額	合計			
	円	円	円	円			
<input type="checkbox"/> 損害算定書類添付				損害額合計	円		
備考							

様式 7

		火災番号		—		死傷者番号			
死 傷 者 の 調 査 書 火災番号 年 月 日 の火災について、調査した結果は次のとおりである。 所 属 階級・氏名									
死 傷 者 の 情 報	氏 名					発 生 区 分	<input type="checkbox"/> 火元	出 火 者	<input type="checkbox"/> 本人
	生年月日	年 月 日 ( 歳)					<input type="checkbox"/> 類焼		<input type="checkbox"/> 他人
	職 業		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明			<input type="checkbox"/> 建物外		<input type="checkbox"/> 不明
死 者 の 状 況	死 者 の 発 生 場 所					区 分	<input type="checkbox"/> 48時間 <input type="checkbox"/> 30日死者		
	死 者 の 状 況	作業中	<input type="checkbox"/> 工作中 <input type="checkbox"/> 仕事外 <input type="checkbox"/> 在校中 <input type="checkbox"/> 在校外 <input type="checkbox"/> その他						
		火気取扱	<input type="checkbox"/> 喫煙中 <input type="checkbox"/> 暖房器具取扱中 <input type="checkbox"/> 炊事中 <input type="checkbox"/> その他取扱中 <input type="checkbox"/> 不明						
		死因	<input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒・窒息 <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 打撲・骨折等 <input type="checkbox"/> 自殺 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明						
		起床	<input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 起床中 <input type="checkbox"/> 不明						
		飲酒	<input type="checkbox"/> 飲酒なし <input type="checkbox"/> 飲酒あり <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 不明						
		傷病	<input type="checkbox"/> 傷病なし <input type="checkbox"/> 傷病あり <input type="checkbox"/> 不明						
		寝たきり	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 不明						
	死 者 の 発 生 し た 経 過	身体不自由者	<input type="checkbox"/> 障害区分不明 <input type="checkbox"/> その他の身体不自由者 <input type="checkbox"/> 移動障害 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 盲聾二重障害 <input type="checkbox"/> その他の障害 <input type="checkbox"/> 不明						
		発見の遅れ	<input type="checkbox"/> 熟睡 <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 病気・身体不自由 <input type="checkbox"/> その他						
		判断力・体力	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 泥酔 <input type="checkbox"/> 病気・身体不自由 <input type="checkbox"/> 老衰 <input type="checkbox"/> その他						
		早期延焼拡大	<input type="checkbox"/> ガス爆発 <input type="checkbox"/> 危険物燃焼 <input type="checkbox"/> その他						
		避難の機会を逃す	<input type="checkbox"/> 狼狽 <input type="checkbox"/> 持出品・服装 <input type="checkbox"/> 火災をふれまわる <input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 救助中 <input type="checkbox"/> その他						
		逃げ切れなかった	<input type="checkbox"/> 身体不自由 <input type="checkbox"/> 延焼拡大 <input type="checkbox"/> 避難経路誤り <input type="checkbox"/> 出入口施錠 <input type="checkbox"/> その他						
		内部進入	<input type="checkbox"/> 救助・物品搬出 <input type="checkbox"/> 消火 <input type="checkbox"/> その他						
着衣着火		<input type="checkbox"/> 喫煙中 <input type="checkbox"/> 炊事中 <input type="checkbox"/> 採暖中 <input type="checkbox"/> たき火中 <input type="checkbox"/> 火遊び中 <input type="checkbox"/> その他の火気取扱中 <input type="checkbox"/> その他							
殺人・自損		<input type="checkbox"/> 放火自殺 <input type="checkbox"/> 放火自殺の巻添え <input type="checkbox"/> 放火殺人							
その他	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調査中								
出火時同一の建物等にいた人数		同 棟 ・ 車 両 等		人	同 室 等		人		
負 傷 者	受傷部位 及び内容					負傷 程度	<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症	<input type="checkbox"/> 30日死者	
	避難方法	<input type="checkbox"/> 自力避難（施設） <input type="checkbox"/> 自力避難（器具） <input type="checkbox"/> 自力避難（その他） <input type="checkbox"/> 消防隊による救助 <input type="checkbox"/> 避難の必要なし <input type="checkbox"/> その他							
	受傷原因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる、高温の物質に接触 <input type="checkbox"/> 煙を吸う <input type="checkbox"/> 飛散物、擦過 <input type="checkbox"/> 放射熱 <input type="checkbox"/> 飛び降り <input type="checkbox"/> その他							
	受傷状況	<input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 避難中 <input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> その他							
特記事項									



様式 8

第 号  
年 月 日

住 所  
職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）殿

消 防 本 部 名  
職 名 ・ 氏 名

### 資 料 提 出 命 令 書

（ 出 火 日 時 ） 頃、（ 出 火 場 所 ） で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第 3 2 条・第 3 4 条）第 1 項の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 4 4 条の規定により処罰されることがある。

#### 記

#### 命令事項

年 月 日までに、 を に提出すること。

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に に対して審査請求することができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において を代表する者は となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式 9

第 号  
年 月 日

住 所  
職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）殿

消 防 本 部 名  
職 名 ・ 氏 名

## 報 告 徴 収 書

（ 出 火 日 時 ） 頃、（ 出 火 場 所 ） で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第32条・第34条）第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

### 記

報告内容

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に に対して審査請求することができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において を代表する者は となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。